

第3回労働政策審議会人材開発分科会議事次第

平成30年2月6日（火）15:00～17:00

場所：厚生労働省 専用第22会議室（18階）

1 開会

2 議題

- (1) 働き方改革実行計画を踏まえた「多様な選考・採用機会の促進」に関する検討状況等について
- (2) 専門実践教育訓練の指定基準に関する施行後3年後における見直しについて
- (3) 平成30年度予算案の概要について
- (4) 職業訓練指導員の養成等に関する検討概要について

3 閉会

[配布資料]

- 資料1 働き方改革実行計画を踏まえた「多様な選考・採用機会の促進」に関する検討状況等について
- 資料2-1 専門実践教育訓練の指定基準の見直しについて（ご議論いただきたいポイント）
- 資料2-2 専門実践教育訓練の指定・活用状況及び受講効果等について
- 資料2-3 専門実践教育訓練の指定基準の見直しに関する参考資料
- 資料2-4 専門実践教育訓練の指定講座について（平成30年4月指定）
- 資料3 平成30年度予算案の概要について
- 資料4-1 職業訓練指導員養成に関する現状と課題
- 資料4-2 職業訓練指導員の養成等に関する検討概要と方向性について

[参考資料]

- 参考資料 労働政策審議会人材開発分科会委員名簿

第3回労働政策審議会人材開発分科会座席表

傍 聴 席

入
口

事 務 局

事 務 局

受 付

波積人材開発政策担当参事官

和田審議官

安藤人材開発統括官

志村人材開発総務担当参事官

事
務
局

山崎特別支援室長

瀧原能力評価担当参事官

澤口技能実習業務指導室長

小 松 委 員

河 本 委 員

角 島 委 員

遠 藤 委 員

白 田 委 員

全国中小企業団体
中央会労働政策部
部長代理菱沼氏

速

記

三
村
委
員

大
久
保
委
員

小
杉
分
科
会
長

浅
井
委
員

早
川
委
員

伊藤若年者・キャリア形成支援担当参事官

松瀬キャリア形成支援室長

外 山 調 査 官

金尾企業内人材開発支援室長

村 上 委 員

松 井 委 員

荘 司 委 員

小 倉 委 員

事
務
局

随
行
者
席

平成30年2月6日(火)
15:00~17:00
厚生労働省
専用第22会議室(18階)

働き方改革実行計画を踏まえた
「多様な選考・採用機会の促進」
に関する検討状況等について

【働く人の視点に立った課題】
35歳～44歳のフリーター等の数は60万人前後で高止まり。
2014年:61万人、2015年:57万人、2016年:60万人

就職氷河期(1990年代前半～2000年代前半卒業者)に**正社員就職に至らなかった者は不安定な就労を続けているケースが多い。**

- ・就職氷河期世代の就職活動期に、若年無業者(※)の数は、大きく増加
1996年:40万人 → 1999年:48万人 → 2002年:64万人(2016年:57万人)
- (※)15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者
- ・就職氷河期世代で正社員希望者数(2015年)
完全失業者:27万人 非労働力人口:15万人

高校中退者は、就職・キャリアアップにおいて不利な立場にある。

- ・就職内定率(2016年)
高校新卒者:約9割 ↔ 中学新卒者:約3割
- ・高卒資格が必要と考える高校中退者の割合(2010年):78.4%

地元就職を希望する新規大卒者等の受け皿が不十分。 ※東証一部上場企業

- ・地元就職を希望の大学生等の割合(2017年卒):65%
- ・地域限定採用を実施している企業の割合:19.4%(※)
- ・地方独自採用を実施している企業の割合:9.4%(※)

【今後の対応の方向性】
就職氷河期世代の正社員化に向けた集中的な支援を行うとともに、高校中退者やひきこもりの若者等に対し、教育・就労にわたる切れ目ない支援を提供し、就労・自立の実現につなげる。また、多様な採用機会を拡大し、単線型の日本のキャリアパスを変えていく。

【具体的な施策】
(就職氷河期世代への支援)

- ・就職氷河期に就職時期を迎え、現在もフリーター等として離転職を繰り返す方の正社員化に向けて、短期・集中セミナーの実施、わかものハローワークにおける就職支援、事業主への助成措置の創設など、個々の対象者に応じた集中的な支援を行う。
- ・雇用保険法を改正し、倒産・解雇等により離職した若者に対する基本手当の所定給付日数を上げる。

(高校中退者等に対する就労・自立支援)

- ・図書館等を活用して高校中退者等の高卒資格取得の学習相談・支援を行うモデルを構築する。また、教育委員会や学校、地域若者サポートステーション等の連携を強化し、就労・自立に向けた切れ目ない支援体制を構築する。

(多様な選考機会の促進)

- ・希望する地域等で働ける勤務制度の導入等を促進するため、若者雇用促進法の指針を改正し、経済界に要請する。また、学生の地元での就職活動を促進するため、東京圏在住の地方出身者等に対し、地元企業でのインターンシップを支援する。

(若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化)

- ・職業安定法を改正し、ハローワークや職業紹介事業者の全ての求人を対象に、一定の労働関係法令違反を繰り返す求人者等の求人を受理しないことを可能とする。また、求人情報の提供を行う事業者に対し、実際の労働条件と異なる求人情報を提供しないこと等を内容とする業務運営の指針を策定するとともに、必要に応じて指導等を実施できるよう、法整備を行う。
- ・高等学校・大学等と労働局が連携し、学生・生徒に対する労働関係法令や相談・通報窓口等の周知徹底を図る。また、求人情報の提供を行う事業者に対し、労働者を守る労働ルールの周知を行うよう要請する。

施策	年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度以降	指標
就職氷河期世代への就職支援		【正社員化に向けたパッケージ支援】											
		セミナー・就職支援・助成金メニューの追加											
高校中退者等に対する就労・自立支援		【地域における子供・若者伴走型支援パッケージの推進】											
		学習相談・支援を行う地域モデル構築 切れ目ない支援体制構築 地域モデルの構築											
多様な選考機会の促進	指針改正	経済界への要請											
	まとめ	若年雇用促進法の見直しを検討											
		地方企業へのインターンシップを活用した人材還流促進策の実施											
労働関係法令等の周知・徹底		新卒応援ハローワーク等による地方への就職支援体制の整備											
		若者の地方への更なる正社員就職促進											
		労働法教育プログラム・ポータルサイト等の活用促進											
		労働条件相談ほっとラインの拡充・周知											
		労働関係法令等の周知・学習について更なる取組みを推進											
		若年層(25-34歳)の不本意非正規雇用労働者の正社員就職の推進											
		モデルの普及・全国展開											
		事業検証等を踏まえ、必要な取組を推進											
		若年層(25-34歳)の不本意非正規雇用労働者の割合:28.4%(2014年平均) →2020年 半減											
		学習相談事業を利用した高校中退者等のうち、 ・高卒認定試験又は高等学校を受験した者の割合:2019年度に80% ・高卒認定試験に合格した者の割合:2019年度に30%											
		地方創生インターンシップの参加者受入企業数(2016年 6,441社)を2020年に2倍											

「多様な選考・採用機会の拡大に向けた検討会」の開催

開催経緯

「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)において、「単線型のキャリアパスでは、ライフステージに合った仕事の仕方を選択しにくい。これに対し、転職が不利にならない柔軟な労働市場や企業慣行を確立すれば、労働者が自分にあった働き方を選択して自らキャリアを設計できるようになり、付加価値の高い産業への転職・再就職を通じて国全体の生産性の向上にもつながる。」とされており、さらに、「若者雇用促進法に基づく指針を改定し、希望する地域等で働ける勤務制度の導入など多様な選考・採用機会を促進」、「年齢にかかわらず多様な選考・採用機会の拡大に向けて、転職者の受入れ促進のための指針を策定」することとされた。このため、厚生労働省からの要請を受け、独立行政法人労働政策研究・研修機構(JILPT)において、多様な選考・採用機会の拡大に向けた実態把握、論点の整理を目的として検討会を開催したものの。

検討事項

- 新規学卒採用及び転職者受入れの実態
- 転職・再就職者の採用機会の拡大に資する企業の具体的な取組事例
- 新規学卒採用で希望する地域等で働ける勤務制度導入等の取組事例
- 多様な選考・採用機会の拡大に向けた具体的な課題及び提言

検討会委員

海老原 嗣生	(株)ニッチモ代表取締役
大内 伸哉	神戸大学大学院法学研究科教授
小野 晶子	(独)労働政策研究・研修機構主任研究員
近藤 佑介	(株)オプトホールディング 執行役員ビジネスサービス本部長
坂本 泰	東日本旅客鉄道(株) 人事部業務革新・ ダイバーシティ推進グループ課長
◎佐藤 博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授
濱口 桂一郎	(独)労働政策研究・研修機構労働政策研究所長
古市 憲寿	慶應義塾大学SFC研究所上席所員

開催実績

- 第1回 平成29年8月3日(木)
意見交換
- 第2回 平成29年8月22日(火)
企業・有識者等からのヒアリング①【新卒】
 - ・常見陽平氏(千葉商科大学国際教養学部専任講師)
 - ・日比野勇志氏(野村證券(株)執行役員人事部長)
- 第3回 平成29年10月3日(火)
企業・有識者等からのヒアリング②【転職】
 - ・齊藤安良氏((株)ニトリ人財開発部ゼネラルマネージャー)
 - ・駒村純一氏(森下仁丹(株)社長)
- 第4回 平成29年10月27日(金)
企業・有識者等からのヒアリング③【転職】
 - ・中村天江氏(リクルートワークス研究所労働政策センター長)
 - ・田中久氏((公財)産業雇用安定センター業務部業務部長)
- 第5回 平成29年11月28日(火)
JILPT企業・学生等調査中間報告
報告書骨子案の検討
- 第6回 平成29年12月5日(火)
報告書案の検討
- 第7回 平成29年12月12日(火)
報告書とりまとめ

多様な選考・採用機会の拡大に向けた検討会報告書（概要）

現状・課題認識

- 我が国では、ICT・AI・IoT等の進展により、産業構造や各企業の事業構造の大きな変化が見込まれる。また、職業キャリアが長期化し、少子化や価値観の変化等を背景に働き方のニーズが多様化している。
- その中で、勤務地・勤務内容・勤務時間などに限定のある働き方についても、少子化や価値観の変化等といった背景や、両立支援の観点から、新規学卒の段階からニーズの高まりが見られる。
- また、転職・再就職においても、新卒就職時のミスマッチ是正のやキャリアアップ・キャリアチェンジのための転職、出産・育児に伴う退職後の再就職、老親介護等のための中高年齢者の転職・再就職など、一連の職業キャリアの中で、様々な場面において発生することが想定される。
- このような中で、企業と労働者双方のニーズに応え、年齢にかかわらず多様な選考・採用機会の拡大を図る必要がある。

目指すべき社会

- 企業は、高度な専門性や多様な経験をもつ人材の迅速な確保により、生産性の向上や、企業内におけるイノベーション創出を通じた成長が可能となる。
- 労働者は、産業・事業構造の急激な変化や、一人ひとりのライフスタイルやライフステージに対応し、多様で良質な就業機会を得ることができる。

基本的な考え方と具体的な取組

新卒者等

- 希望する地域等で働ける環境や仕事と生活の調和が図られる環境を整備し、企業の人材確保・職場定着を実現する。

<具体的な取組>

- 希望する地域で将来のキャリア展望が描ける募集・採用の仕組みを積極的に検討する
- 採用後の処遇や働き方、選択した採用区分ごとの具体的なキャリア展望等に係る情報開示に取り組む

<労働者のライフステージの例>

新卒就職

新卒就職時のミスマッチ
是正の転職・再就職

出産・育児との両立

キャリアアップのための
転職・再就職

老親介護等との両立

産業構造・事業構造の変化による転職・再就職

転職・再就職者

- 中高年齢者の採用実績のある企業は、採用実績のない企業に比べ、中高年齢者の中途採用に積極的になる。企業横断的に活躍するために必要な、異業種においても共通して発揮される能力は、職務経験により培われる。
- 職業キャリアが長期化し働き方のニーズが多様化する中で、年齢にかかわらず、職務経験が豊富な中高年齢者も、企業や業種を越えて活躍する社会を実現する。

<具体的な取組>

- 必要とする専門性や職業能力の水準等を明確に整理する
- 労働条件や職務内容、職場情報、企業文化等を提供する
- 元の職業・職種に関わらない募集・採用に取り組む
- 異業種でも発揮される職務遂行能力等の適正な評価を行う
- 社内・社外双方で公平性を保つ処遇を柔軟に決定する
- 即戦力採用であっても早期定着支援を積極的に行う
- 専門職のウェイトを高めていく

多様な選考・採用機会の拡大に向けた検討会報告書概要【新卒関係】

新卒者等
にとって

「希望する地域等で働ける」
「仕事と生活の調和が図れる」

【新卒者等の現状・課題】

- 地域限定等での就職を希望する者が多い一方、そうした働き方での就職が叶う者は少ない実態にある。

(就職活動時に限定正社員を希望する者の割合と希望が実現した者の割合)

	地域限定	職務限定	勤務時間限定
希望割合	72.6%	58.0%	51.8%
実現割合	28.6%	24.3%	4.4%

- 採用後において、正社員の39.6%が「できれば転勤はしたくない」と考えている。
- 生活(結婚、育児、介護等)と仕事の両立が可能な働き方ニーズの拡大。(2013年卒:20.6%⇒2018年卒:26.2%)
- 労働条件や仕事内容のミスマッチ等を理由に、大卒の32.2%、高卒の40.8%が就職後3年以内に離職。

企業に
とって

「各地域で人材確保の機会が広がる」
「採用後の職場定着が期待できる」

【企業の現状・課題】

- 新卒正社員採用予定人数に占める地域限定正社員の割合は限定的であり、魅力ある地域の雇用の受け皿が不足。
※全国・海外展開企業の新卒者等採用予定者に占める地域限定正社員の割合は4.0%
- 一方、地域限定正社員制度を導入した企業の理由として、「地域密着型の経営のため」とする企業が19.2%あり、地域特性・地域ニーズに対応できる人材ニーズも一定数存在。
- 中小企業においては、発信力の弱さから、その魅力が伝わりにくく、人材確保が困難。
- 新卒一括募集スケジュール以外の時期に募集機会を設けていない企業が23.4%存在。

【多様な選考・採用機会の拡大に向けた方策】

【企業に求める取組】

- 新卒者等の中長期的なキャリア形成が可能な地域拠点を有する大企業等は、当該地域における選考・採用活動の実施に加え、当該地域に限定して働ける勤務制度等、新卒者等が希望する地域で将来のキャリア展望が描ける募集・採用の仕組みを積極的に検討する。
- 新卒者等の募集・採用においては、新卒者等が適切に企業や採用区分を選択できるよう、採用後の処遇や働き方、選択した採用区分ごとの具体的なキャリア展望等に係る情報開示に積極的に取り組む。
- 画一的な募集スケジュールでの対応が困難な新卒者等に対して、企業にとって過度な負担とならない範囲で個々の事情に配慮した柔軟な対応を行う。

【新卒者等に求める取組】

- 新卒者等においては、在学中から携わりたい仕事や働き方を十分に吟味するとともに、採用後のキャリア展望に係る情報も収集し、企業だけでなく働き方にも着目して、継続的・主体的にキャリア選択を行う。

【国の取組】

- 地域限定正社員制度等を導入し、人材確保や職場定着の成果を上げている企業の好事例を収集・周知する。
- 新卒者等にとって、それぞれの地域における就職・キャリアアップが具体的な選択肢となるよう、地域において働き方改革に取り組んでいる中堅・中小企業の魅力や、生活の場としての地域の魅力等を併せて発信する。
- 新卒者等が地域の労働市場の状況、地域限定正社員等を選択した場合のキャリア展望等に対する理解を深められるよう、学校等と連携し、より早期からの職業意識形成支援に取り組む。

參考資料

若者雇用促進法 (「青少年の雇用の促進等に関する法律」)

若者の雇用の促進等を図り、その能力を有効に発揮できる環境を整備するため、若者の適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずる「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律」が、平成27年9月18日に公布され、同年10月1日から順次施行されている。

若者雇用促進法の主な内容

① 職場情報の積極的な提供(平成28年3月1日施行)

新卒段階でのミスマッチによる早期離職を解消し、若者が充実した職業人生を歩んでいくため、労働条件を的確に伝えることに加えて、若者雇用促進法において、平均勤続年数や研修の有無及び内容といった就労実態等の職場情報も併せて提供する仕組みを創設した。

※職場情報については、新卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず、(i)幅広い情報提供を努力義務化、(ii)応募者等から求めがあった場合は、以下の3類型ごとに1つ以上の情報提供を義務としている。

➢ 提供する情報：(ア)募集・採用に関する状況、(イ)職業能力の開発・向上に関する状況、(ウ)企業における雇用管理に関する状況

② ハローワークにおける求人不受理(平成28年3月1日施行)

ハローワークにおいて、一定の労働関係法令違反があった事業所を新卒者などに紹介することのないよう、こうした事業所の新卒求人を一定期間受け付けない仕組みを創設した。

➢ 不受理の対象：○労働基準法と最低賃金法に関する規定について、
(1)1年間に2回以上同一条項の違反について是正勧告を受けている場合
(2)違法な長時間労働を繰り返している企業として公表された場合
(3)対象条項違反により送検され、公表された場合

○男女雇用機会均等法と育児介護休業法に関する規定について
(1)法違反の是正を求める勧告に従わず公表された場合

※職業紹介事業者においても、ハローワークに準じた取扱いを行うことが望ましいことが若者雇用促進法に基づく事業主等指針によって定められた。

③ ユースエール認定制度(平成27年10月1日施行)

若者雇用促進法において、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業について、厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度を創設した。

➢ メリット：ハローワーク等によるマッチング支援、助成金の優遇措置、日本政策金融公庫による低利融資などを受けることができる

➢ 認定基準：
・若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下
・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数(男女別)について公表している



等 <認定マーク>

若者雇用促進法に基づく指針について

指針の根拠法：若者雇用促進法（青少年の雇用の促進等に関する法律）

第四条 事業主は、青少年について、その有する能力を正当に評価するための募集及び採用の方法の改善、職業の選択に資する情報の提供並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を講ずることにより、雇用機会の確保及び職場への定着を図り、青少年がその有する能力を有効に発揮することができるように努めなければならない。

2 特定地方公共団体（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第八項に規定する特定地方公共団体をいう。以下同じ。）並びに職業紹介事業者（同条第九項に規定する職業紹介事業者をいう。第十四条において同じ。）、募集受託者（同法第三十九条に規定する募集受託者をいう。第十三条において同じ。）、労働者の募集に関する情報を提供することを業として行う者並びに青少年の職業能力の開発及び向上の支援を業として行う者（以下「職業紹介事業者等」という。）は、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着が図られるよう、相談に応じ、及び必要な助言その他の措置を適切に行うように努めなければならない。

第六条 国、地方公共団体（特定地方公共団体を含む。）、事業主、職業紹介事業者等、教育機関その他の関係者は、第二条及び第三条の基本的理念にのっとり、青少年の福祉の増進を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

第七条 厚生労働大臣は、第四条及び前条に定める事項についての必要な措置に関し、事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針の概要

青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主等が講ずべき措置を大臣告示として定めたもので、以下の構成となっている。

- I 事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置
- II 事業主が青少年の職場への定着促進のために講ずべき措置
- III 職業紹介事業者等が青少年の雇用機会の確保及び職場への定着促進のために講ずべき措置

専門実践教育訓練の指定基準の見直しについて (ご議論いただきたいポイント)

専門実践教育訓練給付制度は、平成 26 年 10 月より開始されたが、制度創設時の審議において、施行から 3 年を目途として、教育訓練の実施状況、教育訓練成果、労働市場への効果等を把握・分析し、再度、指定基準の妥当性の検証を行うこととされていた。今般、本制度の運用実績に関するデータなどの蓄積が進み、検証に向け一定の分析が可能となってきたことから、これまでの分科会において委員からいただいた指摘や、制度を運用する中で生じてきた検討課題等も踏まえ、ご議論いただきたいポイントを以下のとおり整理した。

(1) 分科会委員等からの指摘事項

課程類型や目標資格別の教育訓練の実施状況、教育訓練成果、労働市場への効果等を把握・分析した上での、指定基準の妥当性の検証

○以下のような項目について雇用保険データを中心に分析

- ・ 課程類型別受講者数
- ・ 受講者の属性（年齢構成、性別比、受講開始時の就業状況）
- ・ 修了後の就職率、非正規雇用から正社員への転換等のキャリアアップ状況
- ・ 就職後の定着率

(2) 政策・制度的観点からの新たな検討課題

- ① 専門職大学・専門職短期大学制度の創設を踏まえた教育訓練給付制度における取り扱いの検討
- ② 上記検討に併せた、専門実践教育訓練に係る訓練期間の上限の考え方の検討

(3) 制度運用上の検討課題に関する事項

- ① 実務経験等の一定要件を満たす者が受講する、業務独占・名称独占資格の養成課程の、専門実践教育訓練への指定可能性
- ② 専門実践教育訓練としての講座基準を満たさない課程類型適合講座を一般教育訓練として指定可能とする経過措置の取扱い
- ③ 就職・在職率の計上の方法（長期履修生、修了後に進学する者の多い講座などの評価の仕方）

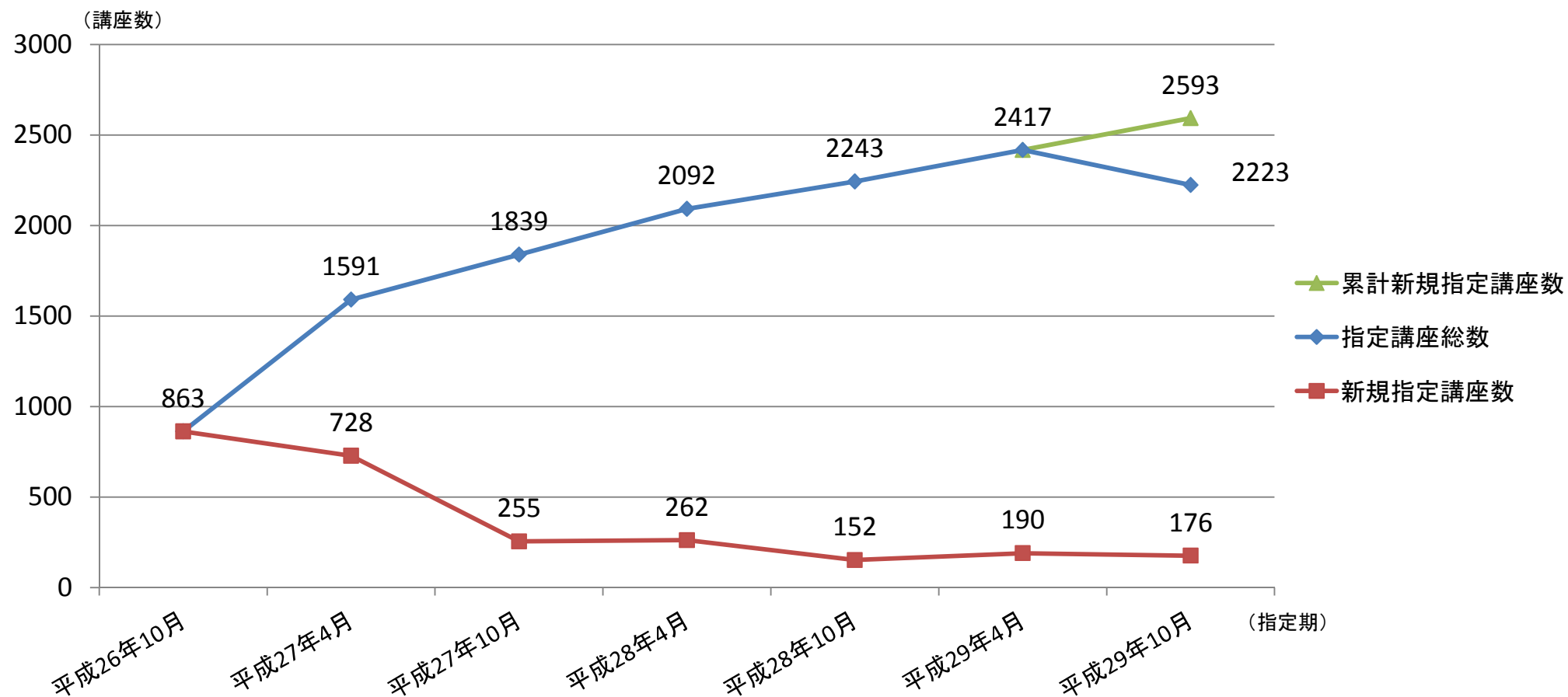
(4) 教育訓練給付制度におけるその他の検討課題の取扱い

- ① 今後、文部科学省において認定制度の創設が予定される
 - i) より短時間の職業実践力育成プログラム
 - ii) 専門学校による社会人向け短期プログラムの教育訓練給付制度全体の中での位置づけ
- ② 一般教育訓練も含めた講座指定要件に関する給付水準も踏まえた類型バリエーション

専門実践教育訓練の指定・活用状況及び 受講効果等について

1. 専門実践教育訓練の指定状況

対象講座の指定状況の推移①



指定講座総数（平成29年10月時点）2,223の内訳

第一類型

業務独占資格または
名称独占資格の取得を
訓練目標とする養成課程

講座数) 1,279講座

例)看護師、介護福祉士 等

第二類型

専修学校の
職業実践専門課程

講座数) 770講座

例)商業実務、経理・簿記 等

第三類型

専門職学位課程

講座数) 83講座

例)MBA等

第四類型

大学等の職業実践力
育成プログラム

講座数) 79講座

例) 特別の課程(工学・工業) 等

第五類型

一定レベル以上の情報通
信技術に関する資格取得
を目標とする課程

講座数) 12講座

例)シスコ技術者認定CCNP等

対象講座の指定状況の推移②（指定期ごとの新規指定講座数）

指定期	新規指定講座数	うち 第一類型	うち 第二類型	うち 第三類型	うち 第四類型	うち 第五類型
平成26年10月	863	450	384	29	-	-
平成27年4月	728	539	147	42	-	-
平成27年10月	255	98	156	1	-	-
平成28年4月	262	148	84	7	23	-
平成28年10月	152	61	70	3	14	4
平成29年4月	190	90	62	8	27	3
平成29年10月	176	75	76	3	15	7

※ 指定期間満了・講座廃止等により指定外となった講座が存在するため、各期の新規指定講座数を合算した数と、平成29年10月時点の指定講座総数は、一致しない。

課程類型ごとの専門実践教育訓練指定状況

	当該課程類型に 該当する講座の数	29.10.1時点の 指定講座数	指定を受けていない理由 (教育訓練機関からの要望等)
① 業務独占・名称独占 資格の養成課程	—	1,279	<ul style="list-style-type: none"> ○ 修了者の資格合格率が全国平均以下である ○ 資格を取得するために必要な最短の課程でない (例：4年制大学の保育士養成課程) ○ 最短の課程であるが、4年間の通学を要する(例： 定時制の看護師養成3年課程、管理栄養士の養成課 程) ○ 就職・在職率が80%以下である(※長期履修者や大 学等への進学者等の存在など、訓練の質とは異なる 理由により要件を満たすことが困難な場合も存在)
(例) 看護師養成課程	1,090 (平成29年4月時点)	238	
介護福祉士養成課程	406 (平成29年4月時点)	175	
保育士養成課程	669 (平成29年4月時点)	70	
② 職業実践専門課程	2,773 (平成29年2月時点)	770 (※※)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3年制・4年制の課程である ○ 就職・在職率が80%以下である(※につき同上) ※※第1類型として指定を受けている講座が、一定数存在する。
③ 専門職学位課程	173専攻 (講座数不明)	58専攻 (83講座)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 司法試験合格率・定員充足率要件を満たしていない (法科大学院) ○ 開講したばかりの講座について、指定申請の前提と なる過去実績がない
④ 職業実践力育成 プログラム	180 (平成29年4月時点)	79	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開講したばかりの講座について、指定申請の前提と なる過去実績がない ○ 就職・在職率が80%以下である(※につき同上)
⑤ 高度IT資格の取得を 目標とする課程	正確な把握は困難	12	<ul style="list-style-type: none"> ○ ITSSレベル4相当の資格を目標とする課程に係る指 定要件緩和(H29.10指定より適用)を受けた申請準 備途上である

開講形態別指定講座数

参考：左記の講座に対する支給実績（平成29年9月末時点）

	指定講座数 (平成29年4月1日時点)
昼間課程	2,066
夜間課程	170
土日課程	85
通信課程	96
計	2,417

うち 支給実績あり講座	実受給者	
	うち女性	
853講座 (41.3%)	6,484人 (1講座平均3人)	4,214人 (65.0%)
143講座 (84.1%)	2,178人 (1講座平均13人)	1,149人 (52.8%)
54講座 (63.5%)	2,381人 (1講座平均28人)	566人 (23.8%)
62講座 (64.6%)	4,711人 (1講座平均49人)	3,148人 (66.8%)
1,112講座 (46.0%)	15,754人 (1講座平均7人)	9,077人 (57.6%)

開講形態別指定講座数（開講形態・課程類型毎詳細）

参考：左記の講座に対する支給実績（平成29年9月末時点）

	課程類型	指定講座数 (平成29年4月1日時点)
平日夜間	第一類型	145 (第1類型指定講座数の10.5%)
	第二類型	8 (第2類型指定講座数の0.9%)
	第三類型	6 (第3類型指定講座数の6.7%)
	第四類型	11 (第4類型指定講座数の17.2%)
土日課程	第一類型	12 (第1類型指定講座数の0.8%)
	第二類型	2 (第2類型指定講座数の0.2%)
	第三類型	42 (第3類型指定講座数の46.7%)
	第四類型	27 (第4類型指定講座数の42.2%)
	第五類型	2 (第5類型指定講座数の40%)
通信課程	第一類型	92 (第1類型指定講座数の6.7%)
	第三類型	2 (第3類型指定講座数の2.2%)
	第四類型	2 (第4類型指定講座数の3.1%)

うち 支給実績あり講座	実受給者	うち女性
129講座(89.0 %)	1,934人	1,076人(55.6 %)
7講座(87.5 %)	59人	31人(52.5 %)
6講座(100.0 %)	181人	40人(22.1 %)
1講座(9.1 %)	4人	2人(50.0 %)
8講座(66.7 %)	86人	41人(47.7 %)
1講座(50.0 %)	2人	2人(100.0 %)
37講座(88.1 %)	2,129人	499人(23.4 %)
7講座(25.9 %)	159人	23人(14.5 %)
1講座(50.0 %)	5人	1人(20.0 %)
59講座(64.1 %)	4,393人	3,069人(69.9 %)
1講座(50.0 %)	236人	31人(13.1 %)
2講座(100.0 %)	82人	48人(58.5 %)

1 のまとめ

- 新規指定講座数は、制度創設以降、「4月指定講座数」 > 「10月指定講座数」の傾向。時間の経過とともに安定化傾向。
- 現行指定基準を満たす講座の大半が指定を受けていると考えられる一方、訓練の質とは異なる理由により、指定を受けていない講座も一定数あると考えられる。
- 在職者が受講しやすい形態と考えられる土日・夜間講座の支給者数（実績）が高い一方で、指定講座数は少ない。

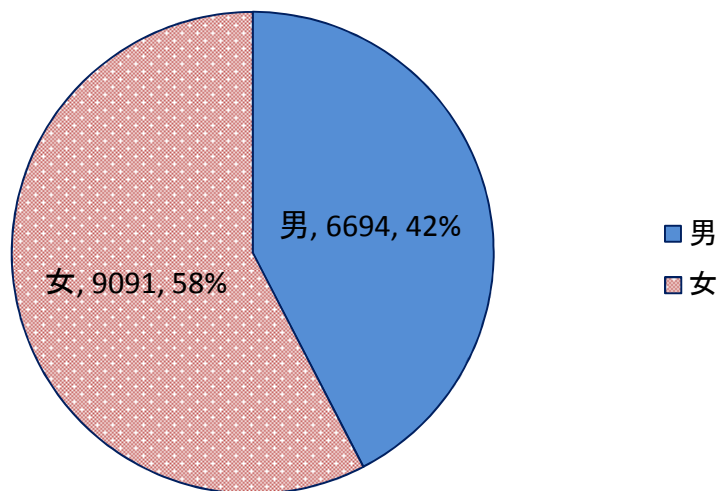
2. 専門実践教育訓練の活用状況 (受講者の属性等)

制度創設(平成26年10月)以降、平成29年9月末時点までに把握された専門実践教育訓練給付の支給状況をもとに、課程類型別・目標資格等別等の受給者数を把握。

→ 制度創設時～平成29年9月末時点の実受給者数: 15,785名について、分析を実施。

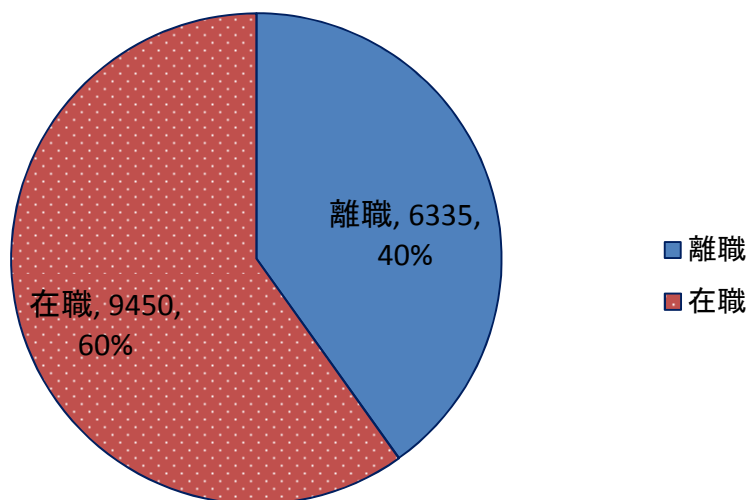
【参考】 専門実践教育訓練給付受給者の属性

性別

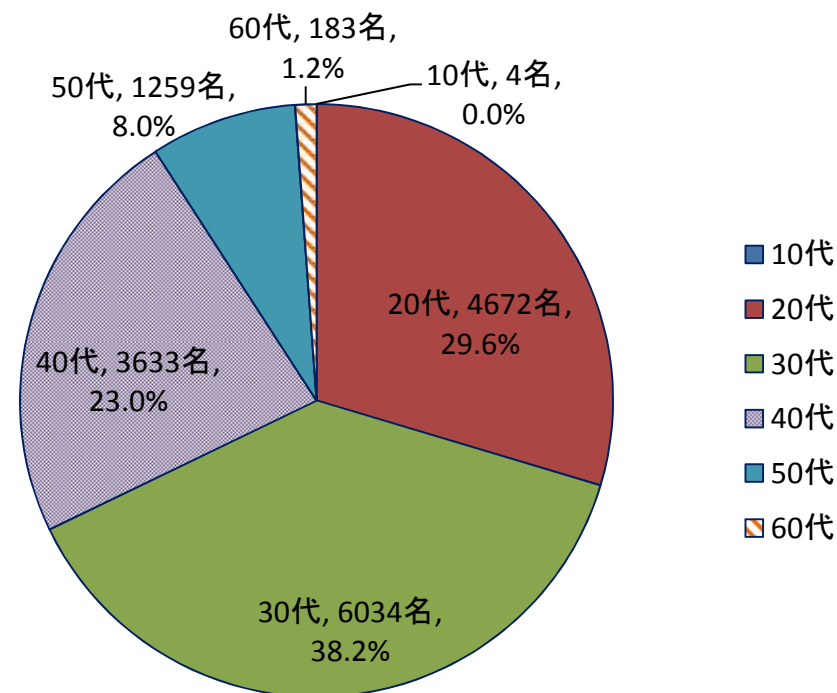


計 15,785名

受講開始時の就業状況



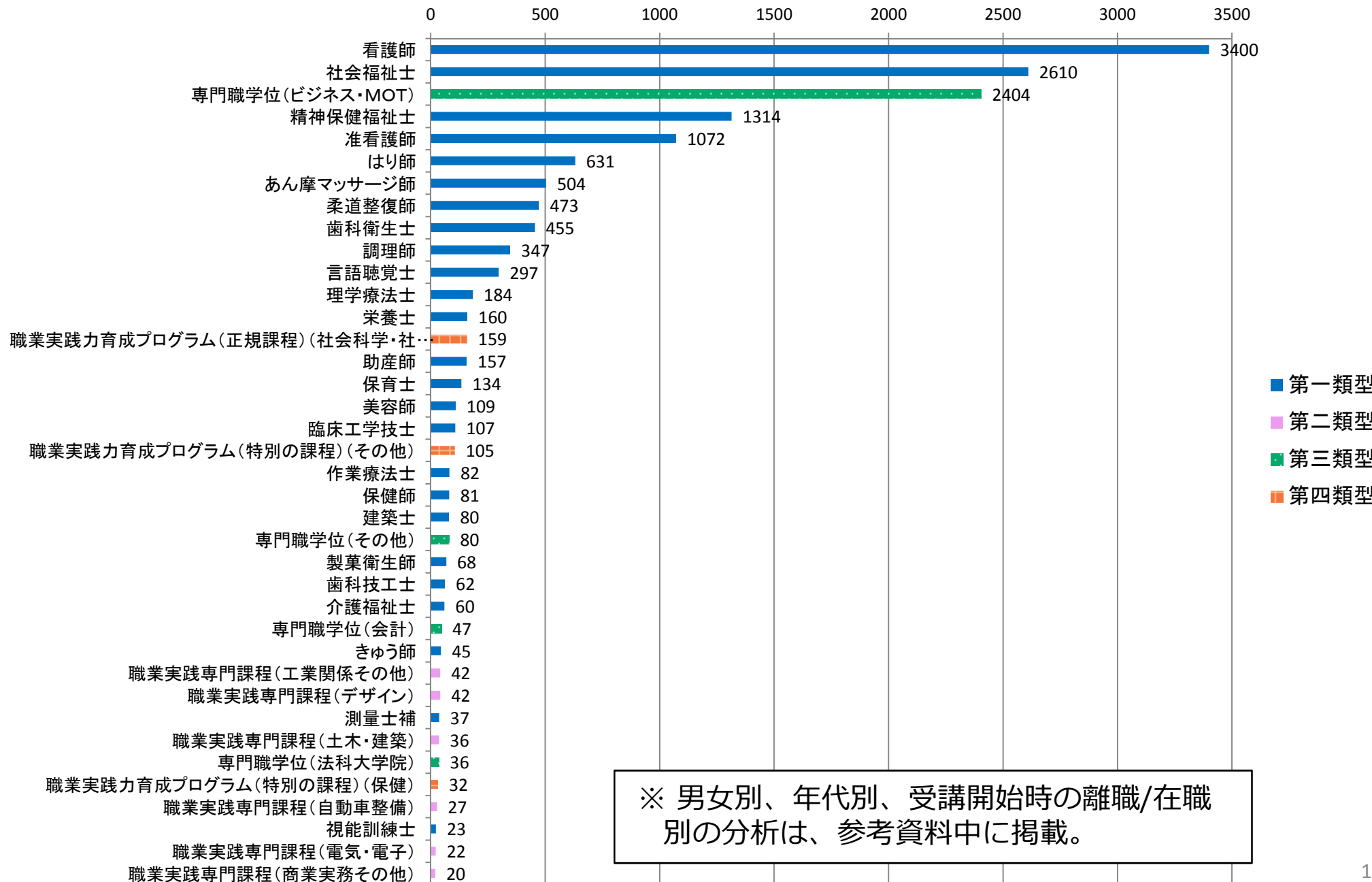
受講開始時の年齢



課程類型別受給者数

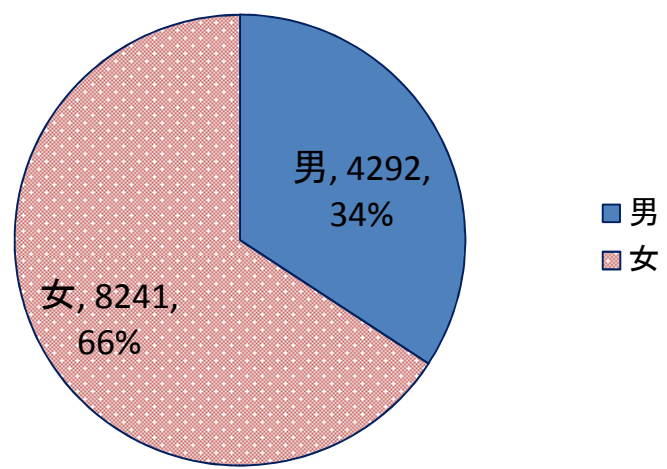
課程類型	実受給者数		【参考】 指定講座数 (平成29年4月1日)
		うち女性	
第1類型	12,533	8,241 (65.8 %)	1,374
第2類型	286	109 (38.1%)	884
第3類型	2,623	597 (22.8 %)	90
第4類型	337	142 (42.1 %)	64
第5類型	6	2 (33.3%)	5
計	15,785	9,091 (57.6 %)	2,417

目標資格等別受給者数 (受給者数が20名以上のものを掲載)

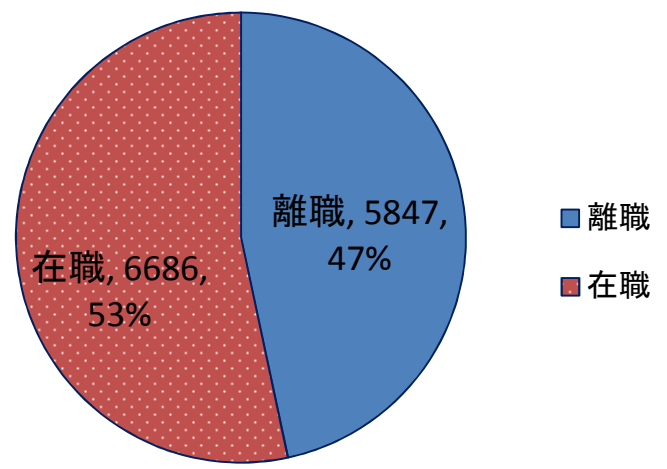


※ 男女別、年代別、受講開始時の離職/在職別の分析は、参考資料中に掲載。

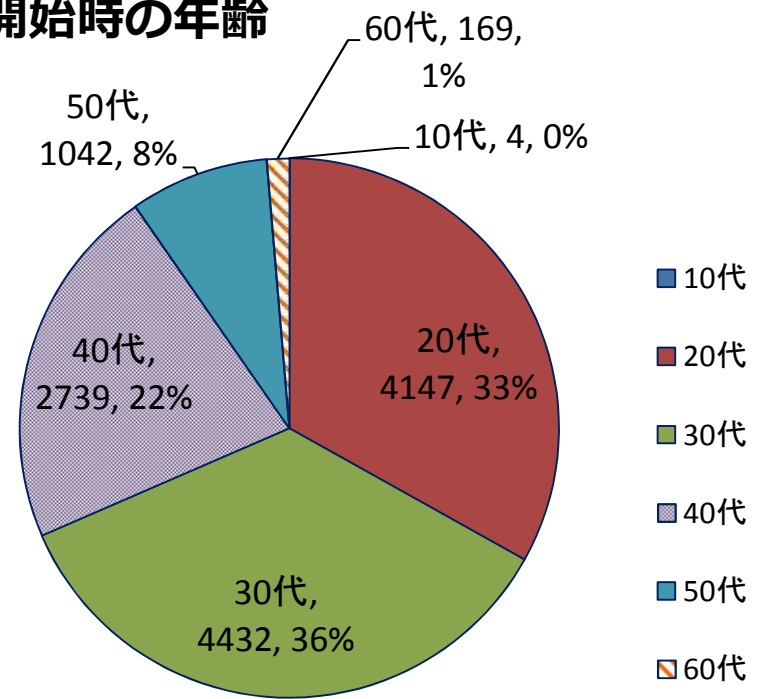
性別



受講開始時の就業状況

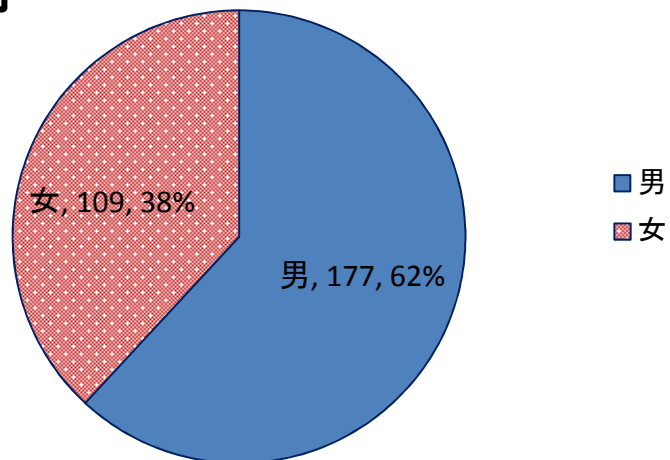


受講開始時の年齢

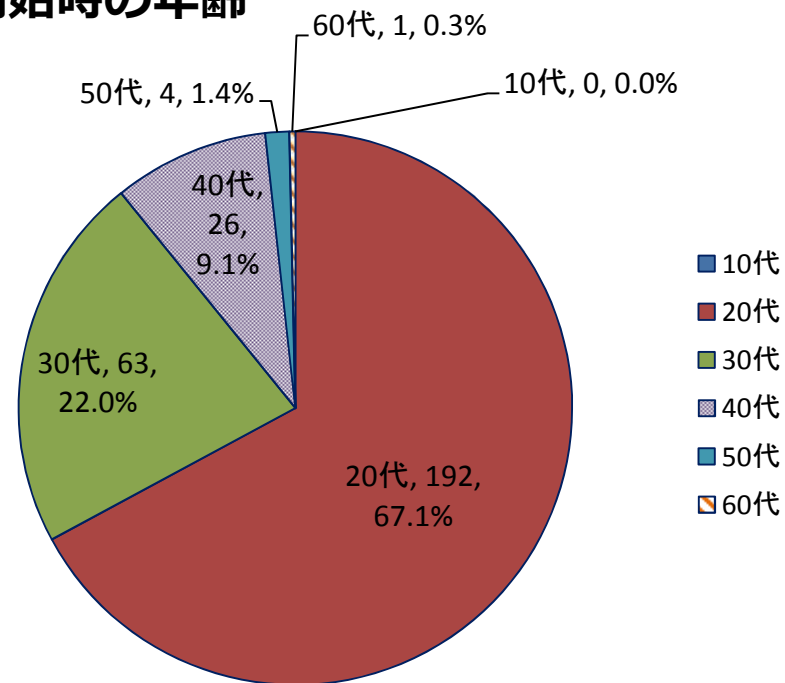


- 受給者数が特に多く、幅広い年代の再就職・キャリアアップに活用されている。
- 他の課程類型と比べ、女性の受講比率が高い。
(ただし、男女間で在職/離職の比率に差は無い。)

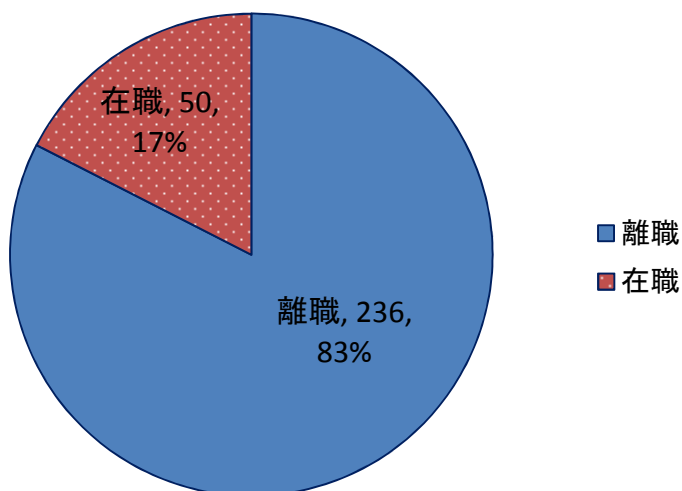
性別



受講開始時の年齢

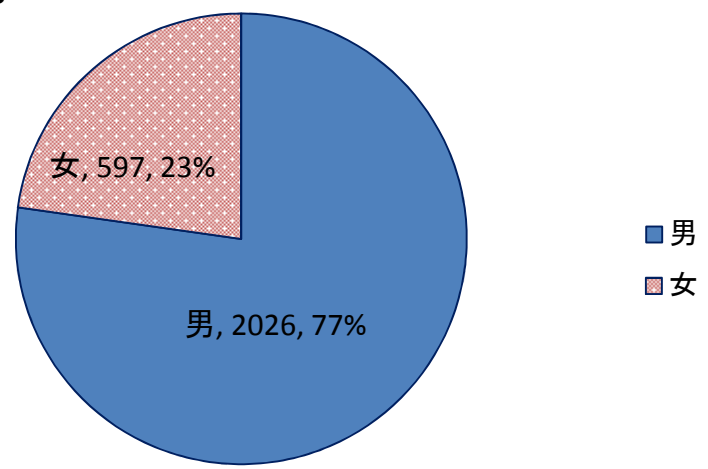


受講開始時の就業状況

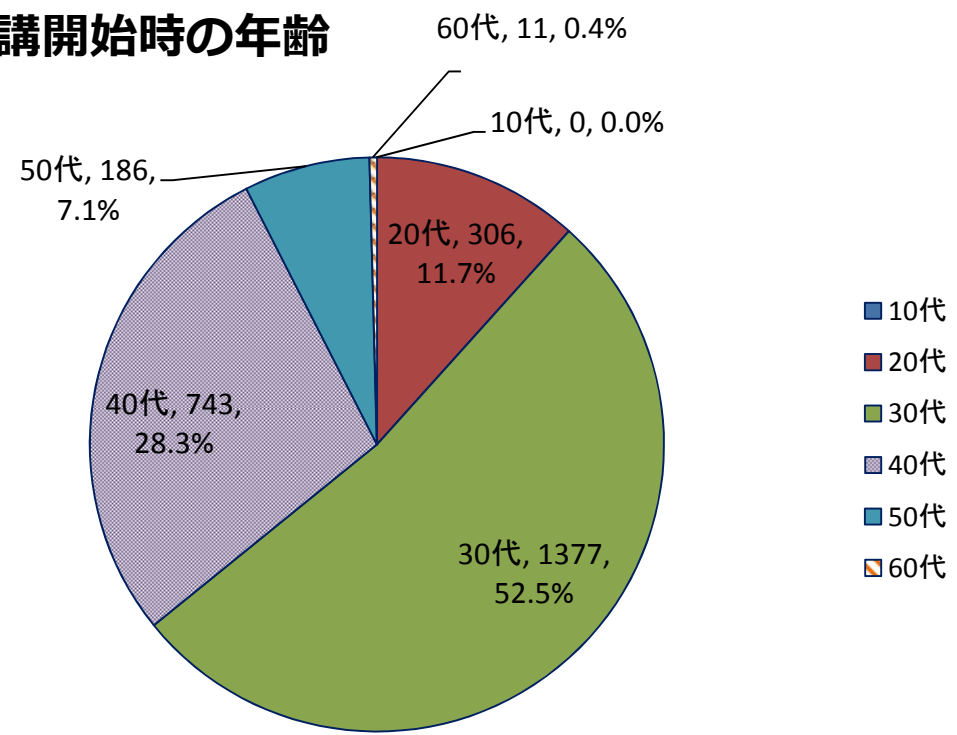


- 主に、20～30代の離職者の再就職のための訓練として活用されている。
- 男性受講者では自動車整備、電気・電子分野等の講座の受講が多く、女性受講者にはデザイン分野等の講座の受講が多い。

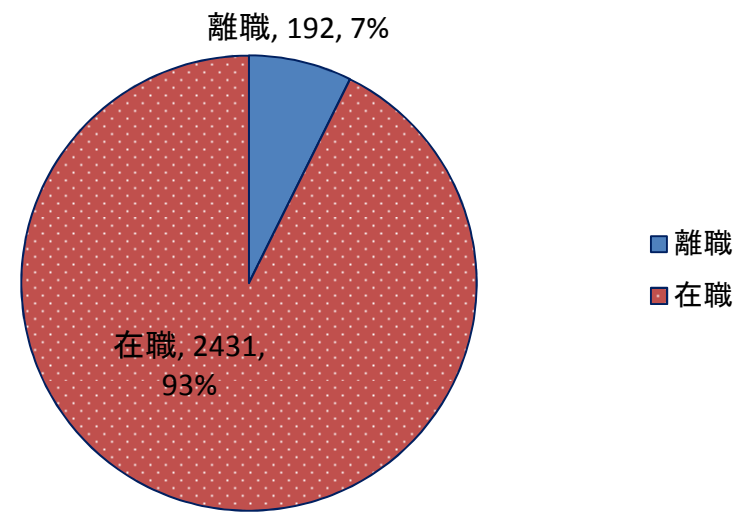
性別



受講開始時の年齢

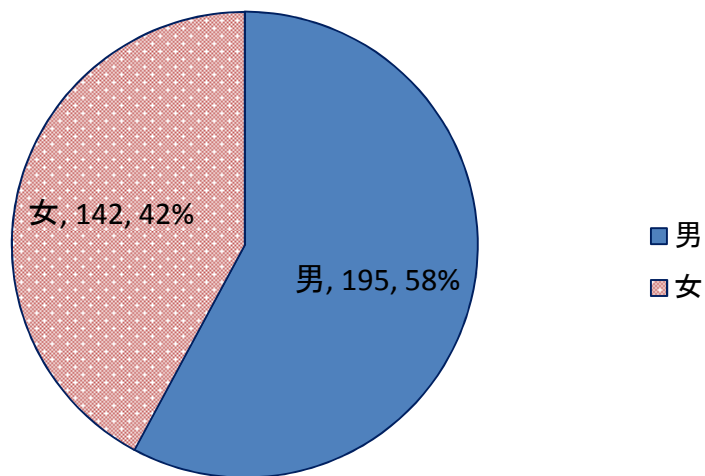


受講開始時の就業状況

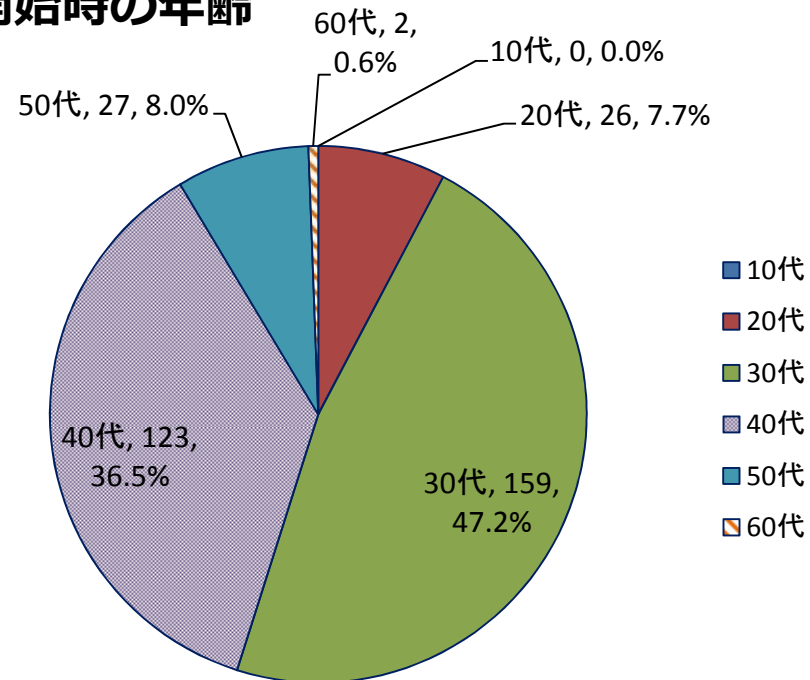


○ 男女ともに、MBA・MOTの受講が圧倒的多数。
○ 在職者が圧倒的に多く、特に、30～40代の中堅社員が、技術開発力、企画力、問題解決力等を身につけ、キャリアアップを図るための訓練として活用されている。

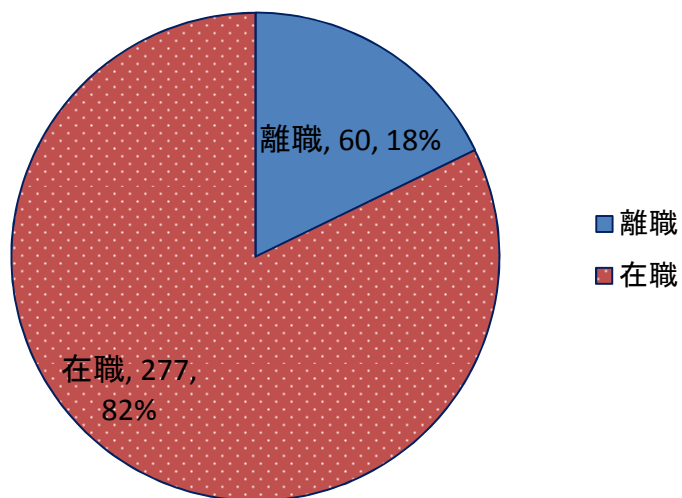
性別



受講開始時の年齢



受講開始時の就業状況



- 在職者、特に、30～40代の中堅社員のキャリアアップを図るための訓練として活用されている（マネジメント関係の講座の受講が多数）。
- 一方で、受講開始時離職者の3/4が女性であり、うち大半が、子育て女性の職場復帰のための講座や、看護分野の応用講座を受講するなど、離職中の女性の再就職・キャリアアップにも寄与。

各課程類型の典型的な受講者イメージ

第一類型 業務・名称独占資格の 養成課程

- **20～30代を中心に**、幅広い層が受講
- 他類型に比べ、**女性の受講**が多い傾向
- 看護師等、**医療・福祉分野の資格取得**に活用

第二類型 職業実践専門課程

- **20～30代の若年離職者**中心
- 自動車整備、デザインなど、**専門分野の職業実践的な知識・技術**を習得

第三類型 専門職大学院

- **30～40代の在職者**中心、**男性の受講**が多い傾向
- 技術開発力、企画力、問題解決力等を習得

第四類型 職業実践力育成 プログラム

- **30～40代の在職者**中心
- マネジメント能力の向上や、看護師資格保有者の**上乗せ資格習得**など、**キャリアアップ**に活用

2 のまとめ

- 受給者数は、平成29年9月末時点で15,785人と、平成27年度末時点の5,858人より大きく伸び。
- 第一類型の受給者が大きな割合を占めており、特に看護師・准看護師、社会福祉士、精神保健福祉士の4資格の養成課程で全数の過半を占める。
- 一方で、資格によらない分野・業界については、離職者の再就職には第二類型、在職者のキャリアアップには第三・第四類型が活用されている。

3. 専門実践教育訓練給付受給者の受講効果分析① (就職率等)

制度創設時～平成29年9月末時点の実受給者数15,785名のうち、

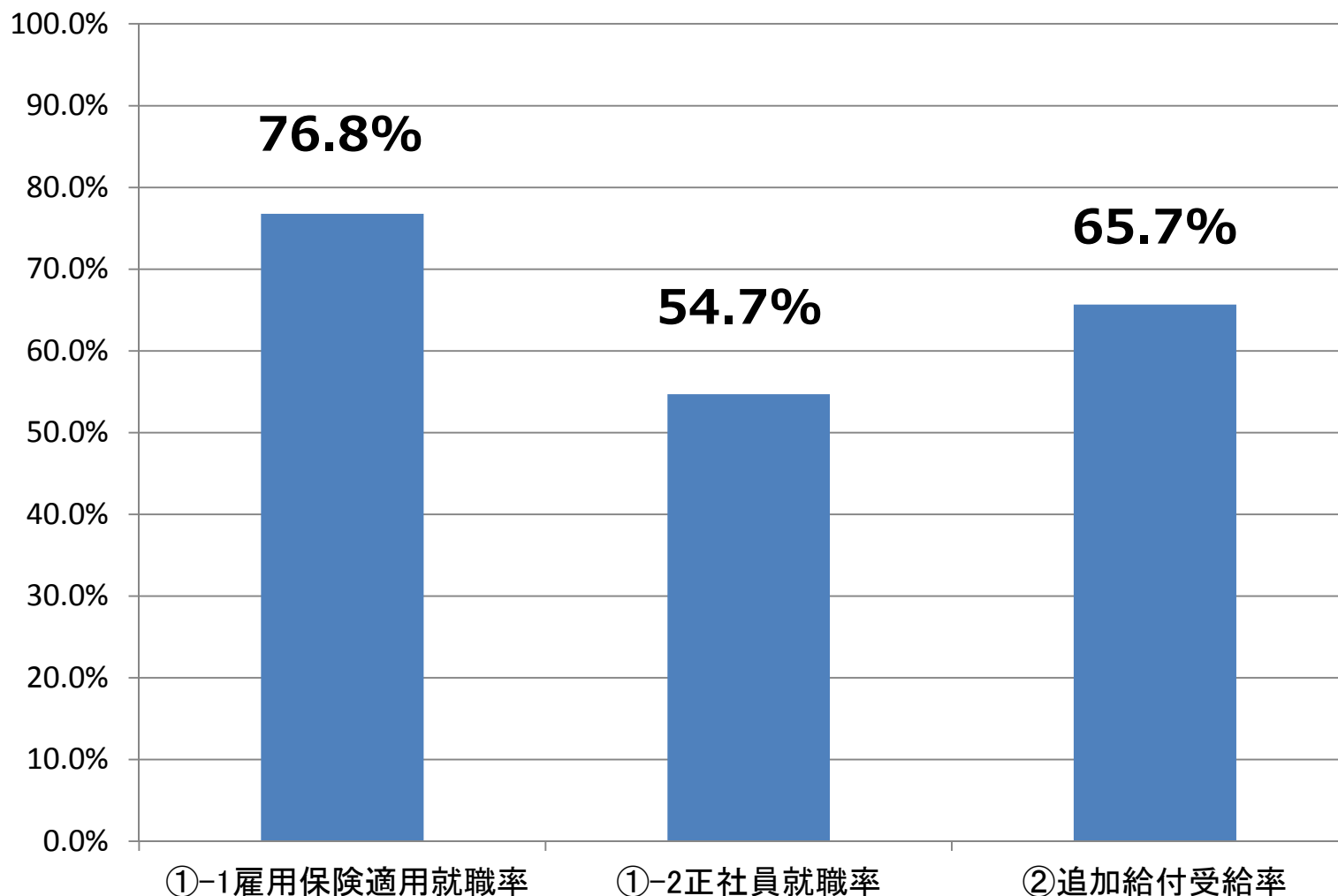
- (1) 受講開始時に離職中であり、かつ、
- (2) 平成29年3月末までに訓練を修了した者

計1,932名について、平成29年9月末時点の雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率[※]を分析。

(※修了後、定められた資格等を取得し、修了日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合又は雇用されている場合に、教育訓練経費の20%が追加給付される。)

専門実践教育訓練給付受給者の雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率①

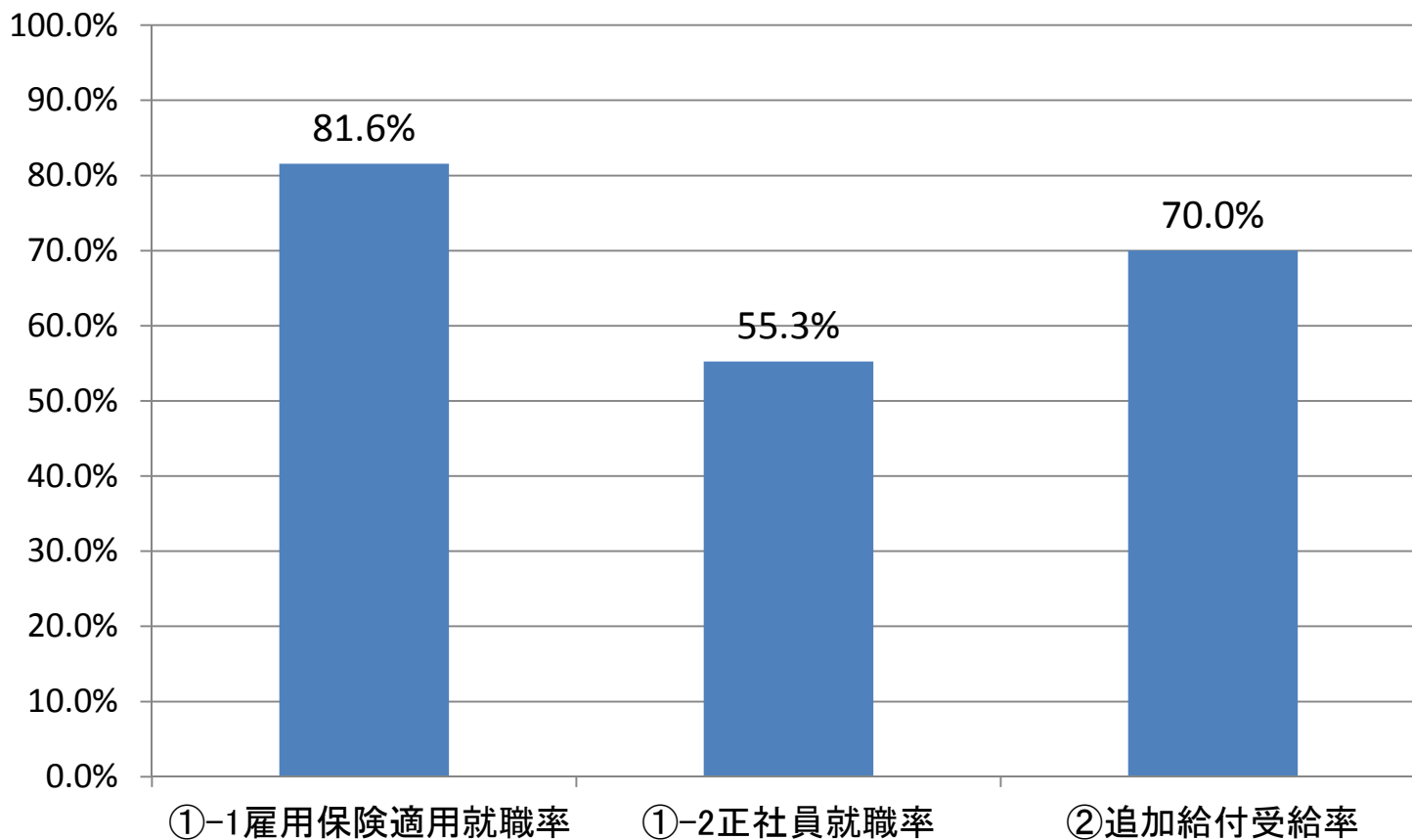
受講開始時に離職中かつ平成29年3月末までに教育訓練を修了した者
全体 N = 1,932



【参考 1】

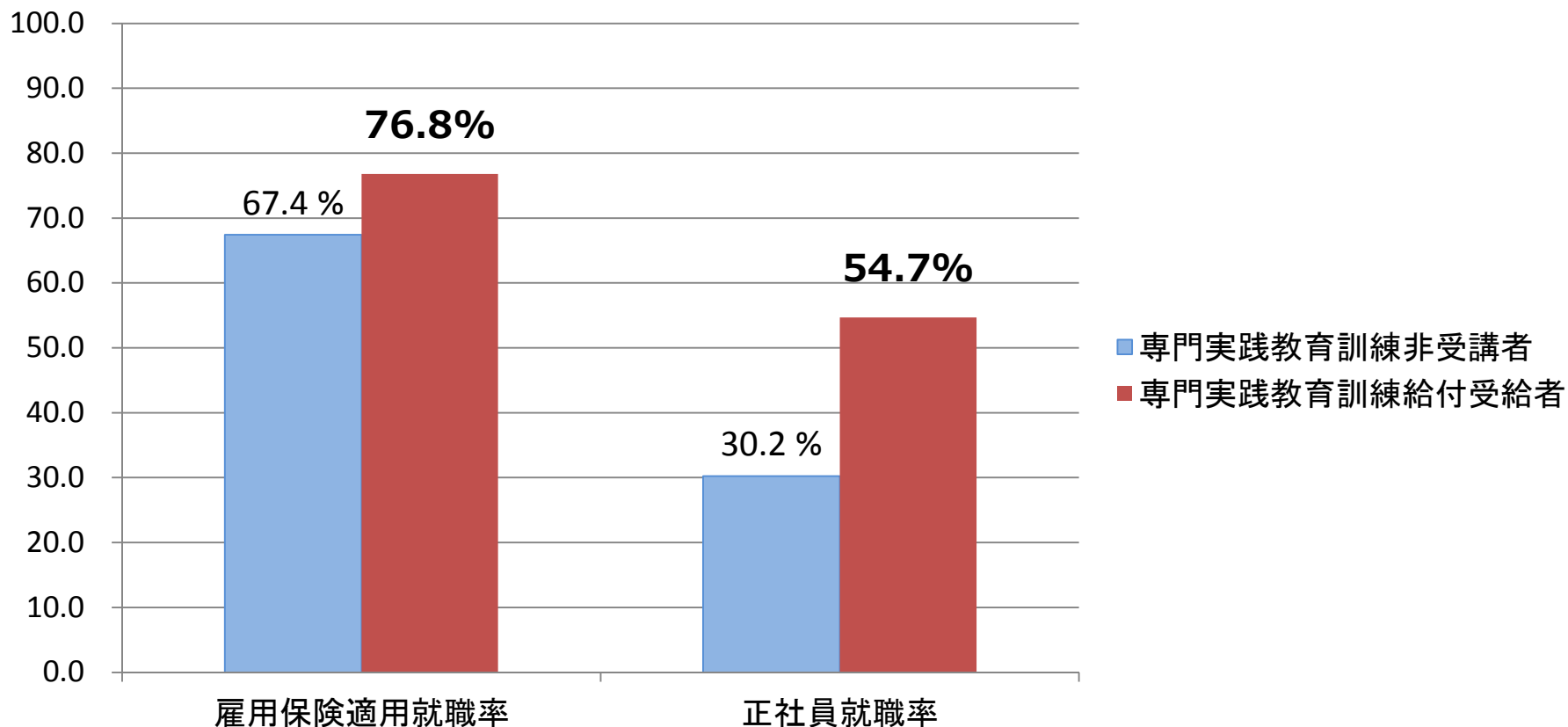
受講開始時に離職中であり、かつ、**平成28年9月末までに教育訓練を修了した者**（494名）に分析対象を限定した場合、平成29年9月末時点の雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率は以下のとおり。

受講開始時離職中かつ**平成28年9月末までに教育訓練を修了した者**
N = 494



【参考2】

専門実践教育訓練給付受給者（※1）と、専門実践教育訓練非受講者（※2）の雇用保険適用就職率、正社員就職率（※3）を比較すると、以下のとおり。



（※1）「専門実践教育訓練給付受給者」は以下の要件をいずれも満たす者とする。（N=1,932）

①平成29年9月末までに専門実践教育訓練給付を受給している、②訓練受講開始時に離職中であった、③平成29年3月末までに訓練を修了した

（※2）「専門実践教育訓練非受講者」は、以下の要件の全てを満たす者とする。（N=14,108,725）

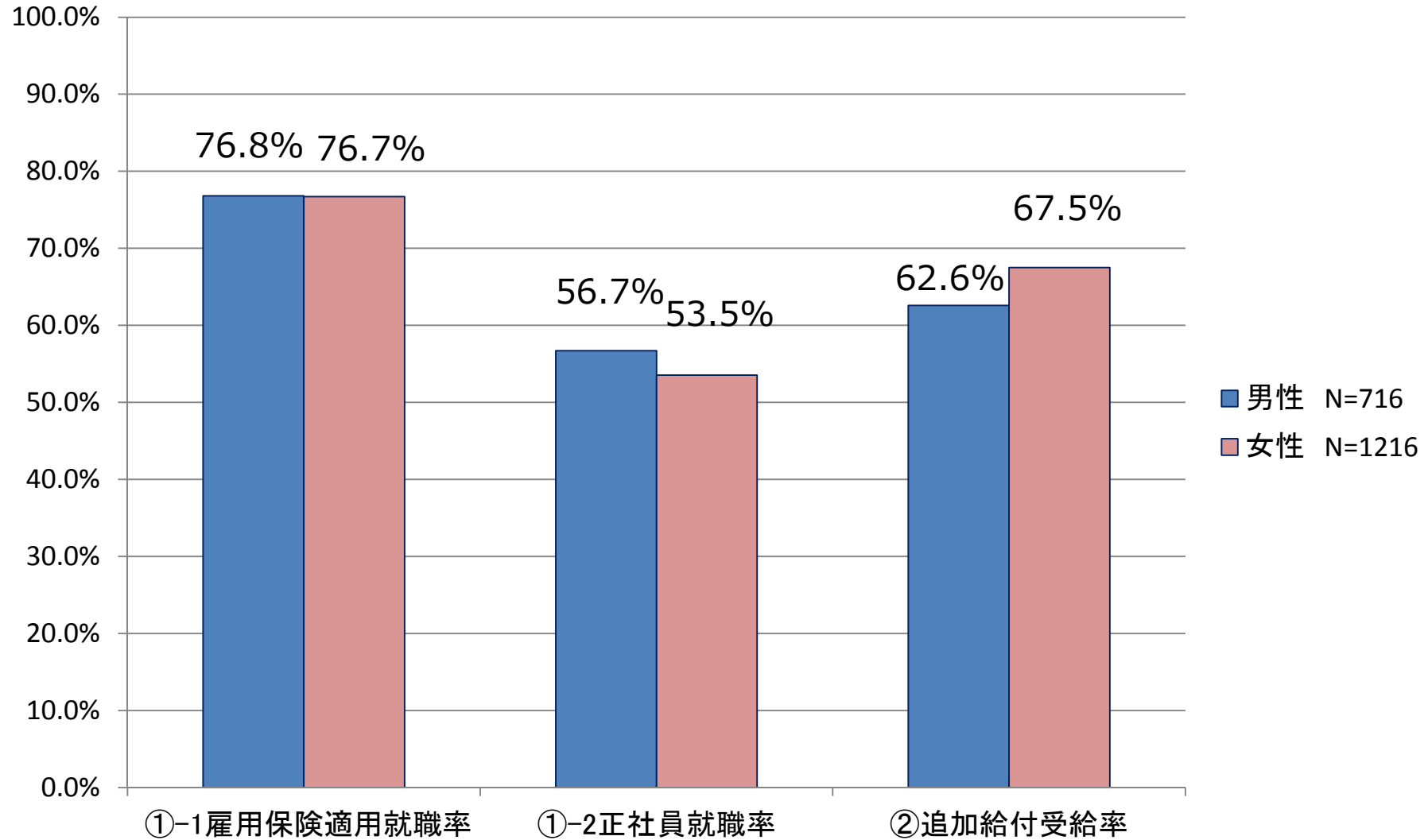
①2009年4月以降に雇用保険被保険者資格を取得した、②2014年10月～2017年3月に離職した、③離職時の年齢が64歳以下であった、④平成29年9月末までに専門実践教育訓練給付を受給していない

（※3）平成29年9月末時点の就職率

専門実践受給者の雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率②

男女別

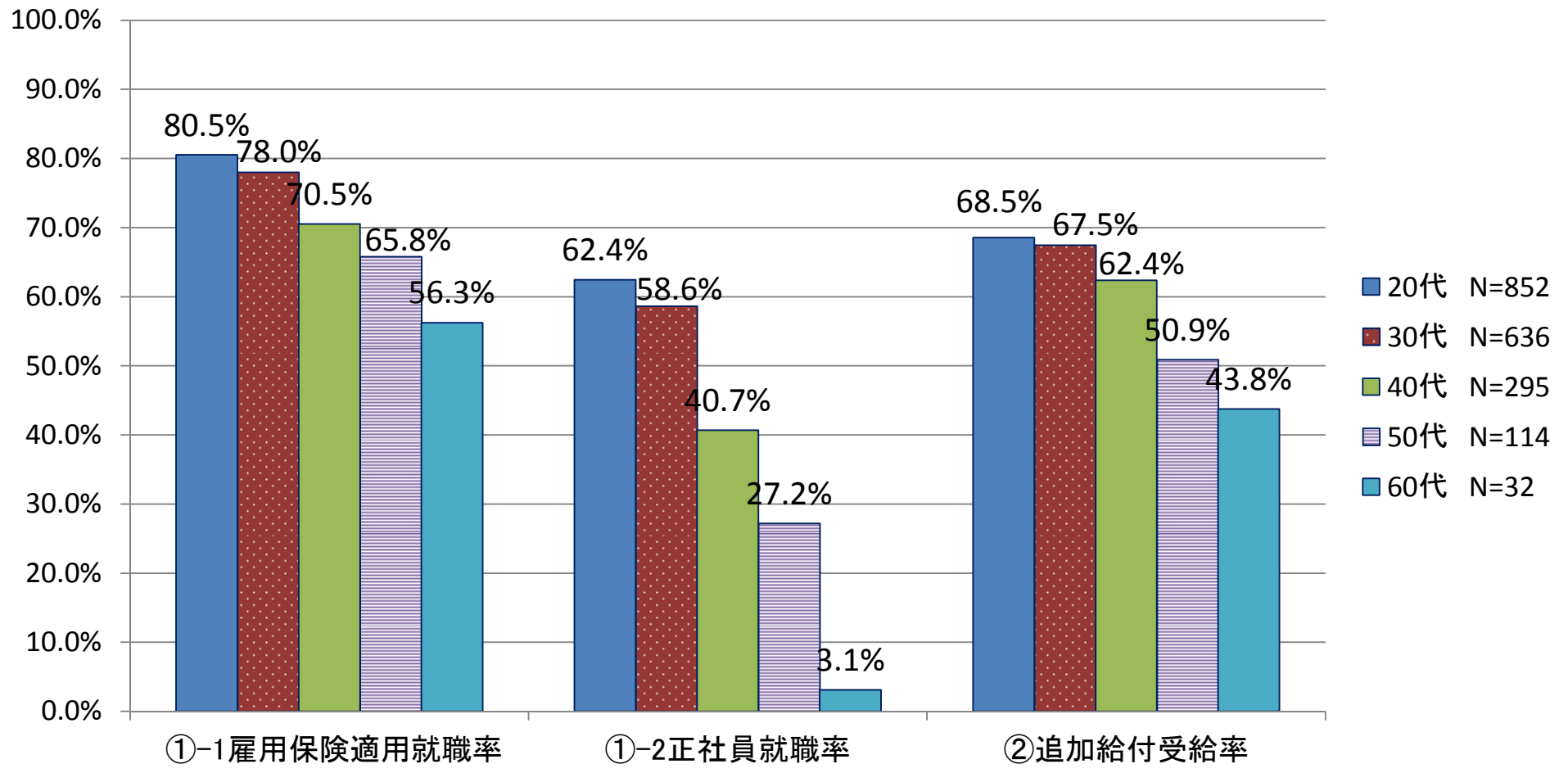
N=1,932



専門実践受給者の雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率③

受講開始時の年齢別

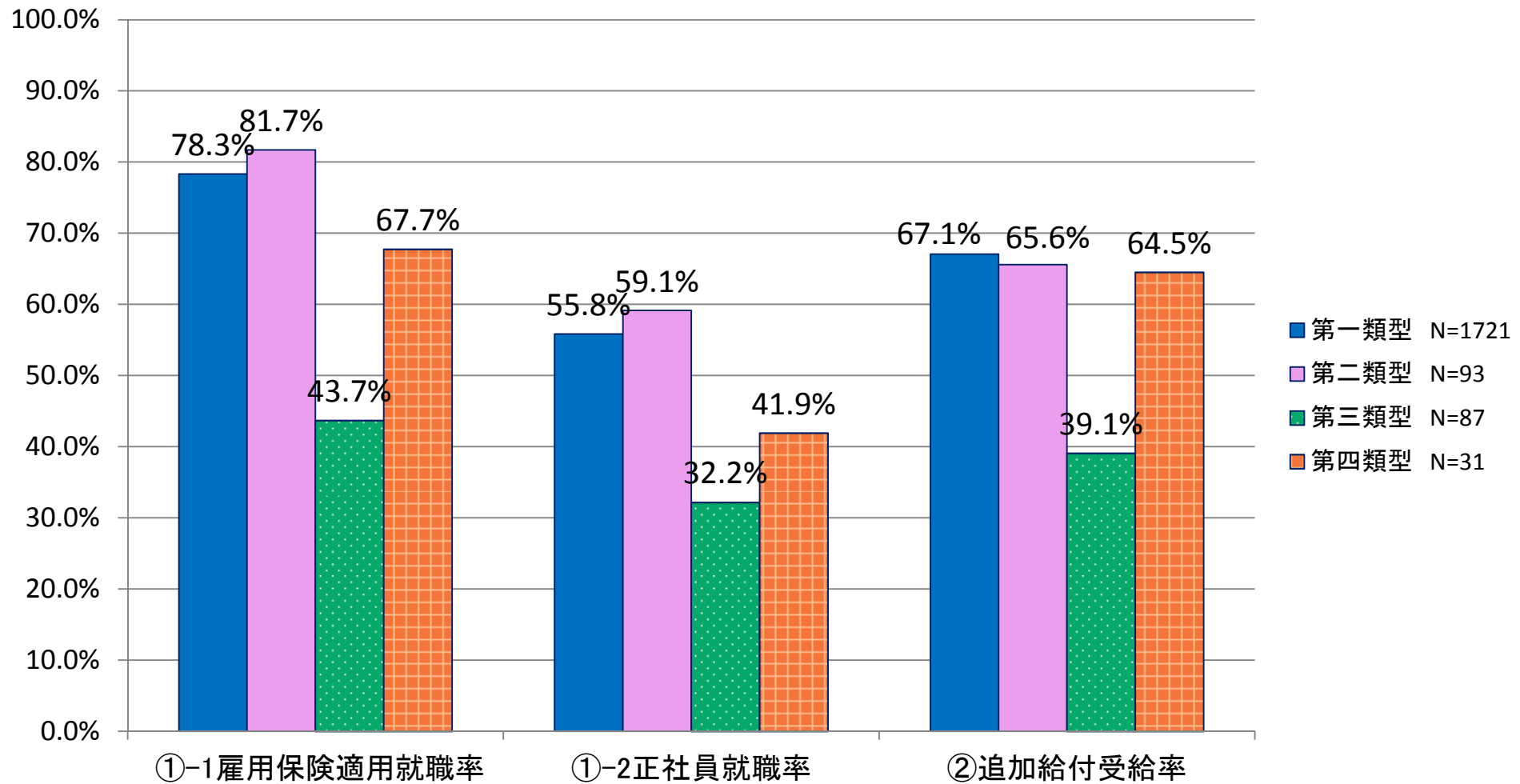
N=1,932



専門実践受給者の雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率④

課程類型別

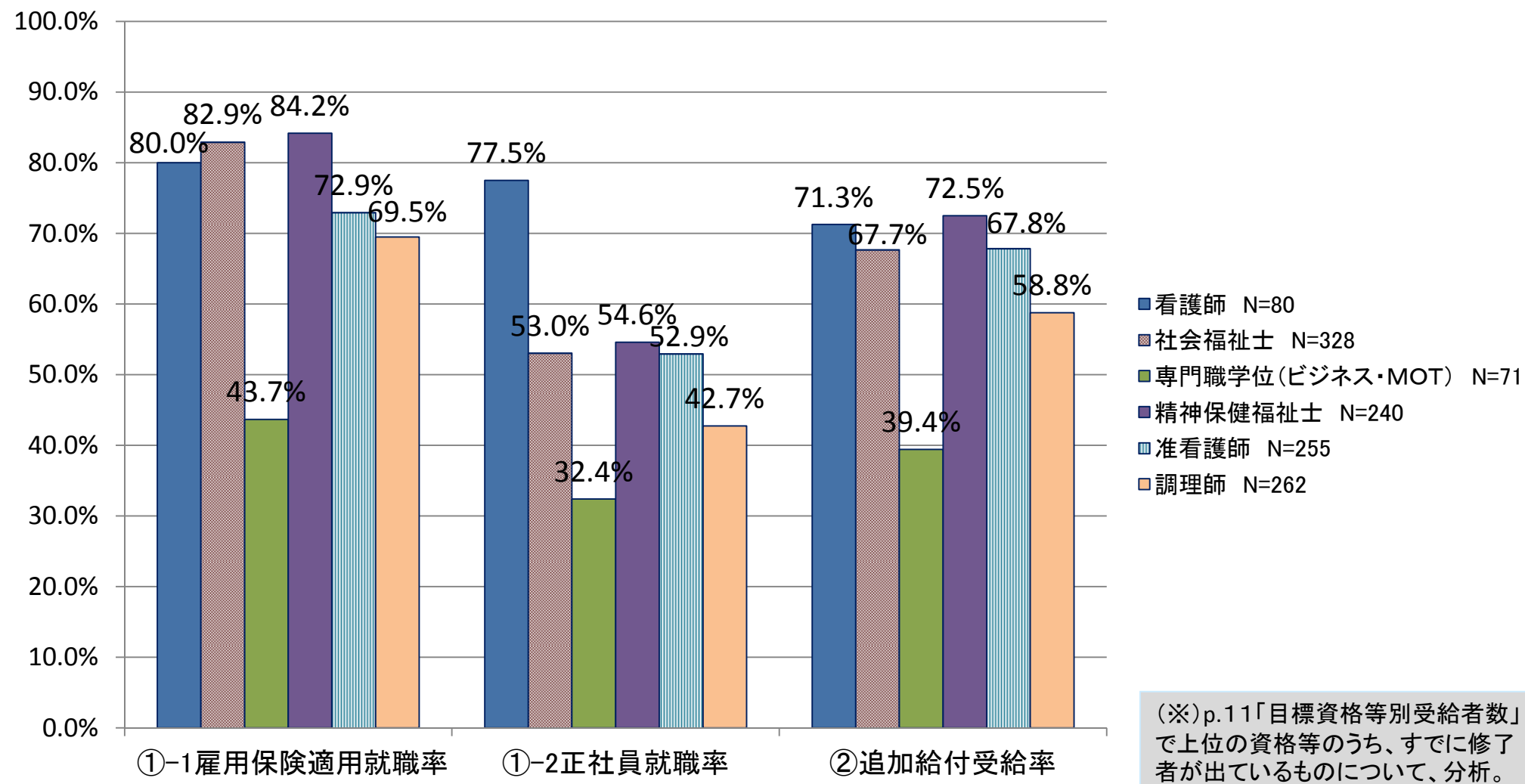
N=1,932



専門実践受給者の雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率⑤

目標資格等別 (※)

N=1,932



(※) p.11「目標資格等別受給者数」で上位の資格等のうち、すでに修了者が出ているものについて、分析。

【参考3】 課程類型別にみた訓練修了後の就職状況

受講開始時離職中かつ平成29年3月末までに教育訓練を修了した者 N=1932

	受講開始時に 離職中であった者	訓練終了後の状況			雇用保険適用 就職率	正社員就職率	追加給付受給率
第Ⅰ類型	1721	正社員就職	961	55.8%	78.3%	55.8%	67.1%
		非正規雇用就職	387	22.5%			
		未就職	373	21.7%			
第Ⅱ類型	93	正社員就職	55	59.1%	81.7%	59.1%	65.6%
		非正規雇用就職	21	22.6%			
		未就職	17	18.3%			
第Ⅲ類型	87	正社員就職	28	32.2%	43.7%	32.2%	39.1%
		非正規雇用就職	10	11.5%			
		未就職	49	56.3%			
第Ⅳ類型	31	正社員就職	13	41.9%	67.7%	41.9%	64.5%
		非正規雇用就職	8	25.8%			
		未就職	10	32.3%			

【参考】 受講開始時離職中かつ平成28年9月末までに教育訓練を修了した者 N=494

	受講開始時に 離職中であった者	訓練終了後の状況			雇用保険適用 就職率	正社員就職率	追加給付受給率
第Ⅰ類型	478	正社員就職	266	55.6%	82.2%	55.6%	70.5%
		非正規雇用就職	93	19.5%			
		未就職	8	1.7%			
第Ⅲ類型	16	正社員就職	7	43.8%	62.5%	43.8%	56.3%
		非正規雇用就職	3	18.8%			
		未就職	6	37.5%			

3のまとめ

- 受給者の修了後の雇用保険適用就職率は、年齢や訓練内容等によって差はあるものの、概ね、高い水準にある。
- 正社員就職率についても、専門実践教育訓練非受講者と比べ、高い数値となっている。
- 資格の取得につながる課程でなくとも、第二類型のように、職業実践性が高く、一定の習得量を伴う課程であれば、高い割合で就職に結びつく。
- 受給者に占める離職者の割合が1割以下である第三類型の訓練効果を評価するにあたっては、在職者の受講効果の多面的な分析も必要。また、平成28年から給付対象に追加され、まだ修了者が少ない第四類型については、今後、一定数の修了者が出た後、改めて分析を行うことが必要。

4. 専門実践教育訓練給付受給者の受講効果分析② (定着率)

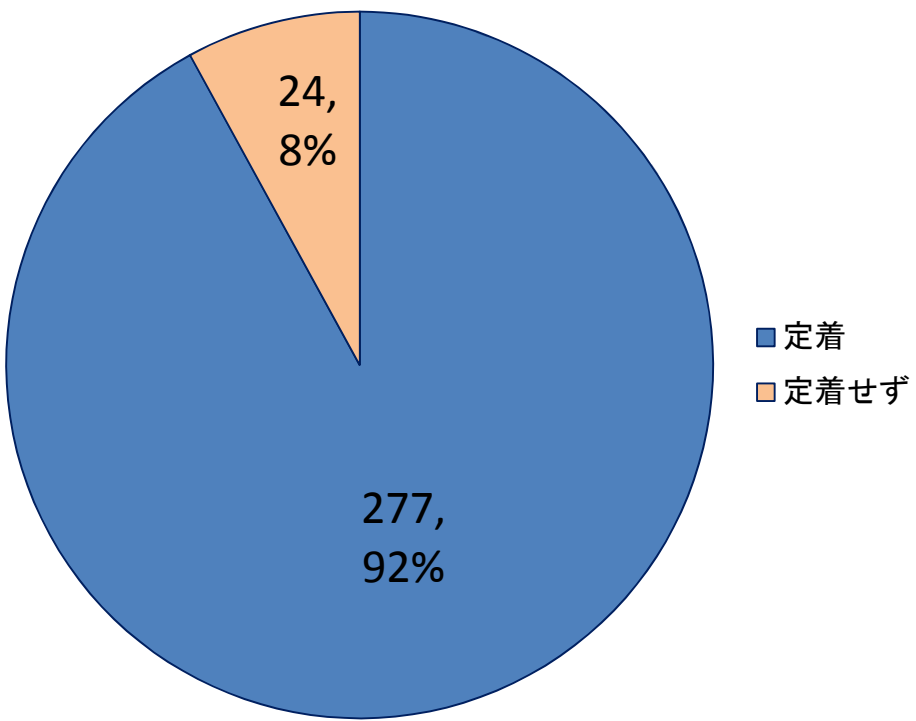
制度創設時～平成29年9月末時点の実受給者数15,785名のうち、

- (1) 受講開始時に離職中であり、かつ、
- (2) 平成28年9月末までに就職した者

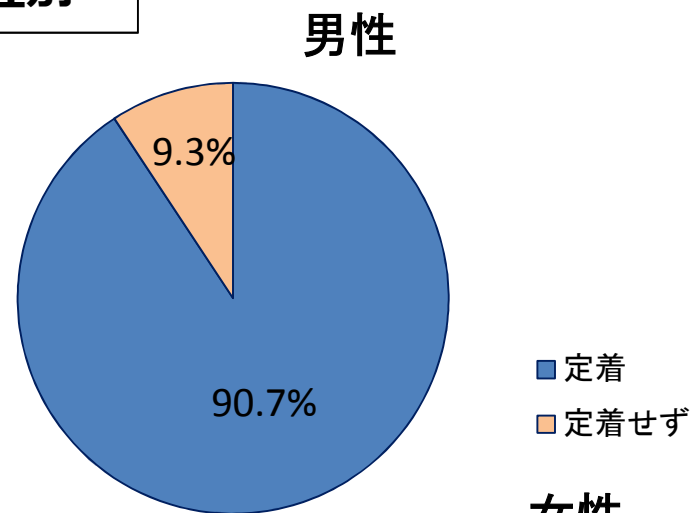
計301名について、就職から1年後の定着状況(継続就業)を分析。

定着率① (全体、男女別)

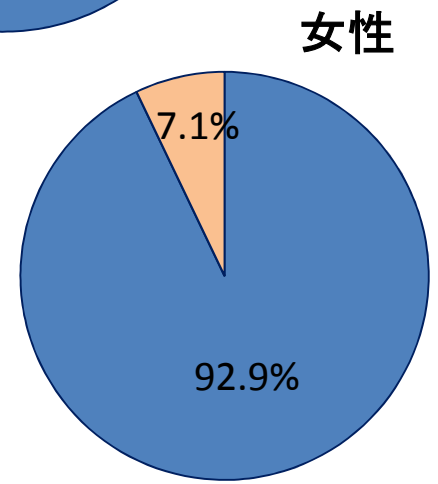
全体 N=301



性別



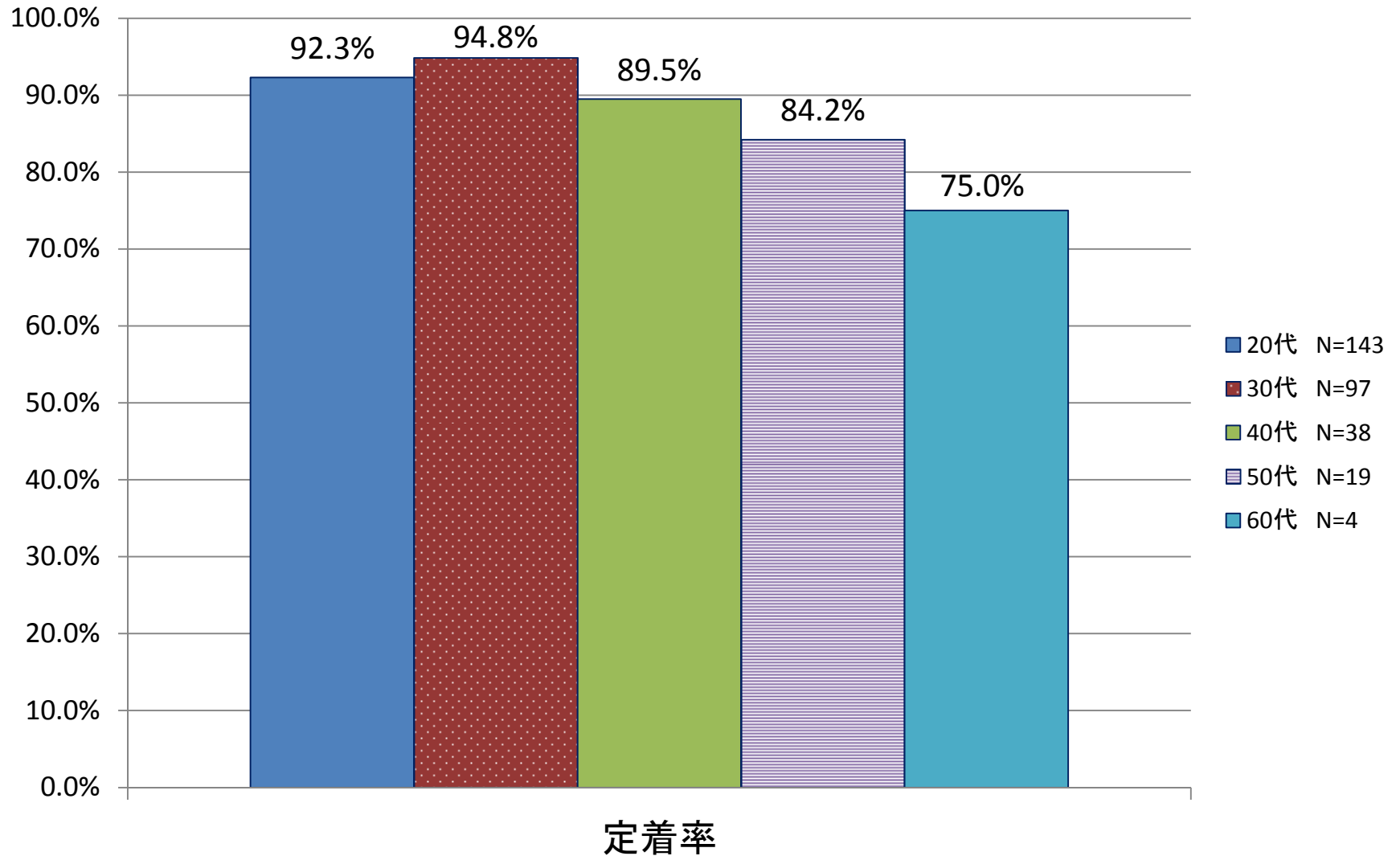
男性



女性

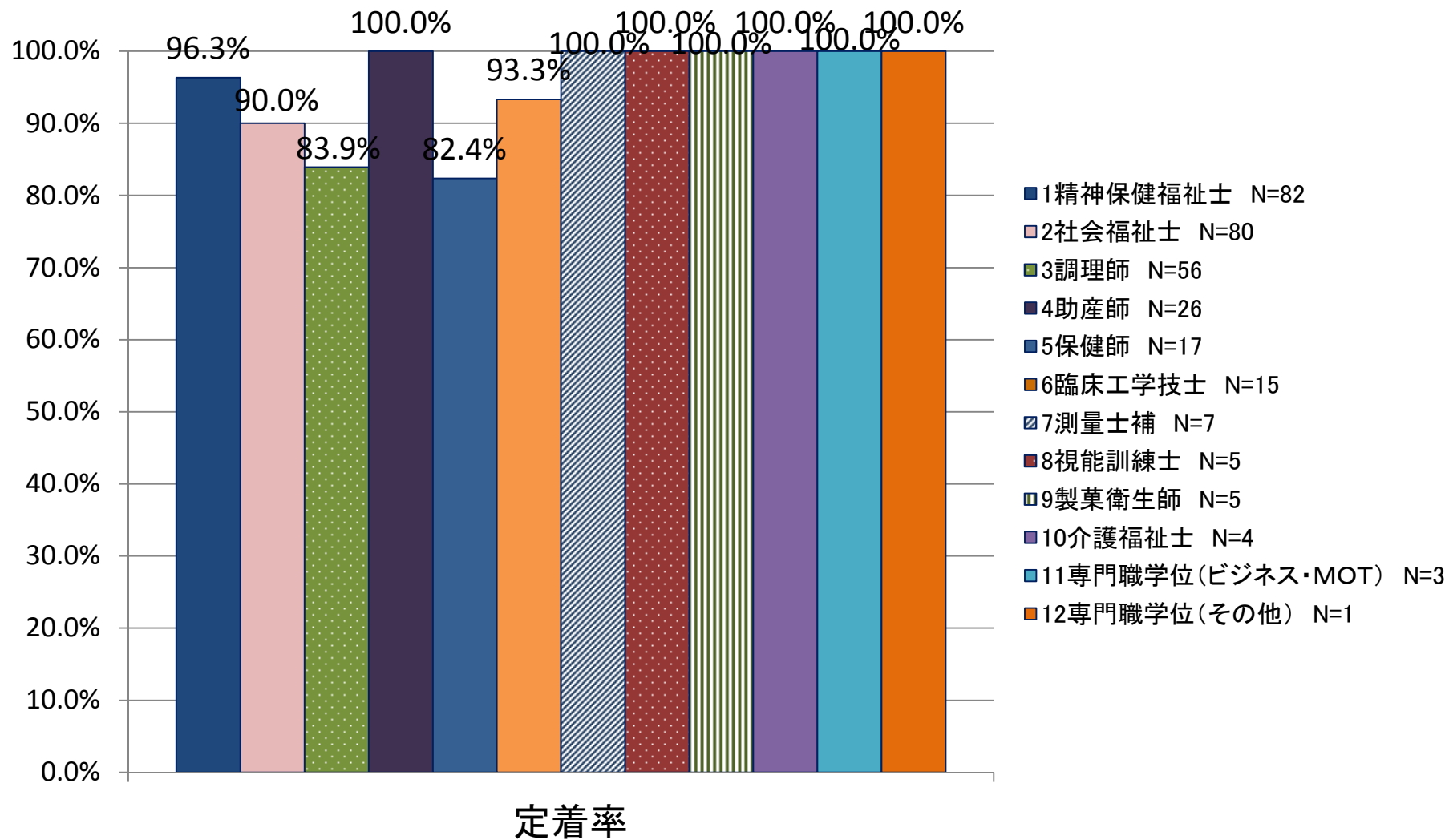
定着率②（受講開始時の年齢別）

受講開始時の年齢別



定着率③（目標資格等別）

目標資格等別



4 のまとめ

- 専門実践教育訓練給付の受給者のうち、受講後再就職した者は、1年後の段階でも9割以上が定着している。
- 安定雇用に結びつく一定のキャリア形成効果が確認されたと考えられる。

5. 専門実践教育訓練給付受給者の受講効果分析③ (非正規雇用→正社員転換率)

制度創設時～平成29年9月末までに専門実践教育訓練給付を受給した者であり、かつ平成29年3月末までに訓練を修了した者:5,637名のうち、

- ① 訓練を経て再就職または転職をした者であり、かつ、
- ② 前職(※1)が非正規雇用(※2)であったことが捕捉できた者 計 567名

(※1)訓練開始時に在職中であったかどうかを問わない。 (※2)派遣、パートタイム、有期契約労働者が含まれる。

について、再就職時または転職時の雇用形態を分析。

訓練を経た再就職・転職により非正規雇用から正社員に転換した者の割合

	前職非正規（※1）の受給者（※2）のうち、再就職・転職した者	正社員転換（再就職・転職）者数	非正規雇用→正社員 転換率
全体	567 派遣：73 パートタイム：173 有期契約労働者：321	347 派遣：49 パートタイム：110 有期契約労働者：188	61.2% 派遣：67.1% パートタイム：63.6% 有期契約労働者：58.6%
第1類型	512	314	61.3%
第2類型	20	14	70.0%
第3類型	24	13	54.2%
第4類型	11	6	54.5%

（※1）派遣、パートタイム、有期契約労働者が含まれる。 （※2）訓練開始時に在職中であったかどうかを問わない。

（参考）ハロートレーニング受講者の非正規→正社員転換率（※3）

派遣：29.6% パートタイム：32.9%、有期契約労働者：39.0%

（※3）次のすべてを満たす雇用保険受給資格決定者のうち、訓練修了1年以内に雇用保険適用就職をした者について、分析。

- ①前職の資格取得が2009年4月以降、かつ離職日が2010年1月以降の者、 ②訓練修了日が2015年3月以前の者、
③前職離職日の年齢が15歳以上59歳以下の者、 ④訓練修了後12月以内に雇用保険被保険者の資格を取得した者

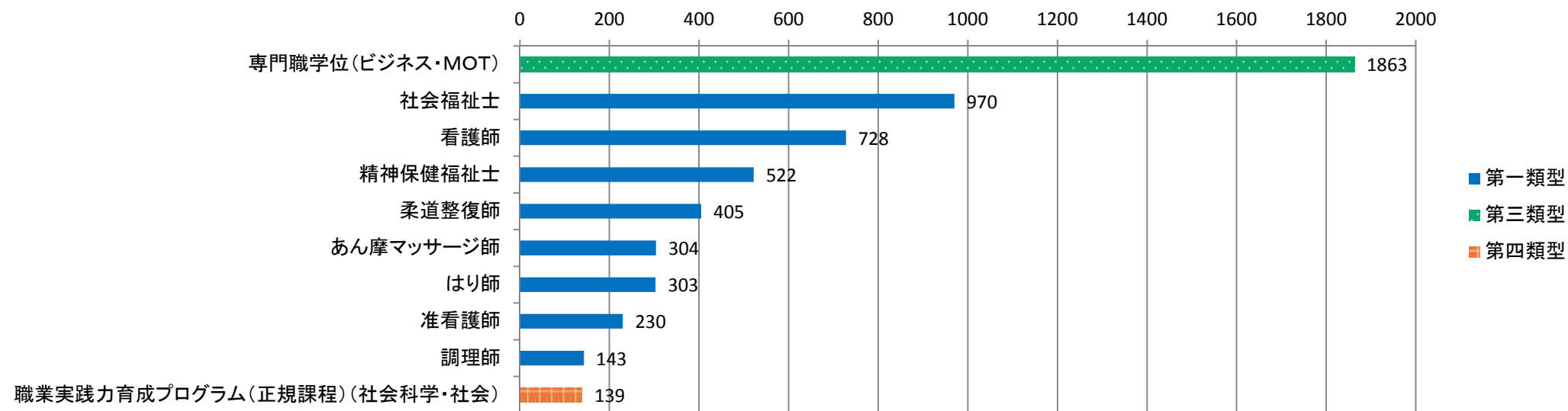
5 のまとめ

- 専門実践教育訓練の受講者は、非正規雇用から正社員へ移行する者の割合が高く、専門実践教育訓練が一定のキャリアアップ効果を発揮していることが示唆される。

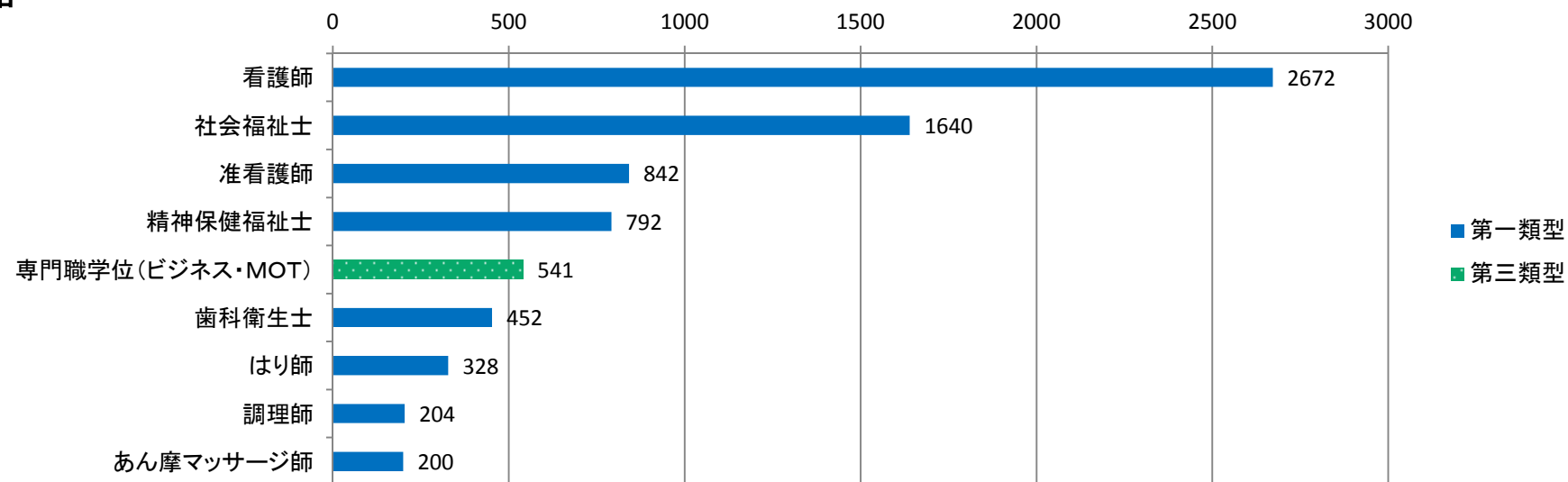
参考資料 (詳細分析)

男女別 目標資格等別受給者数

男性:上位10資格

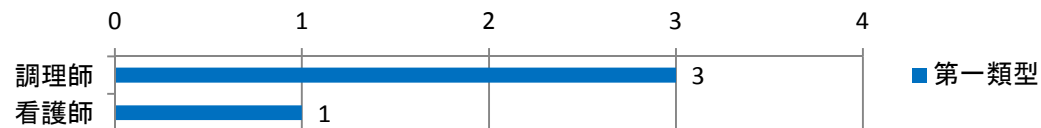


女性:上位10資格

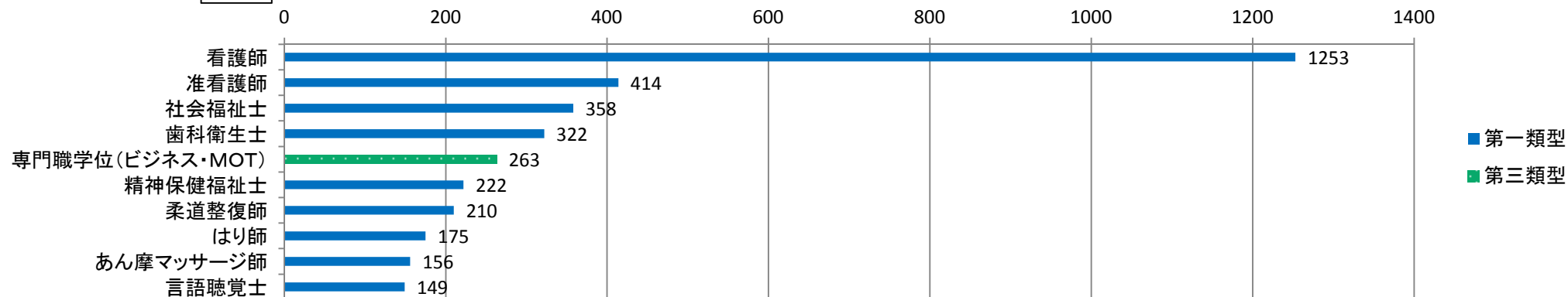


年齢別 目標資格等別受給者数

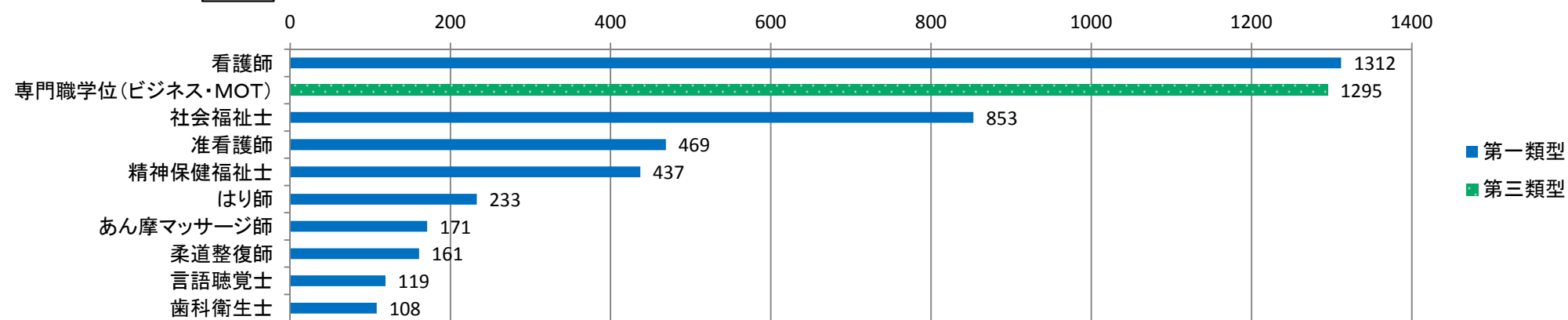
10代



20代

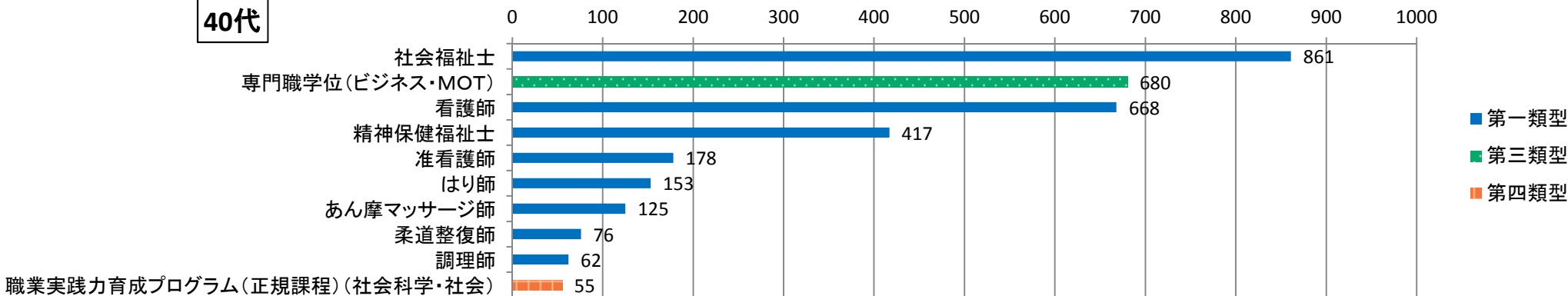


30代

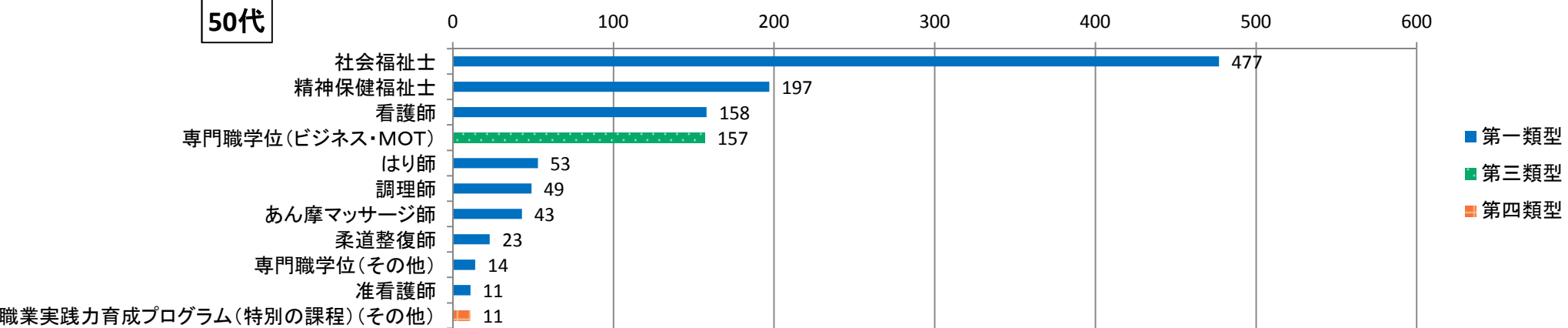


年齢別 目標資格等別受給者数

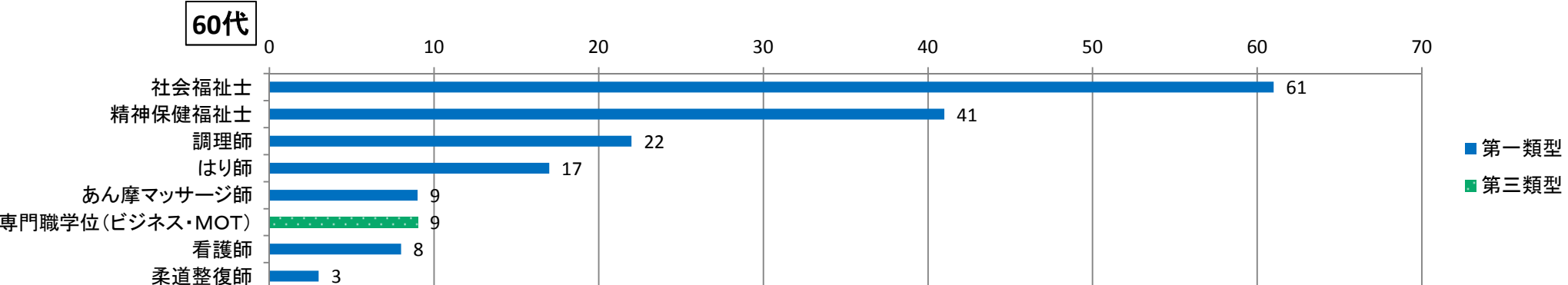
40代



50代

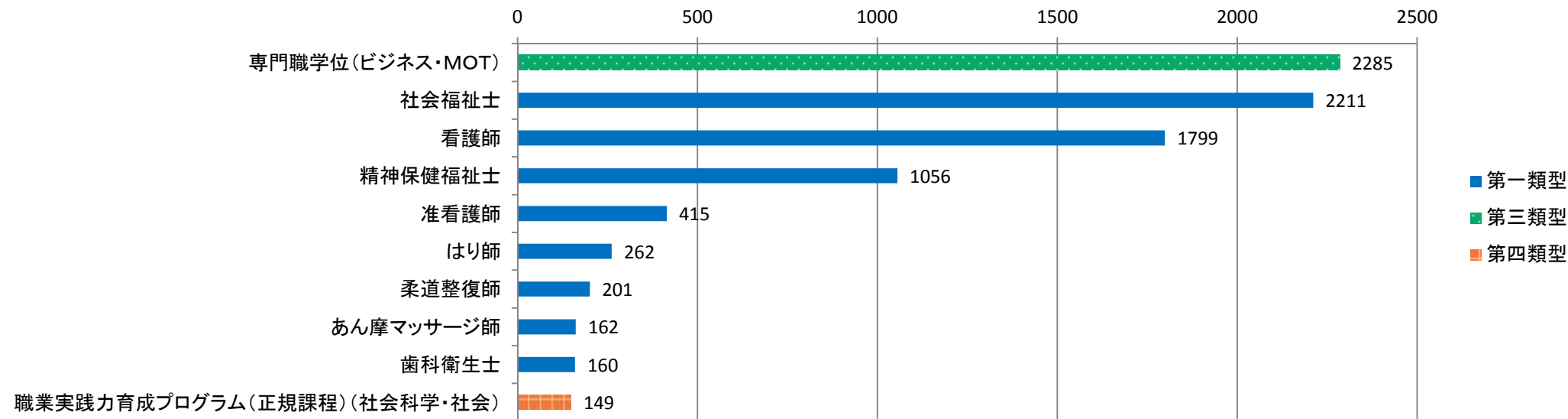


60代

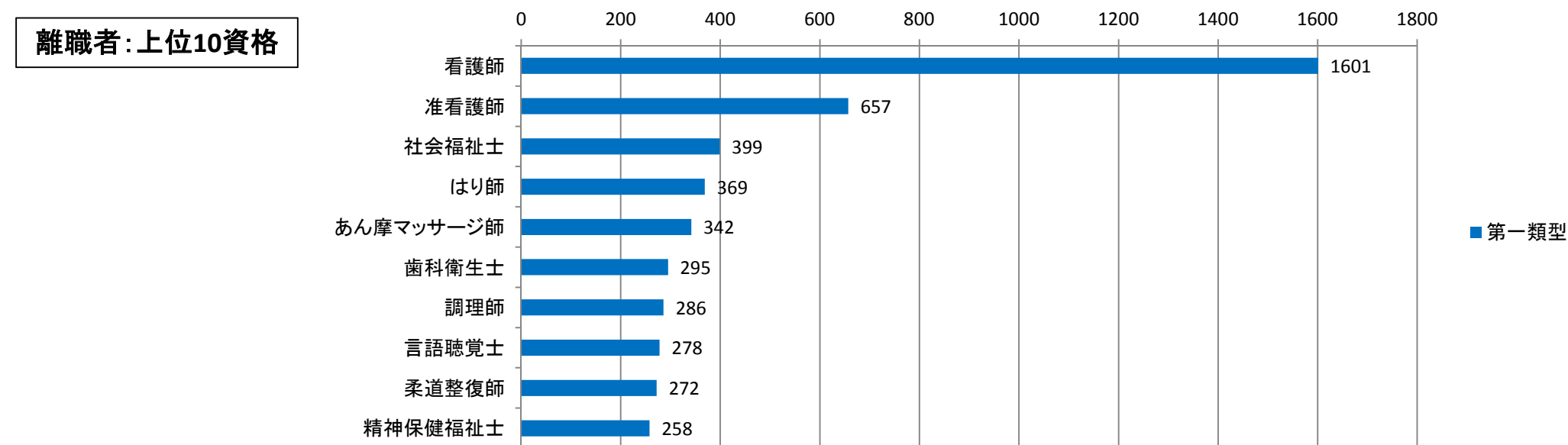


受講開始時在職・離職別 目標資格等別受給者数

在職者:上位10資格



離職者:上位10資格

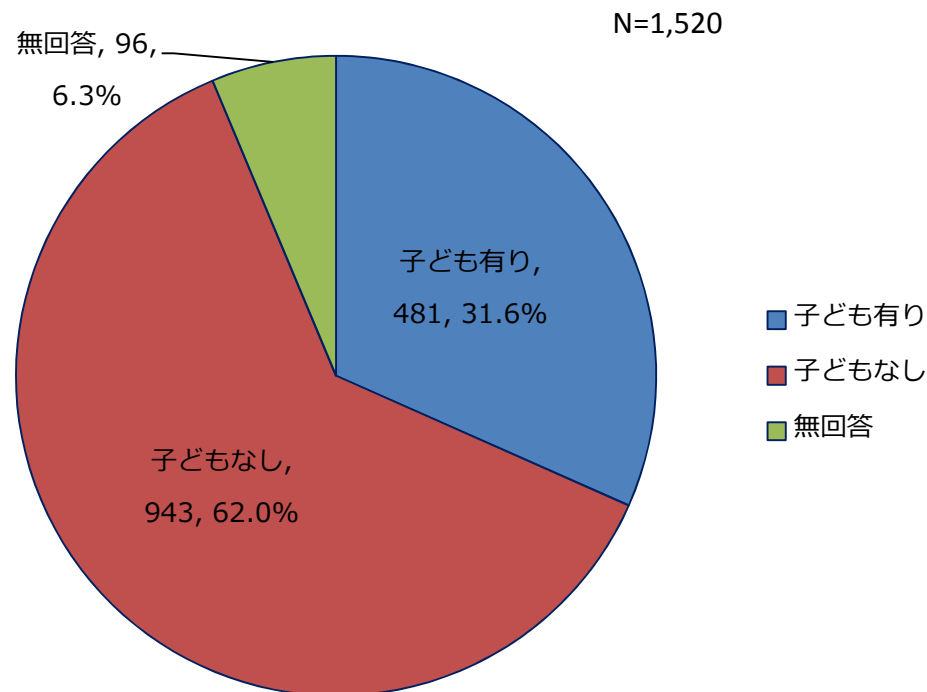


女性受給者のうち子どもがいる者の割合

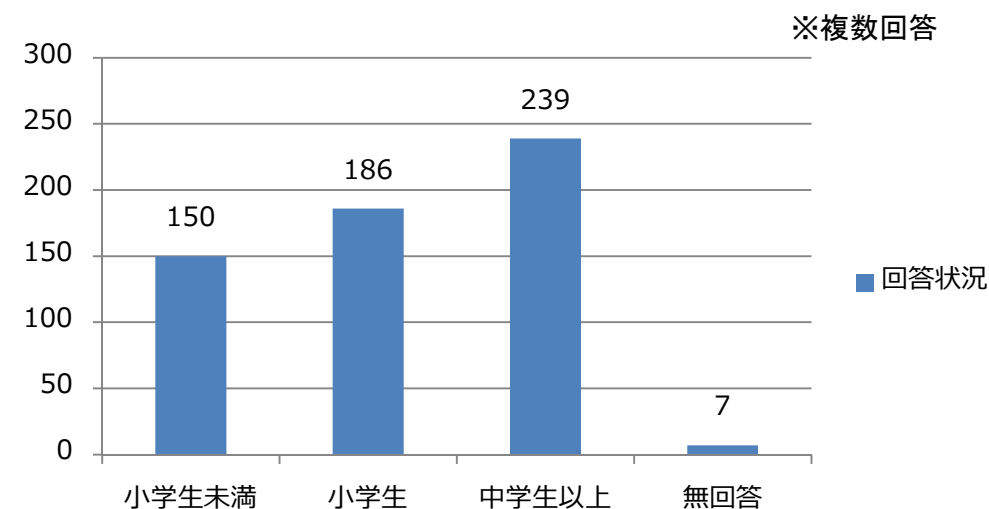
専門実践教育訓練給付の受給者に対し、教育訓練実施施設を通じて実施したアンケート調査の結果を分析。

※ 調査対象者数:6,006名(平成28年9月末時点までの専門実践教育訓練給付受給者)、回答者数3,205名(回答率53.4%)

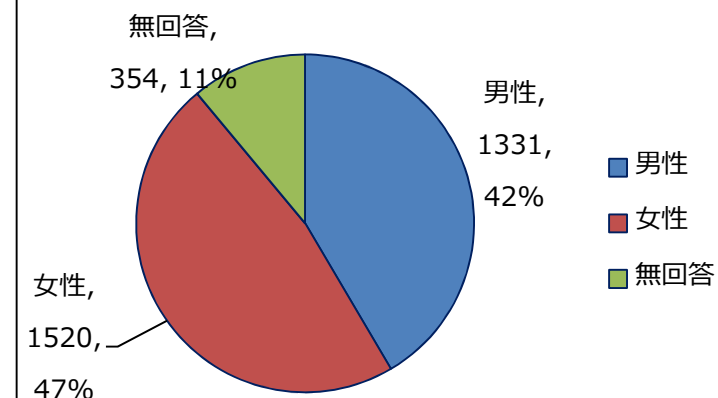
女性回答者の属性



女性・子どもありと回答した者の子どもの年齢別内訳

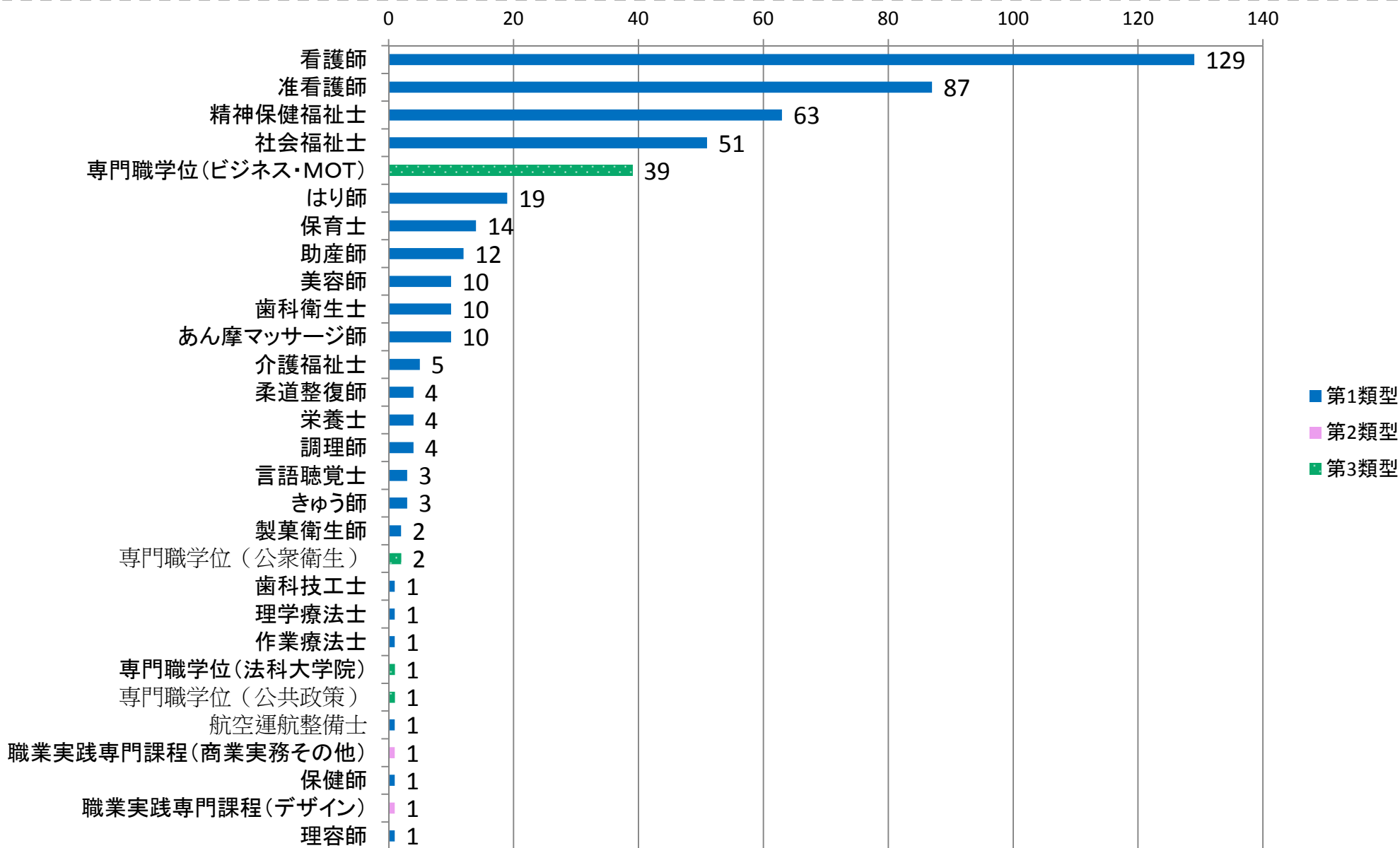


参考：全回答者属性



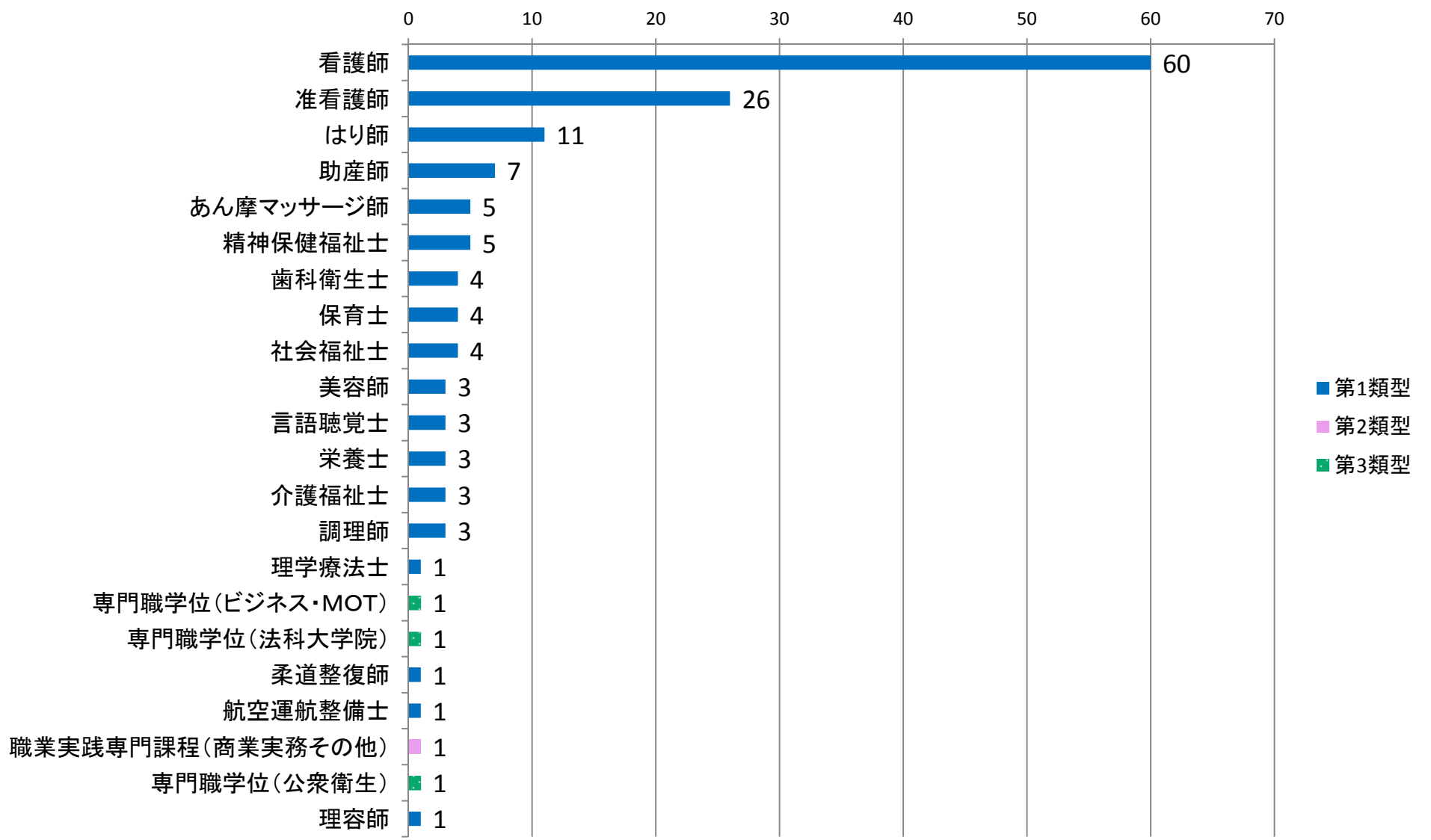
子どもがいる女性の受講傾向①

女性・子ども有りと回答した受給者481名（在職中/離職中を問わない）について分析



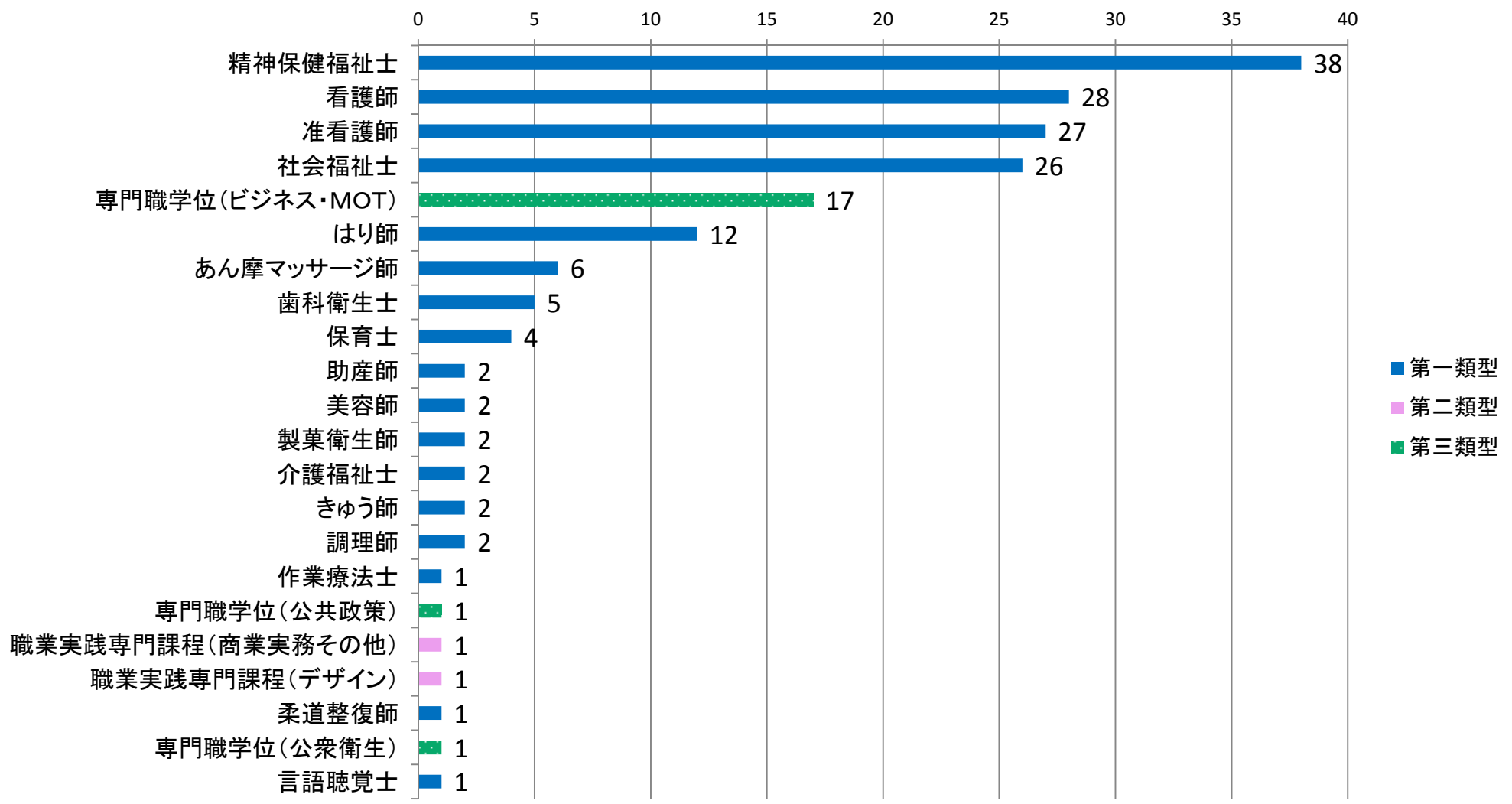
子どもがいる女性の受講傾向②

女性・子ども有りと回答した受給者481名のうち、受講開始時に離職中と回答した149名について分析



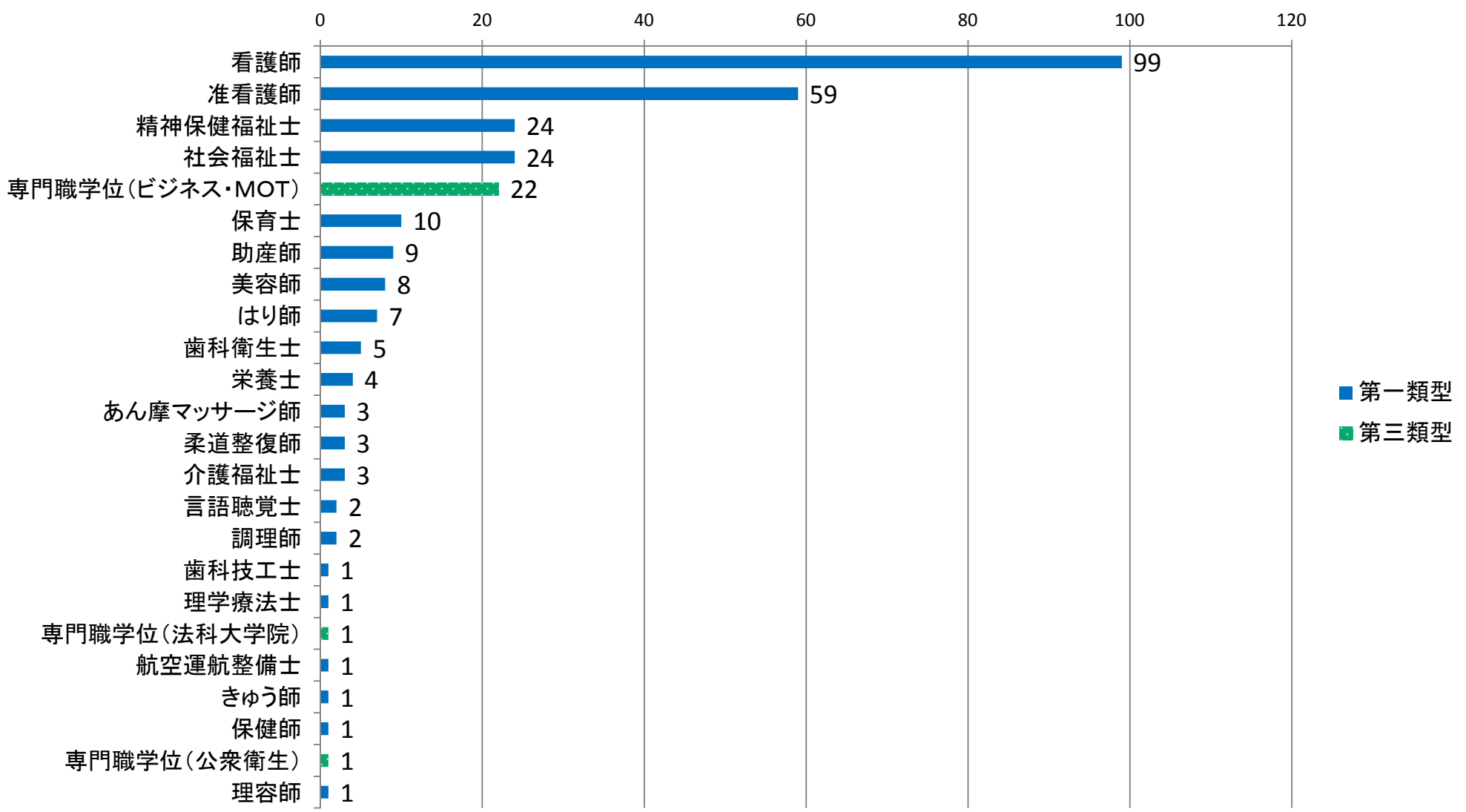
子どもがいる女性の受講傾向③

女性・子ども有りと回答した受給者481名のうち、中学生以上の子どもがいると回答した182名について分析



子どもがいる女性の受講傾向④

女性・子ども有りと回答した受給者481名のうち、小学生以下の子どもがいると回答した292名について分析



専門実践教育訓練の指定基準の見直しに関する 参考資料

教育訓練給付制度の概要

労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を「教育訓練給付」として雇用保険により支援。

	専門実践教育訓練給付 （平成26年10月制度開始） <特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練受講を対象>	一般教育訓練給付 （平成10年12月制度開始） <左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練受講を対象>
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受講費用の50%（上限年間40万円）を6か月ごとに支給。 ○ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%（上限年間16万円）を追加支給。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受講費用の20%（上限年間10万円）を受講修了後に支給。
支給要件	在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 + 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は2年以上）	+ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は1年以上）
対象講座数	2,133講座（平成30年4月指定分含む） [*累計新規指定講座数 2,765講座* ※平成29年4月時点の給付対象講座数に、その後新規指定された講座数を加えた数]	10,928講座（平成29年10月時点）
受給者数	9,622人（平成28年度実績） / 15,489人（制度開始～平成28年度）	111,790人（平成28年度実績）
対象講座指定要件 （講座の内容に関する主なもの）	<p>次の①～⑥のタイプのいずれかに該当し（【】内は講座期間・時間要件）かつ、<u>類型ごとの講座レベル要件</u>を満たすものを指定。</p> <p>① 業務独占資格又は名称独占資格に係る、いわゆる養成施設の課程 （看護師・准看護師、社会福祉士の養成課程等） 【原則1年以上3年以内で、かつ取得に必要な最短期間】 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上</p> <p>② 専門学校の職業実践専門課程（商業実務、経理・簿記等） 【2年】 就職・在職率の実績が一定以上</p> <p>③ 専門職大学院（MBA等） 【2年以内（資格取得につながるものは、3年以内で取得に必要な最短期間）】 就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上</p> <p>④ 職業実践力育成プログラム（子育て女性のリカレント課程等） （*平成28年4月から適用） 【正規課程：1年以上2年以内、特別の課程：時間が120時間以上かつ期間が2年以内】 就職・在職率（正規課程にあっては、就職・在職率及び定員充足率）の実績が一定以上</p> <p>⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 （*平成28年10月から適用） 【時間が120時間以上（ITSレベル4相当以上のものに限り30時間以上）かつ期間が2年以内】 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上</p> <p>⑥ 第四次産業革命スキル習得講座（*平成30年4月から適用） 【時間が30時間以上かつ期間が2年以内】 就職・在職率の実績が一定以上</p>	<p>次の①又は②のいずれかに該当する教育訓練を指定。</p> <p>① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの</p> <p>② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの（民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等）</p> <p>※ ただし、趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。</p> <p>指定講座例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送・機械運転関係（大型自動車、建設機械運転等） ○ 医療・社会福祉・保健衛生関係（介護職員初任者研修等） ○ 専門的サービス関係（社会保険労務士、税理士、司法書士等） ○ 情報関係（プログラミング、CAD、ウェブデザイン等） ○ 事務関係（簿記、英語検定等） ○ 営業・販売・サービス関係（宅地建物取引主任者等） ○ 技術関係（建築施工管理技士検定、電気主任技術者等） ○ 製造関係（技能検定等） ○ その他（大学院修士課程等）
<p>【教育訓練支援給付金】 専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者に対し、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の80%を訓練受講中に2か月ごとに支給（平成33年度末までの暫定措置）。</p>		

専門実践教育訓練給付金の概要

- 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援

専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の50%(上限年間40万円)を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

<支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の80%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(平成33年度末までの暫定措置)

専門実践教育訓練の指定講座について

指定講座数:2,133講座(平成30年4月指定分含む)

* 累計新規指定講座数 2,765講座(平成29年4月時点の給付対象講座数に、その後新規指定された講座数を加えた数)

①業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程

講座数:1,180講座
例)看護師、介護福祉士等

②専修学校の職業実践専門課程

講座数:742講座
例)商業実務
経理・簿記等

③専門職学位課程

講座数:77講座
例) MBA、MOT等

④大学等の職業実践力育成プログラム

講座数:94講座
例) 特別の課程(工学・工業)等

⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

講座数:24講座
例)シスコ技術者認定CCNP、
情報処理安全確保支援士等

⑥第四次産業革命スキル習得講座

講座数:16講座
例) クラウド・IoT 等

専門実践教育訓練の対象とする教育訓練の指定基準概要

(雇用保険法改正により拡充された教育訓練給付(平成26年10月施行)の対象教育訓練の指定基準)

1 基本的な考え方

非正規雇用労働者である若者をはじめとした労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練

- 就職可能性が高い仕事において必要とされる能力の教育訓練
- その効果がキャリアにおいて長く生かせる能力の教育訓練

2 教育訓練等の基準

1. 訓練内容の基準 ①資格等レベル、②講座レベルの2段階で指定の可否を判断。

(1) 業務独占資格又は名称独占資格に係る、いわゆる養成施設の課程(※1)(期間は、原則1年以上3年以内でかつ取得に必要な最短期間)
(講座レベル) 受験率、合格率及び就職・在職率の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

(2) 専門学校職業実践専門課程(※2)(期間は、2年)
(講座レベル) 就職・在職率の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

(3) 専門職大学院(期間は、2年以内(資格取得につながるものにあつては、3年以内で取得に必要な最短期間))
(講座レベル) 就職・在職率、大学等の認証評価、定員充足率等の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

(4) 職業実践力育成プログラム(※3)(期間は、正規課程は1年以上2年以内、特別の課程は時間が120時間以上かつ期間が2年以内)＜平成28年4月から適用＞
(講座レベル) 就職・在職率(大学院における正規課程にあつては、就職・在職率の実績、定員充足率の実績)からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

(5) 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程(※4) 時間が120時間以上(ITSSLレベル4相当以上のものに限り
30時間以上*)かつ期間が2年以内
＜平成28年10月から適用(*平成29年10月から適用)＞

(6) 第四次産業革命スキル習得講座(※5)(時間が30時間以上かつ期間が2年以内)＜平成30年4月から適用＞
(講座レベル) 就職・在職率の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

2. 教育訓練機関の基準

- 施設責任者、苦情受付者、事務担当者を配置。

3. その他の基準

- 受給の支払い期間ごとに受講状況や訓練の到達状況を確認し証明。

※1 「養成施設の課程」とは

国又は地方公共団体の指定等を受けて実施される課程で、訓練修了で公的資格取得、公的資格試験の受験資格の取得又は公的資格試験の一部免除が可能となる課程

※2 「職業実践専門課程」とは

専修学校の専門課程のうち、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成したものであるとして文部科学大臣が認定(平成26年度～)

※3 「職業実践力育成プログラム」とは

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規課程及び履修証明プログラムのうち、社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が認定(平成28年度～)

※4 「一定レベル以上の情報通信技術に関する資格」とは

ITスキル標準において、要求された作業を全て独力で遂行することができるとされているレベル3相当以上の資格

※5 「第四次産業革命スキル習得講座」とは

高度IT分野等、将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野に関する社会人向けの専門的・実践的な教育訓練講座(ITスキル標準レベル4相当以上)を経済産業大臣が認定する制度

3 経過措置

- 適用日前に指定した教育訓練について、専門実践教育訓練の①資格等レベルに該当し、かつ、②講座レベルに該当しないものが、一般教育訓練に係る指定基準を満たすときは、当分の間、一般教育訓練として指定することができる。

今般の「働き方改革」実現のため、働く方の自発的な職業能力開発の強力な支援として、教育訓練給付の給付率の引き上げ・利便性の向上等の制度改革に併せ、その効果を最大化できるよう、対象講座の拡充を行うこととする。

【参考】教育訓練給付に係る制度改革

- ・ 専門実践教育訓練給付の給付率・上限額引き上げ（6割→7割、48万円→56万円）、支給要件緩和（支給要件期間を10年→3年）
- ・ 教育訓練支援給付金の支給額の引き上げ（基本手当の5割→8割）、暫定措置の延長（平成33年度末まで）
- ・ 専門実践教育訓練給付・一般教育訓練給付ともに、出産・育児等による場合は、離職後4年以内→20年以内まで受給可能に

課題

○産業競争力強化・生産性向上に資する分野における人材育成ニーズへの対応

- ・ 第四次産業革命を支える人材に求められる「高度IT分野」等のスキルを専門実践教育訓練を活用し習得できるようにすることが産業競争力強化・生産性向上の観点からも、雇用の促進・安定の観点からも重要。

○非正規雇用の若者・子育て女性等の再就職やキャリアアップのための講座の拡充

- ・ 非正規雇用の若者、子育て中の女性等のキャリアアップに資すると考えられる教育訓練受講機会の偏り・量的制約
- ・ 育児・介護等のために自宅を離れにくい者に対し、通学の不要なeラーニングの講座により、多様で質の高い教育訓練の機会を提供することが必要。

○講座の地域偏在

- ・ 地方部における指定講座数・バリエーション、ひいては受講機会の限定

当面の対応策

平成29年4月告示改正（平成29年10月から適用）

①高度IT技術等に関する講座の拡充

* ITSSLレベル4以上の資格取得を目標とした講座に限り時間数の下限を30時間に緩和

- 情報処理安全確保支援士資格（平成29年4月より国家資格試験実施予定）、プロジェクトマネージャ資格等、特に高度なIT資格の取得を目標とし、受講者が既に一定の高い能力レベルにあることを前提とした講座に限り、例外的に短時間の講座を含め指定対象とすることで、労働市場ニーズの高い高度IT人材の育成を推進。
- 「高度IT分野をはじめとする産業界のニーズの特に高い分野における、産業所管省庁による認定を受けた職業実践性の高い講座」について、産業所管省庁による制度設計の具体化を踏まえ、専門実践教育訓練給付の対象にすることを検討。

平成29年10月告示改正（平成30年4月から適用）

* 「第四次産業革命スキル習得講座」として

②子育て女性等のリカレント講座の拡充

- ・ 出産・育児等のためキャリアを中断した女性の職場復帰・キャリアアップに資する短期間の講座を拡充。
- ・ 子育て女性等の職場復帰・キャリアアップにつながる多様な講座を新規開発し、その成果を全国に普及。

平成29年4月人材開発統括官定め改正（平成29年10月から適用）

③eラーニング講座等の拡充

- IT技術を用いた適切な方法により受講者の本人確認を行うことを要件として、通学の不要なeラーニングの講座も、指定対象とする（一般教育訓練も同様）。
- ・ 子育て女性や非正規雇用の在職者等にとって受講しやすい、土日・夜間講座の開講を促進。

平成29年4月人材開発統括官定め改正（平成29年10月から適用）

○上記のほか、資格制度の創設・設定に伴い、課程類型①に該当することとなったものとして、キャリアコンサルタント資格（平成28年4月1日より名称独占の国家資格化）の養成課程（職業能力開発促進法に基づき厚労大臣が認定）が専門実践教育訓練給付の対象となることを明確化。

さらに、今後、以下の事項について、文科省の検討等を踏まえ、具体化を図る計画。

- 文科省にて創設を予定している「新たな高等教育機関」（平成29年通常国会に関連法案を提出・成立）について、制度設計の具体化を踏まえ、専門実践教育訓練給付の対象講座とすることを検討。
- 文科省有識者会議における、職業実践専門課程等の専門学校における社会人の学び直しに関する議論を踏まえ、必要な措置を講じることを検討。

人生100年時代を見据え、何歳になっても学び直しができる環境を整備すべく、それぞれのライフステージにおいて多様な課題やニーズを有する人々の受皿となるリカレント教育関連施策の推進を検討していく。

① リカレント教育機会の更なる拡充

● 教育訓練給付の拡充

- ・ 専門実践教育訓練給付の対象となる講座の期間を最長4年に拡充し、専門職大学等の課程を追加するとともに、一般教育訓練給付についても拡充する。

● 短時間労働者等への支援の拡充

- ・ 雇用保険に加入できない短時間労働者やフリーランスなどの方々を対象に、正社員就職を目指す職業訓練コースを創設する。

● eラーニングを活用した企業内訓練への支援の拡充

- ・ 企業がeラーニングを活用して従業員に対して行う教育訓練も、助成金により支援する。

② 学び直しができる環境整備の強化

- ・ 長期の教育訓練休暇制度の普及を図るとともに、時間の制約の多い社会人の学び直しに資する教育訓練プログラムの開発を進める。
- ・ 労働者が企業内で定期的にキャリアコンサルティングを受ける仕組み(セルフ・キャリアドック)の普及を加速させ、中高年齢期をも展望に入れたキャリアコンサルティングを推進する。

(参考) 専門実践教育訓練の拡充に関するこれまでの取組・目標

- ・ 給付率・上限額の引上げ(最大6割→7割、年間上限48万円→56万円)(雇用保険法等の一部を改正する法律による措置。平成30年1月施行)
- ・ 2022年までに対象講座数を倍増(約2,500講座→5,000講座)

報道関係者 各位

平成 30 年 1 月 30 日

【照会先】

人材開発統括官付

若年者・キャリア形成支援担当参事官室

参事官 伊藤 正史

調査官 外山 洋一

職業能力開発指導官 白川 由梨

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5318)

(直通電話) 03(3502)2929

専門実践教育訓練の指定講座を公表しました

～専門実践教育訓練の平成 30 年 4 月 1 日付新規指定講座は 172 講座に～

厚生労働省は、教育訓練給付金の対象となる「専門実践教育訓練」の平成 30 年 4 月 1 日付指定講座を決定し、本日、厚生労働省ホームページで公表しました。

この専門実践教育訓練給付制度は、平成 26 年 10 月 1 日に創設されたもので、非正規雇用の若者などをはじめとする労働者の中長期的なキャリア形成のため、就職できる可能性が高い仕事で必要とされる能力や、キャリアにおいて長く生かせる能力の習得を目的としています。

今回、平成 30 年 4 月 1 日付で新規に指定したものは、看護師の資格取得を訓練目標とする養成課程など、計 172 講座です。これまでに指定したものを合わせると、平成 30 年 4 月 1 日時点で 2,133 講座が給付の対象となります。

なお、次回（平成 30 年 10 月指定）の教育訓練施設からの講座指定申請の受付は、4 月上旬から 5 月上旬まで実施する予定です。

【専門実践教育訓練指定講座】

- 平成 30 年 4 月 1 日付指定講座 新規 172 講座
(再指定 445 講座^{*1})
- 平成 30 年 4 月 1 日時点の給付対象講座数 2,133 講座
(平成 30 年 4 月 1 日までの累計新規指定講座数 2,765 講座^{*2})

[新規講座内訳] ※()内の数は平成 30 年 4 月 1 日時点の給付対象講座数

(1) 業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程 (看護師、栄養士、保育士など)	80 講座	(1,180 講座)
(2) 専修学校の職業実践専門課程 (衛生関係、文化、土木・建築など)	38 講座	(742 講座)
(3) 専門職学位課程 (教職大学院、法科大学院など)	9 講座	(77 講座)
(4) 大学等の職業実践力育成プログラム (特別の課程「社会科学・社会」、正規課程「保健」など)	17 講座	(94 講座)
(5) 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とした課程 (シスコ技術者認定 C C I E、ネットワークスペシャリストなど)	12 講座	(24 講座)
(6) 第四次産業革命スキル習得講座 (クラウド・IoT・AI・データサイエンス、セキュリティなど)	16 講座	(16 講座)

【別添 1】専門実践教育訓練新規指定講座一覧（平成 30 年 4 月 1 日付指定講座）

【別添 2】教育訓練内容別・都道府県別 専門実践教育訓練指定状況

* 1 平成 30 年 3 月末で 3 年間の指定期間を満了する講座の中から、再指定を受けた講座の数

* 2 平成 29 年 4 月の給付対象講座及び平成 29 年 10 月以降当期までに新規指定された講座の総数

(別添1)

専門実践教育訓練新規指定講座一覧(平成30年4月1日付指定)

【業務独占・名称独占資格】

目標とする資格名称	都道府県	施設名	講座名	講座番号	実施方法	昼夜 土日	訓練 期間	開講月
看護師 【21講座】	北海道	日鋼記念看護学校	看護学科	51066-181001-0	通学	昼間	36ヶ月	4月
	秋田県	秋田しらかみ看護学院	看護学科	55005-181001-5	通学	昼間	36ヶ月	4月
	群馬県	公益社団法人前橋積善会 前橋東看護学校	医療専門課程 看護学科	60035-181001-8	通学	昼間	36ヶ月	4月
	群馬県	伊勢崎敬愛看護学院	看護学科	60036-181001-0	通学	昼間	36ヶ月	4月
	埼玉県	飯能看護専門学校	高等看護科	61044-181002-4	通学	昼間	24ヶ月	4月
	千葉県	国保小見川総合病院付属看護専門学校	看護学科	62030-181001-0	通学	昼間	24ヶ月	4月
	東京都	八王子市立看護専門学校	看護学科3年課程	48193-181001-9	通学	昼間	36ヶ月	4月
	神奈川県	横浜未来看護専門学校	看護学科	64052-181001-5	通学	昼間	36ヶ月	4月
	福井県	公立若狭高等看護学院	看護学科	68012-181001-0	通学	昼間	36ヶ月	4月
	岐阜県	一般社団法人 岐阜市医師会看護学校	看護学科	71009-181001-6	通学	昼間	36ヶ月	4月
	岐阜県	JA岐阜厚生連看護専門学校	看護学科	71010-181001-4	通学	昼間	36ヶ月	4月
	静岡県	静岡県立東部看護専門学校	看護1学科	72031-181001-6	通学	昼間	36ヶ月	4月
	静岡県	静岡県立東部看護専門学校	看護2学科	72031-181002-9	通学	昼間	24ヶ月	4月
	静岡県	静岡済生会看護専門学校	看護学科	72032-181001-8	通学	昼間	36ヶ月	4月
	兵庫県	兵庫県立総合衛生学院	看護学科2年課程(全日制)	78030-181001-0	通学	昼間	24ヶ月	4月
	兵庫県	尼崎健康医療財団看護専門学校	医療専門課程看護学科(3年課程)	78048-181001-9	通学	昼間	36ヶ月	4月
	和歌山県	日高看護専門学校	看護学科	80007-181001-5	通学	昼間	36ヶ月	4月
	島根県	出雲医療看護専門学校	看護学科	82013-181001-4	通学	昼間	36ヶ月	4月
	岡山県	倉敷看護専門学校	看護学科3年課程(全日制)	83006-181001-6	通学	昼間	36ヶ月	4月
	福岡県	原看護専門学校	看護専門課程看護師科2年課程	90073-181001-3	通学	昼間	36ヶ月	4月
	鹿児島県	鹿児島中央看護専門学校2年課程	2年課程(通信制)看護科	96014-181001-3	通信	-	24ヶ月	4月
栄養士 【9講座】	北海道	釧路短期大学	生活科学科食物栄養専攻	51015-181001-6	通学	昼間	24ヶ月	4月
	茨城県	つくば栄養医療調理製菓専門学校	栄養士学科	58011-181001-5	通学	昼間	24ヶ月	4月
	石川県	金沢学院短期大学	食物栄養学科	67015-181001-5	通学	昼間	24ヶ月	4月
	長野県	飯田女子短期大学	家政学科食物栄養専攻	70010-181001-3	通学	昼間	24ヶ月	4月
	滋賀県	滋賀短期大学	生活学科食健康コース	75004-181001-0	通学	昼間	24ヶ月	4月
	奈良県	奈良佐保短期大学	生活未来科(食物栄養コース)	79001-181002-1	通学	昼間	24ヶ月	4月
	島根県	松江栄養調理製菓専門学校	栄養士科	82005-181001-3	通学	昼間	24ヶ月	4月
	福岡県	福岡女子短期大学	健康栄養学科	90072-181001-1	通学	昼間	24ヶ月	4月
	熊本県	尚綱大学短期大学部	食物栄養学科	93019-181001-0	通学	昼間	24ヶ月	4月
調理師 【6講座】	群馬県	東日本調理師専門学校	調理師学科	60038-181001-3	通学	昼間	12ヶ月	4月
	東京都	山手調理製菓専門学校	調理師科	48195-181001-2	通学	昼間	12ヶ月	4月
	静岡県	中央調理製菓専門学校静岡校	調理師科	72007-181001-3	通学	昼間	12ヶ月	4月
	広島県	穴吹調理製菓専門学校	調理学科	84037-181001-2	通学	昼間	12ヶ月	4月
	香川県	キッス調理技術専門学校	衛生高等課程調理師科	87012-181001-7	通学	昼間	12ヶ月	4月
	鹿児島県	今村学園ライセンスアカデミー本校	調理師科1年コース	96009-181001-8	通学	昼間	12ヶ月	4月
保育士 【6講座】	北海道	星槎道都大学	星槎道都大学 通信教育科 指定保育士養成課程	51067-181001-2	通信	-	36ヶ月	4月
	福島県	郡山健康科学専門学校	こども未来学科	57003-181001-3	通学	昼間	24ヶ月	4月
	東京都	東京保育専門学校	保育科1部	48190-181001-3	通学	昼間	24ヶ月	4月
	福岡県	福岡女子短期大学	子ども学科	90072-181002-4	通学	昼間	24ヶ月	4月
	熊本県	尚綱大学短期大学部	幼児教育学科	93019-181002-2	通学	昼間	24ヶ月	4月
	鹿児島県	鹿児島純心女子短期大学	生活学科こども学専攻	96013-181001-1	通学	昼間	24ヶ月	4月
准看護師 【6講座】	茨城県	真壁医師会准看護学院	准看護師養成	58018-181001-8	通学	昼間 土日	24ヶ月	4月
	埼玉県	飯能看護専門学校	准看護科	61044-181001-1	通学	昼間	24ヶ月	4月
	岐阜県	一般社団法人 岐阜市医師会准看護学校	准看護師課程	71011-181001-6	通学	昼間 土日	24ヶ月	4月

目標とする資格名称	都道府県	施設名	講座名	講座番号	実施方法	昼夜 土日	訓練 期間	開講月	
	山口県	吉南准看護学院	准看護師科	85015-181001-0	通学	昼間	24ヶ月	4月	
	大分県	中津ファビオラ看護学校	准看護学科	94018-181001-9	通学	昼間	24ヶ月	4月	
	宮崎県	児湯准看護学校	准看護師課程	95023-181001-5	通学	昼間	24ヶ月	4月	
はり師	北海道	札幌青葉鍼灸柔整専門学校	鍼灸学科 昼間部	51047-181001-3	通学	昼間	36ヶ月	4月	
【5講座】	福島県	福島医療専門学校	鍼灸科	57009-181002-7	通学	昼間 土日	36ヶ月	4月	
	東京都	了徳寺学園医療専門学校	鍼灸科	48182-181002-5	通学	昼間	36ヶ月	4月	
	東京都	日本健康医療専門学校	鍼灸学科	48184-181001-6	通学	昼間 土日	36ヶ月	4月	
	石川県	金沢医療技術専門学校	鍼灸学科昼間部	67009-181001-8	通学	昼間	36ヶ月	4月	
社会福祉士	愛知県	東海医療科学専門学校	社会福祉士(通信)	73009-181001-8	通信	-	18ヶ月	4月	
【5講座】	愛知県	東海医療科学専門学校	社会福祉科	73009-181003-3	通学	昼間	12ヶ月	4月	
	愛知県	日本福祉大学中央福祉専門学校	社会福祉士科通信課程	73033-181001-0	通信	-	18ヶ月	4月	
	熊本県	熊本YMCA学院	社会福祉学科通信制	93020-181001-8	通信	-	18ヶ月	4月	
	宮崎県	宮崎福祉医療カレッジ	社会福祉士学科通信課程	95007-181001-3	通信	-	18ヶ月	4月	
柔道整復師	北海道	札幌青葉鍼灸柔整専門学校	柔道整復学科 夜間部	51047-181002-6	通学	夜間 土日	36ヶ月	4月	
【4講座】	福島県	福島医療専門学校	柔整科	57009-181001-4	通学	昼間 土日	36ヶ月	4月	
	東京都	了徳寺学園医療専門学校	柔整科	48182-181001-2	通学	昼間	36ヶ月	4月	
	大阪府	国際東洋医療学院	柔道整復学科昼間部	77064-181001-0	通学	昼間	36ヶ月	4月	
	東京都	中央理美容専門学校	美容専門課程	48176-181001-5	通学	昼間	24ヶ月	4月	
美容師	【3講座】	静岡県	フリーエース美容学校	美容科 昼間課程	72030-181001-4	通学	昼間	24ヶ月	4月
		三重県	旭美容専門学校	通信美容科一般コース	74015-181001-6	通信	-	36ヶ月	5月,11月
		北海道	北海道歯科衛生士専門学校	歯科衛生士学科・夜間部	51049-181001-7	通学	夜間	36ヶ月	4月
歯科衛生士	【2講座】	埼玉県	埼玉歯科衛生専門学校	歯科衛生士学科	61041-181001-6	通学	昼間	36ヶ月	4月
		奈良県	奈良佐保短期大学	生活未来科(生活福祉コース)	79001-181001-9	通学	昼間	24ヶ月	4月
介護福祉士	【2講座】	大分県	大原医療介護福祉専門学校大分校	介護福祉学科	94019-181001-0	通学	昼間	24ヶ月	4月
		東京都	上智社会福祉専門学校	精神保健福祉士通信課程(短期)	48111-181001-9	通信	-	9ヶ月	4月
精神保健福祉士	【2講座】	愛知県	東海医療科学専門学校	精神保健福祉士(通信)	73009-181002-0	通信	-	18ヶ月	4月
助産師	愛知県	穂の香看護専門学校	助産学科	73075-181001-2	通学	昼間	12ヶ月	4月	
【2講座】	熊本県	熊本保健科学大学	助産別科	93021-181001-0	通学	昼間	12ヶ月	4月	
理容師	東京都	中央理美容専門学校	理容専門課程	48176-181002-8	通学	昼間	24ヶ月	4月	
【2講座】	島根県	松江理容美容専門学校	通信課程 理容学科	82010-181001-9	通信	-	36ヶ月	10月	
製菓衛生士	東京都	山手調理製菓専門学校	製菓衛生師科	48195-181002-5	通学	昼間	12ヶ月	4月	
【2講座】	宮崎県	宮崎調理製菓専門学校	パティシエ科(製菓衛生師養成講座)	95003-181001-6	通学	昼間	12ヶ月	4月	
臨床工学技士	栃木県	さくら総合専門学校	臨床工学科	59017-181001-7	通学	昼間	36ヶ月	4月	
【2講座】	兵庫県	神戸総合医療専門学校	臨床工学専攻科	78026-181001-6	通学	昼間	12ヶ月	4月	
理学療法士【1講座】	沖縄県	専門学校琉球リハビリテーション学院	理学療法学科(昼間主)	97013-181001-2	通学	昼間	36ヶ月	4月	

【職業実践専門課程】

目標とする資格名称	都道府県	施設名	講座名	講座番号	実施方法	昼夜 土日	訓練 期間	開講月	
職業実践専門課程(衛生関係その他)	【10講座】	北海道	札幌ベルエポック製菓調理専門学校	製菓・製パン・シヨコラ科	51068-181001-4	通学	昼間	24ヶ月	4月
		北海道	札幌ベルエポック製菓調理専門学校	調理師科	51068-181002-7	通学	昼間	24ヶ月	4月
		岩手県	専門学校盛岡カレッジオブビジネス	パティシエ科パティシエマスターコース	53010-181001-9	通学	昼間	24ヶ月	4月
		群馬県	群馬調理師専門学校	調理高度テクニカル学科	60017-181001-2	通学	昼間	24ヶ月	4月
		群馬県	東日本製菓技術専門学校	製菓製パン本科	60037-181001-1	通学	昼間	24ヶ月	4月
		埼玉県	埼玉ベルエポック製菓調理専門学校	パティシエ科	61043-181001-0	通学	昼間	24ヶ月	4月
		埼玉県	埼玉ベルエポック製菓調理専門学校	調理師科	61043-181002-2	通学	昼間	24ヶ月	4月
		東京都	東京ベルエポック製菓調理専門学校	パティシエ科	48180-181001-9	通学	昼間	24ヶ月	4月
		東京都	東京ベルエポック製菓調理専門学校	調理師科	48180-181002-1	通学	昼間	24ヶ月	4月
		高知県	高知情報ビジネス&フード専門学校	製菓製パン学科	89004-181001-8	通学	昼間	24ヶ月	4月

目標とする資格名称	都道府県	施設名	講座名	講座番号	実施方法	昼夜 土日	訓練 期間	開講月
職業実践専門課程(文化その他) 【6講座】	千葉県	専門学校 ちば愛犬動物フラワー学園	植物管理科 フラワーデザインコース	62029-181001-2	通学	昼間	24ヶ月	4月
	新潟県	国際外語・観光・エアライン専門学校	通訳ガイド科(2年制)	65021-181001-0	通学	昼間	24ヶ月	4月
	新潟県	国際音楽エンタテインメント専門学校	音楽ビジネス科 アーティストマネージャーコース	65023-181001-4	通学	昼間	24ヶ月	4月
	新潟県	国際音楽エンタテインメント専門学校	音楽ビジネス科 テレビ・ラジオ制作スタッフコース	65023-181002-7	通学	昼間	24ヶ月	4月
	新潟県	国際音楽エンタテインメント専門学校	音楽ビジネス科 アナウンサー・レポーターコース	65023-181003-0	通学	昼間	24ヶ月	4月
	新潟県	国際音楽エンタテインメント専門学校	音楽ビジネス科 映像クリエイターコース	65023-181004-2	通学	昼間	24ヶ月	4月
職業実践専門課程(商業実務その他) 【5講座】	宮城県	東北保健医療専門学校	医療秘書科(薬局コース)	54016-181001-0	通学	昼間	24ヶ月	4月
	高知県	高知情報ビジネス&フード専門学校	ショップ・ブライダル学科 ショップコース	89004-181003-3	通学	昼間	24ヶ月	4月
	高知県	高知情報ビジネス&フード専門学校	ショップ・ブライダル学科 ブライダルコース	89004-181004-6	通学	昼間	24ヶ月	4月
	福岡県	専門学校 西鉄国際ビジネスカレッジ	商業実務専門課程鉄道科	90031-181001-1	通学	昼間	24ヶ月	4月
	大分県	大原医療介護福祉専門学校大分校	医療管理2年制学科医療事務総合コース	94019-181002-3	通学	昼間	24ヶ月	4月
職業実践専門課程(土木・建築) 【5講座】	大阪府	修成建設専門学校	工業専門課程第1本科(昼)住環境リノベーション学科	77020-181001-4	通学	昼間	24ヶ月	4月
	大阪府	修成建設専門学校	工業専門課程第1本科(昼)土木工学科	77020-181002-7	通学	昼間	24ヶ月	4月
	大阪府	修成建設専門学校	工業専門課程第1本科(昼)建設エンジニア学科	77020-181003-0	通学	昼間	24ヶ月	4月
	大阪府	修成建設専門学校	工業専門課程第1本科(昼)ガーデンデザイン学科	77020-181004-2	通学	昼間	24ヶ月	4月
	岡山県	岡山科学技術専門学校	測量環境工学科	83015-181003-4	通学	昼間	24ヶ月	4月
職業実践専門課程(情報処理) 【4講座】	群馬県	東日本デザイン&コンピュータ専門学校	コンピュータ学科情報システムコース	60012-181001-3	通学	昼間	24ヶ月	4月
	東京都	駿台電子情報アンドビジネス専門学校	情報ビジネス科	48188-181001-3	通学	昼間	24ヶ月	4月
	山梨県	甲府市立甲府商科専門学校	情報処理科	69006-181001-4	通学	昼間	24ヶ月	4月
	高知県	高知開成専門学校	システム開発科	89011-181001-7	通学	昼間	24ヶ月	4月
職業実践専門課程(工業関係その他) 【3講座】	岡山県	岡山科学技術専門学校	バイオサイエンス学科	83015-181002-1	通学	昼間	24ヶ月	4月
	岡山県	岡山科学技術専門学校	ものづくり工学科	83015-181004-7	通学	昼間	24ヶ月	4月
	高知県	高知情報ビジネス&フード専門学校	ゲームクリエイター学科	89004-181002-0	通学	昼間	24ヶ月	4月
職業実践専門課程(自動車整備) 【2講座】	東京都	専門学校東京工科自動車大学校品川校	自動車整備科	48041-181001-5	通学	昼間	24ヶ月	4月
	高知県	国際デザイン・ビューティカレッジ	自動車整備科	89006-181001-1	通学	昼間	24ヶ月	4月
職業実践専門課程(動物)【1講座】	京都府	YIC京都ペット総合専門学校	動物看護科	76026-181001-4	通学	昼間	24ヶ月	4月
職業実践専門課程(電気・電子) 【1講座】	岡山県	岡山科学技術専門学校	電気工学科	83015-181001-9	通学	昼間	24ヶ月	4月
職業実践専門課程(農業関係その他) 【1講座】	新潟県	新潟農業・バイオ専門学校	農業経営科(2年制)経営・販売コース 職業実践専門課程	65008-181001-4	通学	昼間	24ヶ月	4月

【専門職学位課程】

目標とする資格名称	都道府県	施設名	講座名	講座番号	実施方法	昼夜 土日	訓練 期間	開講月
専門職学位(教職大学院) 【3講座】	東京都	玉川大学大学院	教育学研究科教職専攻専門職学位課程(教職大学院)	48197-181001-6	通学	昼間	24ヶ月	4月
	大阪府	大阪教育大学大学院	連合教職実践研究科 高度教職開発講座教育実践コーディネートコース	77090-181001-6	通学	夜間 土日	24ヶ月	4月
	大阪府	大阪教育大学大学院	連合教職実践研究科 高度教職開発講座教育実践力開発コース	77090-181002-9	通学	夜間 土日	24ヶ月	4月
専門職学位(法科大学院) 【3講座】	東京都	東京大学法科大学院	法学政治学研究科法曹養成専攻(既修者コース)	48198-181001-8	通学	昼間	24ヶ月	4月
	東京都	東京大学法科大学院	法学政治学研究科法曹養成専攻(未修者コース)	48198-181002-0	通学	昼間	36ヶ月	4月
	福岡県	九州大学大学院	九州大学大学院法務学府実務法学専攻(既修者コース)	90011-181001-2	通学	昼間	24ヶ月	4月
専門職学位(公衆衛生) 【2講座】	東京都	帝京大学	公衆衛生学研究科専門職学位課程(1年コース)	48151-181001-7	通学	昼間	12ヶ月	4月
	東京都	帝京大学	公衆衛生学研究科専門職学位課程(2年コース)	48151-181002-0	通学	昼間	24ヶ月	4月
専門職学位(臨床心理)【1講座】	鹿児島県	鹿児島大学	大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻	96008-181001-6	通学	昼間	24ヶ月	4月

【職業実践力育成プログラム】

目標とする資格名称	都道府県	施設名	講座名	講座番号	実施方法	昼夜 土日	訓練 期間	開講月
職業実践力育成プログラム (特別の課程)(社会科学・社会) 【6講座】	東京都	ビジネス・ブレイクスルー大学	経営学部履修証明プログラム(市場分析)	48023-181001-0	通信	-	6ヶ月	4月
	東京都	ビジネス・ブレイクスルー大学	経営学部履修証明プログラム(Webビジネスデザイン)	48023-181002-2	通信	-	6ヶ月	4月
	東京都	ビジネス・ブレイクスルー大学	経営学部履修証明プログラム(マネジメント)	48023-181003-5	通信	-	6ヶ月	4月
	東京都	ビジネス・ブレイクスルー大学	経営学部履修証明プログラム (英語(Listening & Reading))	48023-181004-8	通信	-	6ヶ月	4月
	東京都	ビジネス・ブレイクスルー大学	経営学部履修証明プログラム (英語(Speaking & Writing))	48023-181005-0	通信	-	6ヶ月	10月
	大阪府	関西大学大学院	海外子会社の経営を担う人材を養成する大学院教育プログラム	77091-181001-8	通学	夜間 土日	10ヶ月	5月

目標とする資格名称	都道府県	施設名	講座名	講座番号	実施方法	昼夜 土日	訓練 期間	開講月
職業実践力育成プログラム (特別の課程)(保健) 【3講座】	埼玉県	女子栄養大学大学院	健康寿命延伸のための食環境整備に関わる高度人材養成プログラム	61042-181001-8	通学	夜間	6ヶ月	9月
	東京都	東京医療保健大学感染制御学教育研究センター	感染制御実践看護学講座	48186-181001-0	通学	昼間 土日	6ヶ月	4月
	岡山県	川崎医療福祉大学	医療福祉マネジメント学部医療秘書学科 クリニカルセクレタリー育成プログラム	83019-181001-6	通信	-	6ヶ月	4月
職業実践力育成プログラム (正規課程)(保健) 【3講座】	大阪府	滋慶医療科学大学院大学	医療管理学研究科 医療安全管理学専攻	77092-181001-0	通学	夜間 土日	24ヶ月	4月
	鹿児島県	鹿児島大学	保健学研究科保健学専攻博士前期課程 理学療法・作業療法学領域理学療法学分野	96008-181002-9	通学	昼間	24ヶ月	4月
	鹿児島県	鹿児島大学	保健学研究科保健学専攻博士前期課程 理学療法・作業療法学領域作業療法学分野	96008-181003-1	通学	昼間	24ヶ月	4月
職業実践力育成プログラム (正規課程)(社会科学・社会) 【2講座】	東京都	一橋大学大学院	経営管理研究科 経営管理専攻 金融戦略・経営財務プログラム	48022-181001-8	通学	夜間 土日	24ヶ月	4月
	東京都	立教大学大学院	ビジネスデザイン研究科ビジネスデザイン専攻 社会人試験区分入学者	48187-181001-1	通学	夜間 土日	24ヶ月	4月
職業実践力育成プログラム (特別の課程)(その他) 【2講座】	石川県	公立小松大学	ものづくり人材スキルアッププログラム(総合コース)	67014-181001-3	通学	昼間	4ヶ月	5月,10月
	高知県	高知大学	土佐フードビジネスクリエイター人材創出事業 (土佐FBC)BBコース	89012-181001-9	通学	夜間 土日	9ヶ月	7月
職業実践力育成プログラム (特別の課程)(工学・工業) 【1講座】	愛知県	名古屋工業大学 次世代自動車工学教育研究センター	3D-CAD設計技術者育成講座 履修証明プログラム	73076-181001-4	通学	夜間 土日	12ヶ月	4月

【一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とした課程】

目標とする資格名称	都道府県	施設名	講座名	講座番号	実施方法	昼夜 土日	訓練 期間	開講月
シスコ技術者認定 CCIE R&S 【4講座】	東京都	株式会社 NGN-SF	NW技術者エキスパート CCIE R&S 速習ラボ試験対策	48181-181001-0	通学	昼間	6ヶ月	4月,10月
	東京都	株式会社 NGN-SF	NW技術者エキスパート CCIE R&S 速習ラボ試験対策(復習ラボ付)	48181-181002-3	通学	昼間	6ヶ月	4月,10月
	東京都	株式会社 NGN-SF	NW技術者エキスパート CCIE R&S 完全ラボ試験対策	48181-181003-6	通学	昼間	6ヶ月	4月,10月
	東京都	株式会社 NGN-SF	NW技術者エキスパート CCIE R&S 完全ラボ試験対策(復習ラボ付)	48181-181004-9	通学	昼間	6ヶ月	4月,10月
ネットワークスペシャリスト 【2講座】	東京都	株式会社 アイテック	ネットワークスペシャリスト(NW)スタンダードコース	48191-181002-8	通信	-	6ヶ月	4月,5月
	東京都	TAC/Wセミナー	ネットワークスペシャリスト 本科生午前1免除 (DVD・Web)通信	48164-181001-7	通信	-	4ヶ月	5月,6月
ITストラテジスト 【2講座】	東京都	株式会社 アイテック	ITストラテジスト(ST)スタンダードコース	48191-181003-0	通信	-	6ヶ月	4月,5月
	東京都	TAC/Wセミナー	ITストラテジスト 本科生午前1免除(DVD・Web)通信	48164-181002-0	通信	-	4ヶ月	5月,6月
ITILエキスパート 【1講座】	東京都	株式会社 アーク	ITIL(R)エキスパート研修	48189-181001-5	通信	-	6ヶ月	毎月
システムアーキテクト 【1講座】	東京都	TAC/Wセミナー	システムアーキテクト 本科生午前1免除 (DVD・Web)通信	48164-181003-2	通信	-	4ヶ月	5月,6月
ITサービスマネージャ 【1講座】	東京都	TAC/Wセミナー	ITサービスマネージャ 本科生午前1免除 (DVD・Web)通信	48164-181004-5	通信	-	4ヶ月	5月,6月
情報処理安全確保支援士 【1講座】	東京都	株式会社 アイテック	情報処理安全確保支援士(SC)スタンダードコース	48191-181001-5	通信	-	6ヶ月	4月,5月,10月,11月

【第四次産業革命スキル習得講座】

目標とする資格名称	都道府県	施設名	講座名	講座番号	実施方法	昼夜 土日	訓練 期間	開講月
クラウド、IoT、AI、データサイエンス 【11講座】	東京都	株式会社 ブレインパッド	データサイエンティスト入門研修	48179-181001-0	通学	昼間	1ヶ月	3月,6月,9月,12月
	東京都	株式会社 ブレインパッド	データサイエンティスト入門研修(アドバンスド)	48179-181002-3	通学	昼間	1ヶ月	3月,6月,9月,12月
	東京都	株式会社 アイ・ラーニング	データサイエンティスト育成講座	48196-181002-7	通学	昼間	4ヶ月	4月,8月,12月
	東京都	ジーズアカデミー-TOKYO	ジーズアカデミー-TOKYO LABコース	48192-181001-7	通学	昼間	6ヶ月	4月,10月
	東京都	株式会社 ウチダ人材開発センタ	AI活用講座	48177-181001-7	通学	昼間 土日	1ヶ月	10月
	東京都	株式会社 ウチダ人材開発センタ	IoT活用講座 上級編	48177-181002-0	通学	昼間 土日	1ヶ月	9月
	東京都	日本マイクロソフト株式会社	ディープラーニングハンズオンセミナー	48194-181001-0	通学	昼間	1ヶ月	毎月
	東京都	株式会社日立インフォメーションアカデミー 東京研修センタ	データ利活用技術者育成講座	48178-181001-9	通学	昼間	6ヶ月	4月
	東京都	富士通ラーニングメディア品川ラーニングセンター	AI・データ分析を活用するイノベーター	48185-181001-8	通学	昼間	6ヶ月	7月
	東京都	富士通ラーニングメディア品川ラーニングセンター	デジタルビジネス創出人材育成コース	48185-181002-0	通学	昼間	6ヶ月	8月
	神奈川県	NECマネジメントパートナー株式会社	クラウド基盤構築とクラウドサービス適用検討 -Microsoft Azure編-	64051-181001-3	通学	昼間	1ヶ月	1月,7月
ネットワーク、セキュリティ 【4講座】	東京都	株式会社 アイ・ラーニング	日本IBM CSIRT研修	48196-181001-4	通学	昼間	1ヶ月	2月,6月,10月
	東京都	株式会社 ラック	実践! デジタル・フォレンジック完全マスター	48183-181001-4	通学	昼間	1ヶ月	6月
	東京都	株式会社 ラック	実践! マルウェア解析完全マスター	48183-181002-7	通学	昼間	1ヶ月	6月
	神奈川県	NECマネジメントパートナー株式会社	情報セキュリティ技術者養成講座	64051-181002-6	通学	昼間	1ヶ月	7月,11月
IT×自動車分野 【1講座】	広島県	ひろしま産業振興機構 ひろしまデジタルイノベーションセンター	モデルベース開発プロセス研修	84038-181001-4	通学	昼間	1ヶ月	10月

教育訓練内容別・都道府県別 専門実践教育訓練指定状況(平成30年4月1日付指定)

○教育訓練内容別 指定状況

目標とする資格等名称	総数	指定講座数 平成30年4月		既指定 講座数
		新規指定 講座数	指定期間満了・講座 廃止等により指定 外となった講座数	
業務独占・名称独占資格の養成課程				
看護師	233	21	26	238
介護福祉士	121	2	42	161
美容師	94	3	20	111
調理師	89	6	7	90
保育士	73	6	7	74
歯科衛生士	71	2	9	78
社会福祉士	58	5	0	53
はり師	56	5	9	60
柔道整復師	50	4	7	53
准看護師	42	6	10	46
栄養士	42	9	2	35
精神保健福祉士	38	2	3	39
助産師	28	2	10	36
理容師	24	2	7	29
あん摩マッサージ師	22	0	0	22
臨床工学技士	19	2	0	17
製菓衛生師	17	2	3	18
言語聴覚士	16	0	2	18
歯科技工士	15	0	3	18
理学療法士	13	1	2	14
キャリアコンサルタント	13	0	0	13
作業療法士	10	0	2	12
保健師	6	0	0	6
測量士補	5	0	0	5
建築士	4	0	3	7
きゅう師	4	0	1	5
視能訓練士	4	0	0	4
電気工事士	4	0	0	4
臨床検査技師	3	0	2	5
義肢装具士	2	0	0	2
海技士	2	0	0	2
救急救命士	1	0	1	2
航空運航整備士	1	0	0	1
測量士	0	0	1	1
小計	1,180	80	179	1,279
専修学校の職業実践専門課程				
職業実践専門課程(商業実務その他)	199	5	11	205
職業実践専門課程(工業関係その他)	68	3	7	72
職業実践専門課程(情報処理)	57	4	6	59
職業実践専門課程(文化その他)	56	6	2	52
職業実践専門課程(動物)	43	1	1	43
職業実践専門課程(デザイン)	39	0	8	47
職業実践専門課程(スポーツ)	39	0	1	40
職業実践専門課程(自動車整備)	37	2	1	36
職業実践専門課程(衛生関係その他)	36	10	0	26
職業実践専門課程(経理・簿記)	27	0	10	37
職業実践専門課程(土木・建築)	27	5	4	26
職業実践専門課程(服飾・家政その他)	19	0	4	23
職業実践専門課程(情報)	18	0	3	21
職業実践専門課程(旅行)	18	0	0	18
職業実践専門課程(ビジネス)	16	0	5	21
職業実践専門課程(医療関係その他)	15	0	0	15
職業実践専門課程(電気・電子)	12	1	1	12
職業実践専門課程(社会福祉関係その他)	10	0	0	10
職業実践専門課程(農業関係その他)	6	1	2	7
小計	742	38	66	770

目標とする資格等名称	総数	指定講座数 平成30年4月		既指定 講座数
		新規指定 講座数	指定期間満了・講座 廃止等により指定 外となった講座数	
専門職学位課程				
専門職学位(ビジネス・MOT)	30	0	1	31
専門職学位(教職大学院)	17	3	8	22
専門職学位(法科大学院・司法試験合格)	11	3	4	12
専門職学位(その他)	6	0	1	7
専門職学位(公共政策)	4	0	0	4
専門職学位(会計)	3	0	1	4
専門職学位(公衆衛生)	3	2	0	1
専門職学位(臨床心理)	2	1	0	1
専門職学位(知的財産)	1	0	0	1
小計	77	9	15	83
大学等の職業実践力育成プログラム				
特別の課程(保健)	20	3	0	17
正規課程(社会科学・社会)	15	2	1	14
正規課程(保健)	13	3	0	10
特別の課程(その他)	12	2	0	10
特別の課程(社会科学・社会)	10	6	0	4
特別の課程(工学・工業)	8	1	1	8
正規課程(工学・工業)	6	0	0	6
正規課程(人文科学・人文)	4	0	0	4
正規課程(その他)	4	0	0	4
特別の課程(農学・農業)	2	0	0	2
小計	94	17	2	79
一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とした課程				
シスコ技術者認定 CCIE	6	4	0	2
情報処理安全確保支援士	2	1	0	1
ネットワークスペシャリスト	2	2	0	0
ITストラテジスト	2	2	0	0
データベーススペシャリスト	1	0	0	1
プロジェクトマネージャ	1	0	0	1
システム監査技術者	1	0	0	1
ITILエキスパート	1	1	0	0
システムアーキテクト	1	1	0	0
ITサービスマネージャ	1	1	0	0
シスコ技術者認定 CCNP	3	0	0	3
オラクル認定Java認定資格 Developer	2	0	0	2
MS認定技術者 MCSE	1	0	0	1
小計	24	12	0	12
第四次産業革命スキル習得講座				
クラウド、IoT、AI、データサイエンス	11	11	0	0
ネットワーク、セキュリティ	4	4	0	0
IT×自動車分野	1	1	0	0
小計	16	16	0	0
合計	2,133	172	262	2,223

教育訓練内容別・都道府県別 専門実践教育訓練指定状況(平成30年4月1日付指定)

○都道府県別 指定状況

都道府県名	指定講座数			
	総数	平成30年4月		既指定講座数
		新規指定講座数	指定期間満了・講座廃止等により指定外となった講座数	
北海道	115	8	11	118
青森県	12	0	1	13
岩手県	17	1	12	28
宮城県	46	1	1	46
秋田県	9	1	0	8
山形県	11	0	0	11
福島県	14	3	9	20
茨城県	21	2	3	22
栃木県	19	1	4	22
群馬県	51	6	17	62
埼玉県	48	6	10	52
千葉県	32	2	5	35
東京都	348	52	34	330
神奈川県	60	3	16	73
新潟県	103	6	5	102
富山県	10	0	2	12
石川県	34	3	5	36
福井県	27	1	3	29
山梨県	6	1	1	6
長野県	23	1	4	26
岐阜県	19	3	0	16
静岡県	51	5	5	51
愛知県	113	6	15	122
三重県	23	1	5	27

都道府県名	指定講座数			
	総数	平成30年4月		既指定講座数
		新規指定講座数	指定期間満了・講座廃止等により指定外となった講座数	
滋賀県	2	1	0	1
京都府	66	1	3	68
大阪府	176	9	15	182
兵庫県	81	3	8	86
奈良県	6	2	1	5
和歌山県	14	1	1	14
鳥取県	5	0	4	9
島根県	22	3	2	21
岡山県	34	6	2	30
広島県	52	2	14	64
山口県	23	1	4	26
徳島県	13	0	1	14
香川県	34	1	0	33
愛媛県	25	0	1	26
高知県	18	7	3	14
福岡県	148	5	9	152
佐賀県	18	0	5	23
長崎県	18	0	4	22
熊本県	40	4	3	39
大分県	27	3	3	27
宮崎県	35	3	6	38
鹿児島県	25	6	3	22
沖縄県	39	1	2	40
合計	2,133	172	262	2,223

平成30年度予算案
の概要について

平成29年12月
人材開発統括官

平成30年度予算案総括表

[人材開発統括官]

区 分	平成29年度 予 算 額	平成30年度 概算要求額	平成30年度 予 算 案	対 前 年 度 比較増▲減額	前年比
	千円	千円	千円	千円	%
一 般 会 計	13,674,362	13,586,643	13,102,159	▲ 572,203	95.8
(うち義務の経費)	(7,176,895)	(7,369,604)	(7,363,169)	186,274	102.6
(うち裁量の経費)	(6,497,467)	(6,217,039)	(5,738,990)	▲ 758,477	88.3
(推進枠)	(0)	(577,761)	(0)	0	—
労働保険特別会計	191,157,770	237,097,055	239,551,796	48,394,026	125.3
(労災勘定)	3,622,505	1,509,760	1,501,759	▲ 2,120,746	41.5
(雇用勘定)	187,535,265	235,587,295	238,050,037	50,514,772	126.9
合 計	204,832,132	250,683,698	252,653,955	47,821,823	123.3

人材開発統括官における平成30年度予算案の主な施策

『働き方改革実行計画』等を踏まえ、①働き方改革の着実な実行や人材投資の強化等を通じた労働環境の整備・生産性の向上、②女性、若者、障害者、高齢者等の多様な働き手の参画、③人材育成を通じた国際協力の推進を図るため、概算要求を実施（平成30年度予算案 2,527億円）

第1 働き方改革の着実な実行や人材投資の強化等を通じた労働環境の整備・生産性の向上

1 生産性向上に資する人材育成の強化

- ハورتレーニング等において、ITリテラシー習得メニューを新設し、ITリテラシーを学べる場の拡充
- マッチングに資するよう、IT業界で通用するコンピテンシーやITリテラシー等の能力証明ツールを組み込んだジョブ・カードの開発・活用促進

2 職業能力・職場情報の見える化の推進

- 雇成型訓練を活用する企業支援及びジョブ・カード制度の推進
- ものづくり分野などの人材育成を支援するため、若者の技能検定の受検料減免措置等により若者が技能検定を受検しやすい環境の整備

第2 女性、若者、障害者、高齢者等の多様な働き手の参画

1 女性の活躍促進に向けた職業能力開発の推進

- 子育て女性のためのリカレント教育講座や土日・夜間講座等専門実践教育訓練対象講座の多様化、利便性の向上を図るための研究・開発
- 公的職業訓練において託児サービス支援の提供等の推進

2 若者や就職氷河期世代の活躍促進

- 希望する地域で働ける勤務制度の導入等の促進、文部科学省と連携した、より早期からの職業意識形成支援・就職ニーズの把握による、大学生等が望む働き方・地域での就職実現の促進
- 就職氷河期に就職時期を迎えた不安定就労者等に対する、職業訓練の実施や雇い入れた事業主に対する助成、担当者制によるきめ細かい就職支援等の実施
- 地域若者サポートステーションと関係機関との連携強化等による、高校中退者等をはじめとする若年無業者等に対する切れ目のない就労支援の推進

3 精神障害者など多様な障害特性に対応した就労支援の強化

- 障害者職業能力開発校において、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に重点を置いた職業訓練を実施
- 職業能力開発校(一般校)において、精神障害者を受入れるための体制整備

第3 人材育成を通じた国際協力の推進

外国人技能実習制度の適正かつ円滑な運用

- 技能実習法に基づき、外国人技能実習制度の適正かつ円滑な推進

平成30年度人材開発統括官重点施策と予算案の概要について

平成30年度予算案 2,527(2,048)億円

一般会計	131	(137)	億円
労災勘定	15	(36)	億円
雇用勘定	2,381	(1,875)	億円

第1 働き方改革の着実な実行や人材投資の強化等を通じた労働環境の整備・生産性の向上

881(360)億円

一般会計	0.9	(0.9)	百万円
雇用勘定	881	(360)	億円

1 生産性向上に資する人材育成の強化【一部新規】

855(323)億円

雇用勘定 855(323)億円

① 第4次産業革命に対応した人材育成・人材投資の抜本拡充【一部新規】

55(20)億円

雇用勘定 55(20)億円

- ・ ハロートレーニング(公共職業訓練)等において、ITリテラシー習得メニューを新設する。【新規】
- ・ 全国の職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)等に設置している「生産性向上人材育成支援センター」において、各企業のニーズに応じたオーダーメイド型の在職者訓練や人材育成の相談対応等、総合的な事業主支援を実施する。
- ・ IT分野の人材育成を強化するため、ジョブ・カードの能力証明機能の強化やIT分野の能力開発・キャリア形成に関する相談に専門性を有するキャリアコンサルタントの育成・活用を促進する。【一部新規】

② 若者等に対する一貫した新たな能力開発等【一部新規】

381 (87) 億円

雇用勘定 381 (87) 億円

- ・ 人手不足となっている業界への若者等の定着のため、業界主導で育成支援団体及び協力企業が一体となって、基礎的知識・能力の形成から一人前レベルの取得まで、一貫して継続的に支援する新たな能力開発を実施する。【新規】
- ・ 非正規雇用労働者等を対象として、国家資格の取得等を目指し、正社員就職を実現する長期の離職者訓練を推進する。

③ 生産性向上に資する企業内訓練等の推進

419 (216) 億円

雇用勘定 419 (216) 億円

- ・ 企業内の人材育成を支援するため、人材開発支援助成金を活用した企業内訓練等を推進する。建設業については、国と建設業界が連携した訓練の実施により、能力開発支援を行う。

2 職業能力の見える化の推進【一部新規】

46 (37) 億円

一般会計 0.9 (0.9) 百万円

雇用勘定 45 (37) 億円

- ・ 職業能力の「見える化」の観点から、技能検定やジョブ・カードの強化・活用促進を図る。

第2 女性、若者、障害者、高齢者等の多様な働き手の参画

1, 675 (1, 434) 億円

一般会計	103 (108) 億円
労災勘定	7.4 (2.9) 億円
雇用勘定	1,565 (1,298) 億円

1 女性の活躍促進に向けた職業能力開発の推進 【一部新規】 【一部再掲】

427 (134) 億円

雇用勘定 427 (134) 億円

- ・ 子育て女性や社会人のリカレント教育講座や土日・夜間講座、完全eラーニング講座等専門実践教育訓練対象講座の多様化、利便性の向上を図る。【一部新規】
- ・ 託児サービス付き訓練や保育士等の職場復帰を支援するハロートレーニングを充実する。
- ・ 非正規雇用労働者等を対象として、国家資格の取得等を目指し、正社員就職を実現する長期の離職者訓練を推進する。【再掲】

※ 専門実践教育訓練給付による支援を引き続き実施

2 若者や就職氷河期世代の活躍促進 【一部新規】 【一部再掲】

582 (296) 億円

一般会計	33 (39) 億円
雇用勘定	550 (257) 億円

(1) 地元就活支援コラボプロジェクトの推進 【一部新規】 84 (87) 億円

一般会計	21 (27) 億円
雇用勘定	63 (60) 億円

希望する地域で働ける勤務制度の導入等を促進するため、若者雇用促進法に基づく指針を改正し、社会的機運の醸成を図るとともに、文部科学省と連携し、より早期からの職業意識形成支援と、就職ニーズの把握に取り組むことで、大学生等が望む働き方・地域での就職の実現を図る。

(2) 就職氷河期世代への支援【一部新規】

71(79)億円

雇用勘定 71(79)億円

いわゆる就職氷河期に就職時期を迎えた不安定就労者等に対し、職業訓練の実施や雇い入れた事業主に対する助成を行うとともに、担当者制によるきめ細かい就職支援等を実施する。

また、地域若者サポートステーションにおいて、就職氷河期世代の無業者の自立に向けた総合的サポートのモデル実施に着手する。

(3) 在職中の若者の定着支援【一部新規】

1.2(0.2)億円

雇用勘定 1.2(0.2)億円

在職者の職場への定着支援や非正規雇用労働者のキャリアアップに関する相談に専門性を有するキャリアコンサルタントの育成・企業内外での活用促進を図る。

(4) 若年無業者等の社会的・職業的自立のための支援の推進

【一部新規】 【一部再掲】

421(126)億円

一般会計 12(12)億円

雇用勘定 409(113)億円

- ・ 地域若者サポートステーションと関係機関との連携強化等による、高校中退者等をはじめとする若年無業者等に対する切れ目のない就労支援の推進に加え、就職氷河期世代の無業者の自立に向けた総合的サポートのモデル実施に着手する。【一部新規】
- ・ 人手不足となっている業界への若者等の定着のため、業界主導で育成支援団体及び協力企業が一体となって、基礎的知識・能力の形成から一人前レベルの取得まで、一貫して継続的に支援する新たな能力開発を実施する。【新規】【再掲】
- ・ 非正規雇用労働者等を対象として、国家資格の取得等を目指し、正社員就職を実現する長期の離職者訓練を推進する。【再掲】

(5) 技能五輪国際大会の日本国内への招致

5.6(4.8)億円

雇用勘定 5.6(4.8)億円

技能五輪国際大会の日本国内への招致に向け、招致活動、国内の青年技能者の競技力の向上、競技大会の活性化等を図る。

3 精神障害者など多様な障害特性に対応した就労支援の強化【一部新規】【一部再掲】

62(82)億円

一般会計 37(35)億円
労災勘定 7.4(29)億円
雇用勘定 17(18)億円

障害者職業能力開発校において、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に重点を置いた職業訓練を実施する。

また、職業能力開発校（一般校）において精神障害者を対象とした職業訓練をモデル的に実施し、精神障害者を受入れるための体制整備を図る。

4 ハロートレーニング等によるセーフティネットの確保

【一部新規】【一部再掲】

1,465(1,197)億円

一般会計 70(68)億円
雇用勘定 1,394(1,129)億円

求職者の安定した就職の実現につなげるため、地域のニーズに対応した効果的なハロートレーニング等を推進する。

第3 人材育成を通じた国際協力の推進

36(36)億円

一般会計 15(16)億円
労災勘定 7.7(7.4)億円
雇用勘定 14(13)億円

1 外国人技能実習制度の適正かつ円滑な運用

35(35)億円

一般会計 14(14)億円
労災勘定 7.7(7.4)億円
雇用勘定 14(13)億円

技能実習法に基づき、外国人技能実習制度の適正かつ円滑な運用を図る。

2 職業能力開発分野における国際協力の推進

1.2(1.6)億円

一般会計 1.2(1.6)億円

ASEAN等に対して、二国間及び国際的な枠組みにより技能評価システム及び職業訓練実施方法のノウハウの移転を促進し、同地域内の技能水準の底上げを図る。

1. 職業訓練指導員養成に関する現状

指導員養成に対する指摘

行政刷新会議事業仕分け、省内仕分け、会計検査院等

① 養成課程における指導員就職が低いこと

当時（平成17～21年）の指導員就職率は8%～41%

② 4年の養成期間が長期であること

当時の養成課程については、高等学校卒業生等に対して4年のカリキュラムで実施

養成課程等の見直し
(平成26年度～)

職業訓練指導員希望者に限った課程の創設

①長期養成課程

→4年課程を廃止し、**最大2年**の長期間の養成課程

②短期養成課程

→民間企業等の実務経験に応じた短期間の養成課程

職業訓練指導員の基礎となる技能・技術等を習得

○総合課程

→指導員養成課程とは別に学位取得を可能とする課程

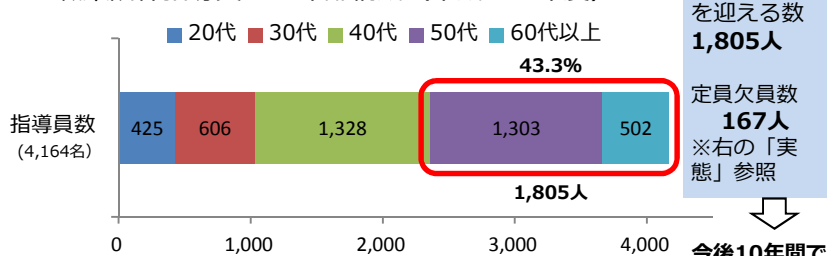
実績

4年間
268人^{※1}

※1平成26年度～平成29年度の長期養成課程・短期養成課程修了生（平成29年度は見込）

2. 職業訓練指導員養成に関する今後の課題

・職業訓練指導員^{※2}の年齢構成（平成28年度）



※2 都道府県及び(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する職業能力開発施設に勤務して職業訓練を担当している者。（認定訓練施設や矯正施設の職業訓練指導員を除く）

10年で定年を迎える数
1,805人
定員欠員数
167人
※右の「実態」参照
今後10年間で
約2,000人確保

課題

今後10年で約2,000人の安定確保

質の高い人材の育成

早期の現場配置

今後は供給不足

実態

募集に対する充足率
約75%(未充足数167人)
(686名募集519名採用(H26～28年度実績))

訓練職種によっては複数年採用
(応募)なし

人材育成施策の展開
(職業訓練指導員確保の重要性)

○働き方改革の推進や人材育成の強化等を通じた労働環境の整備・生産性の向上

- ・第4次産業革命に対応した人材育成
- ・生産性向上に資する企業内訓練等の推進

○女性、若者、障害者、高齢者等の多様な働き手の参画

- ・子育て女性や社会人のリカレント教育
- ・職場復帰の支援

職業訓練指導員の養成等に関する検討委員会（平成29年1月～9月）
(委員会メンバー：厚労省、都道府県及び機構)

検討事項

- ①職業訓練指導員の認知度の向上
- ②養成課程の検証及び見直しによる供給体制の整備
- ③職業訓練指導員免許に係る取得要件の見直し
- ④中長期的な職業訓練指導員の育成

職業訓練指導員の養成等に関する検討委員会

検討委員会における検討結果

検討結果に対する対応状況

検討委員会

委員会メンバー

- ・厚生労働省
- ・都道府県（福島県、千葉県、静岡県、佐賀県）
- ・（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構

課題

- 1 職業訓練指導員の安定確保
 - ・若年職業訓練指導員の安定的な確保
 - ・民間企業等の実務経験のある者の確保
- 2 質の高い職業訓練指導員の育成及び早期現場配置
 - ・スキルアップ訓練等の効果的な実施

検討事項

- ①職業訓練指導員の認知度の向上
- ②養成課程の検証及び見直しによる供給体制の整備
- ③職業訓練指導員免許に係る取得要件の見直し
- ④中長期的な職業訓練指導員の育成

検討事項①

職業訓練指導員情報総合サイトの開設

検討事項①

国・都道府県・機構が連携した職業訓練指導員の周知・広報活動の実施

検討事項②及び④

職業訓練指導員養成課程等の仕組みの見直し

検討事項③

職業訓練指導員免許の受験資格及び免除資格の拡大

【平成30年度予算措置】

- ・開設・運営は機構において実施予定
- ・機構に情報総合サイト運営委員会の設置予定
<掲載予定>
- ・職業訓練指導員紹介動画
- ・職業訓練指導員の活動情報
- ・各機関における募集情報や免許取得方法等

【運用による実施】

- ①ものづくりイベントへの紹介ブース設置
<実績>
 - ・若年者ものづくり競技大会（愛知）
 - ・技能五輪全国大会（栃木）
- ②企業等退職者に対する紹介活動
<実績>
 - ・自衛隊早期退職者に対する紹介
- ③大学に対する広報強化（就職部から教授まで）
- ④愛称・キャッチフレーズを活用した広報
<実績>
 - ・テクノインストラクター
～技で未来を切り開く～

【省令改正が必要な検討事項】

①職業訓練指導員養成課程等の仕組みの見直し

現行

総合課程、応用課程等、修了時に免許取得ができないこと（修了後、長期養成課程を受講）
長期養成課程において、専門課程担当までのレベルの指導員を養成することから現場配置に時間を要していること

【改正点】

- ・指導員養成課程の受講対象者の見直し
⇒総合課程在学中の短期養成課程の受講
- ・指導員養成期間の短縮
⇒普通課程担当者資格の創設

②職業訓練指導員免許の受験資格及び免除資格の拡大

現行

一部の指導員免許については、業界で広く認知されていない場合があり、免許が取りにくくなっていること

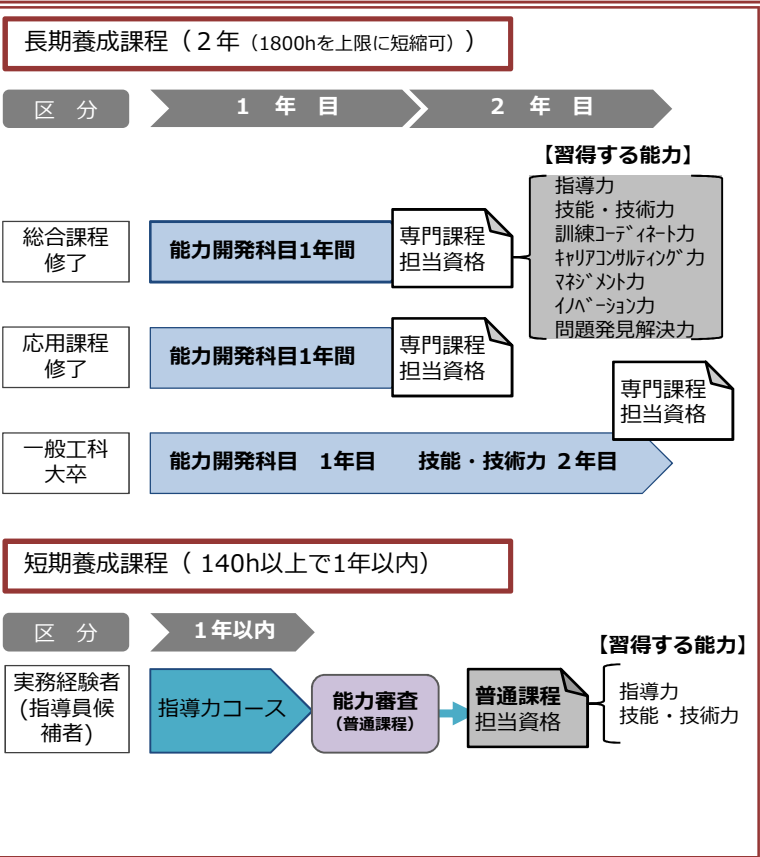
【改正点】

- ・業界で広く認知されており、職業訓練指導員に必要な技能が取得できる民間資格を新たに加えること

職業訓練指導員の養成等に関する検討概要及び方向性 (2 / 2)

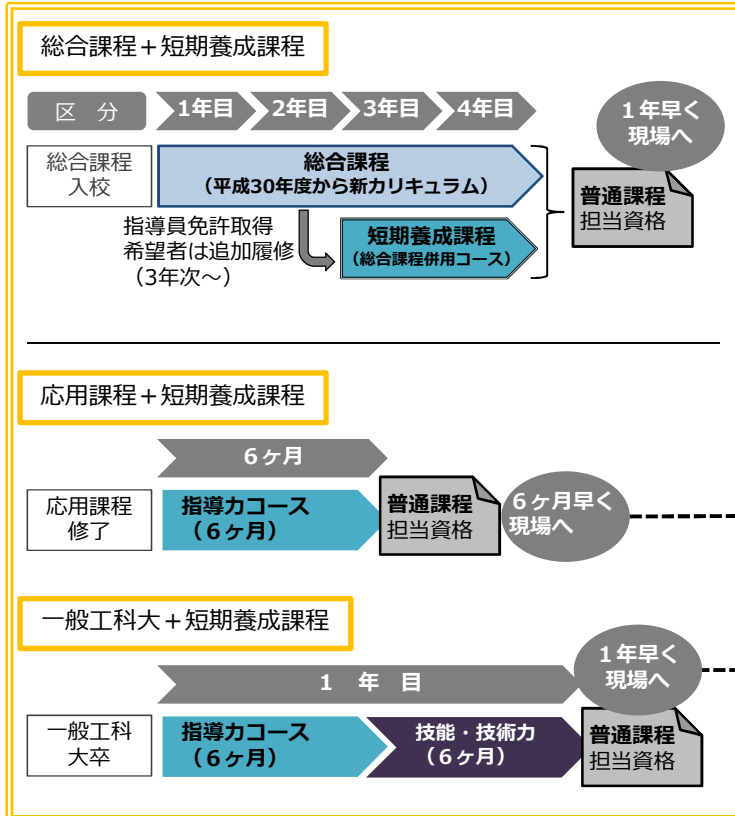
①職業訓練指導員養成課程等の仕組みの見直し

現状 (平成26年度改正)

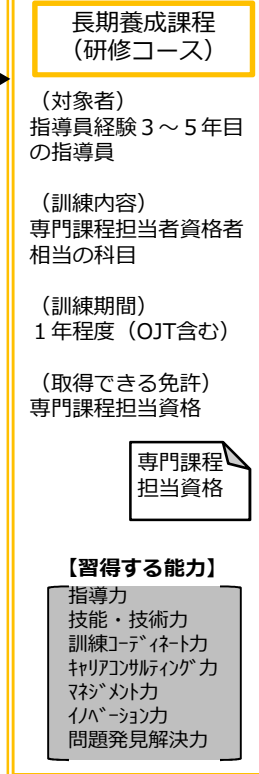


検討案 (平成31年度以降)

【短時間で若年指導員を養成する仕組み】

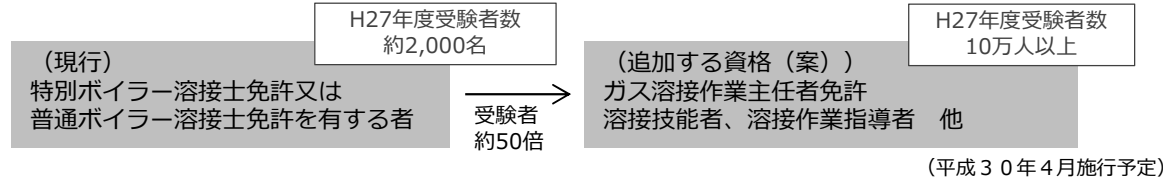


【現場経験のある指導員がスキルアップする仕組み】



②職業訓練指導員免許の受験資格及び免除資格の拡大

○指導員が不足している「溶接科」の指導員免許について、業界で広く認知されており、職業訓練指導員に必要な技能が取得できる民間資格を新たに加えることで指導員の安定的確保を図る



今後の予定

- 職業訓練指導員情報総合サイトの設計 (平成30年3月末迄)
- 短期養成課程の新たなコースについて、訓練カリキュラムの作成 (平成30年3月末迄)
- 省令改正に向けた準備

労働政策審議会人材開発分科会

参考資料

平成30年2月6日現在

(公益代表)

- あさい のりこ
浅井 紀子 中京大学経営学部教授
- おおくぼ ゆきお
大久保 幸夫 (株) リクルートホールディングス専門役員・リクルートワークス研究所長
- ◎ こすぎ れいこ
小杉 礼子 (独) 労働政策研究・研修機構特任フェロー
- はしもと ようこ
橋本 陽子 学習院大学法学部教授
- はやかわ ちづこ
早川 智津子 佐賀大学経済学部教授
- みむら たかお
三村 隆男 早稲田大学教育・総合科学学術院教授

(労働者代表)

- うえの たつや
上野 達也 日本基幹産業労働組合連合会中央副執行委員長
- おぐら のりゆき
小倉 範之 全国建設労働組合総連合中央執行委員 (技術対策部長)
- しょうじ まさと
荘司 真佐人 国公関連労働組合連合会書記長
- たかだ よしひろ
高田 佳宏 全日本自動車産業労働組合総連合会中央執行委員
- まつい たけし
松井 健 U Aゼンセン常任中央執行委員
- むらかみ ようこ
村上 陽子 日本労働組合総連合会総合労働局長

(使用者代表)

- うすだ まさと
臼田 真人 全国中小企業団体中央会理事、全日本印刷工業組合連合会会長
- えんどう かずお
遠藤 和夫 (一社) 日本経済団体連合会労働政策本部副本部長
- かどしま たけし
角島 猛 富士電機 (株) 執行役員兼人事・総務室長
- かわもと ひろこ
河本 宏子 (株) ANA総合研究所代表取締役副社長
- こまつ まきこ
小松 万希子 小松ばね工業 (株) 代表取締役社長
- みのかわ ひさひろ
美野川 久裕 キヤノン (株) 執行役員人事本部副本部長

(分科会長=◎ 分科会長代理=○)

(五十音順、敬称略)